



茨城県

## 令和8年度 事業計画概要書

茨城県農林水産部農地局

# 目 次

1. 令和8年度農業農村整備事業の推進にあたっての基本的な考え方	1
2. 農地局の令和8年度予算	
(1) 令和8年度茨城県一般会計当初予算の部局別構成	4
(2) 令和8年度農地局一般会計予算	4
(3) 令和8年度当初予算の概要	
① 事業費ベース	6
② 歳出ベース	7
(参考) 最近7ヶ年の農地局当初・最終補正予算の推移	8
3. 農地局の組織・分掌事務等	
(1) 農地局の組織	9
(2) 農地局各課・出先機関の分掌事務	11
(3) 農林事務所土地改良部門管内図	13
(4) 農地局職員数	15
4. 課別事業計画概要	
(1) 農村計画課	16
(2) 農地整備課	26
5. 令和8年度事業予定箇所	36
6. 令和8年度主要事業の概要	
(1) 低コストで生産性の高い水田の基盤づくり	39
(2) 高品質な青果物を安定生産する畑地の基盤づくり	41
(3) 基幹用排水施設等の整備	42
(4) 農業水利施設の計画的な長寿命化対策	44
(5) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策	46
(6) 流域治水対策に向けた田んぼダムの取組	47
(7) 地域資源を活用した持続可能な農村づくり	48
(8) 地域共同による農地、水路、農道等の維持管理等	49
(9) 豊かで住みよい農村環境づくりの推進	51
(10) 野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進	55
(11) 土地改良区の充実強化	56
(12) 地籍調査事業の推進	57
7. 農業農村整備事業の制度概要	
(1) 農業農村整備事業の進め方	58
(2) 自然環境の保全	59
(3) 農業農村整備事業の制度概要	60
(4) 農業基盤整備資金等	111
(5) 農地中間管理事業	114
(6) 農地売買等事業	115
(参考) 補助率推移表	116
8. 参考資料	
(1) 地域指定の状況	118
(2) 土地改良区の状況	119
(3) 広域営農団地農道位置図	120
(4) 農地局関連の主な会議一覧	121
(5) 農業農村整備事業の変遷	123

## 1. 令和8年度農業農村整備事業の推進にあたっての基本的な考え方

農業農村を取り巻く情勢は、国内の少子高齢化・人口減少による農業者の減少や農村集落機能の低下、農地の荒廃リスクの拡大、気候変動による高温や渇水、大規模自然災害の頻発化・激甚化、世界人口の増加による食料需要の増大、世界的な物価高騰などに直面しており、厳しさが増している。

このような中、国では、令和6年6月に食糧安全保障の強化、農業の持続的発展、輸出促進を目指し、「食料・農業・農村基本法」が改正されたことを受け、土地改良法（令和7年4月）、「食料・農業・農村基本計画（令和7年4月）」が相次いで改正された。また、農業構造転換集中対策期間（令和7年度から令和11年度）で実施する具体的な対策を盛り込み、令和7年9月に新たな土地改良長期計画を策定したところ。

県では、時代の変化に対応し、夢や希望にあふれ、幸せを実感できる「新しい茨城」を創り上げていくため、「茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～」を平成30年11月に策定し、県政運営を進めてきたが、令和8年4月に、新たに第3次茨城県総合計画を策定した。農業については「強い農林水産業の実現」を掲げ、農家1戸あたりの所得向上を図る取組等を進めていくこととしている。また、概ね2050年までの中長期的な視点をもった本県農業の指針として令和5年5月に、「茨城農業の将来ビジョン」を新たに策定し、米や野菜、畜産といった品目別の目指すべき姿や水田農業の構造改革に向けた土地改良事業の在り方などを示している。令和8年度以降このような観点・方向性を踏まえ、施策の展開を図っていく。

### 1 生産性向上等に向けた生産基盤の強化

#### ① 低コストで生産性の高い水田の基盤づくり

水田農業の生産コストを低減するため、ほ場の大区画化等を進めるとともに担い手への集積・集約化を進める。また、用水のパイプライン化やICT等を活用し、水管理の省力化を図るとともに、米以外の高収益作物の生産拡大を図る水田の畑地化や汎用化を進めるため「経営体育成基盤整備事業」等を推進する。

#### ② 高品質な青果物の安定生産に向けた畑地の基盤づくり

畑作営農の効率化を図る区画整理や、高品質な青果物の安定生産に向けた国営用水を活用した畑地かんがい施設の整備を進めるため「畑地帯総合整備事業」を推進する。

### 2 増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化

#### ③ 農業水利施設の計画的な長寿命化対策

農業水利施設の機能を安定的に発揮するため、老朽化が進む基幹的農業水利施設について、機能診断結果や長寿命化計画に基づき、「かんがい排水事業」等により施設の補修・更新を推進するとともに、小規模な末端の農業水利施設については「土地改良施設維持管理適正化事業」等により老朽化の状況に応じた適切な長寿命化対策を促進する。

#### ④ 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策

農地や農業用施設の機能維持、災害の未然防止及び被害解消を図るため、「農村地域防災減災事業」等を推進する。また、近年の地球温暖化に伴う気候変動の影響等により、豪雨災害が頻発・激甚化し、水害リスクの増大が懸念されるため、防災重点農業用ため池に係る防災工事や水田が有する雨水貯留機能を高め、下流の市街地・住宅等の洪水被害や内水氾濫の被害の軽減を目指し田んぼダムの取組を拡大する。

### 3 農村の価値や魅力の創出

#### ⑤ 地域資源を活用した持続可能な農村づくり

地域資源を活用した加工品開発や都市農村交流など、地域活性化につながる取組に挑戦する人材の確保・育成を図るとともに、地域産品の主要な販売拠点である農産物直売所等交流拠点の利用促進等を図るため「都市農村交流推進事業」等を推進する。

#### ⑥ 地域共同による農地、水路、農道等の維持管理等

「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払制度」を活用し、農地や水路、農道などの地域資源を適切に保全管理する地域ぐるみの共同活動等の持続可能な組織体制の強化・維持を支援する。

#### ⑦ 豊かで住みよい農村環境づくりの推進

農村の生活環境の改善や河川・湖沼などの水質保全を図る農業集落排水施設の整備や接続に向けた取組を支援するため、「農業集落排水事業」等を推進する。また、老朽化した農業集落排水施設の長寿命化を図るため、施設管理者が実施する機能診断調査や対策工事等を支援する。

人口減少や施設の維持管理費の増大に対応し、農業集落排水施設の統廃合等による維持管理費用の削減や施設稼働率の向上を図る。

#### ⑧ 鳥獣による被害対策の推進

広域化する鳥獣被害の対策として「鳥獣被害防止総合対策事業」を推進し、地域住民による集落環境の点検や共同での侵入防止柵の設置など「地域ぐるみ」の防止活動に加え、ICTを活用した捕獲活動の効率化など、市町村における有害鳥獣捕獲活動等を支援する。

これらに加えて、農業農村整備事業を推進する取組として、土地改良区の体制強化を図り、将来にわたり地域の農業水利施設等を適切に保全する体制を構築するため、「土地改良区組織運営基盤強化対策事業」により、土地改良区の合併等の再編整備や水土里ビジョンの策定を推進する。

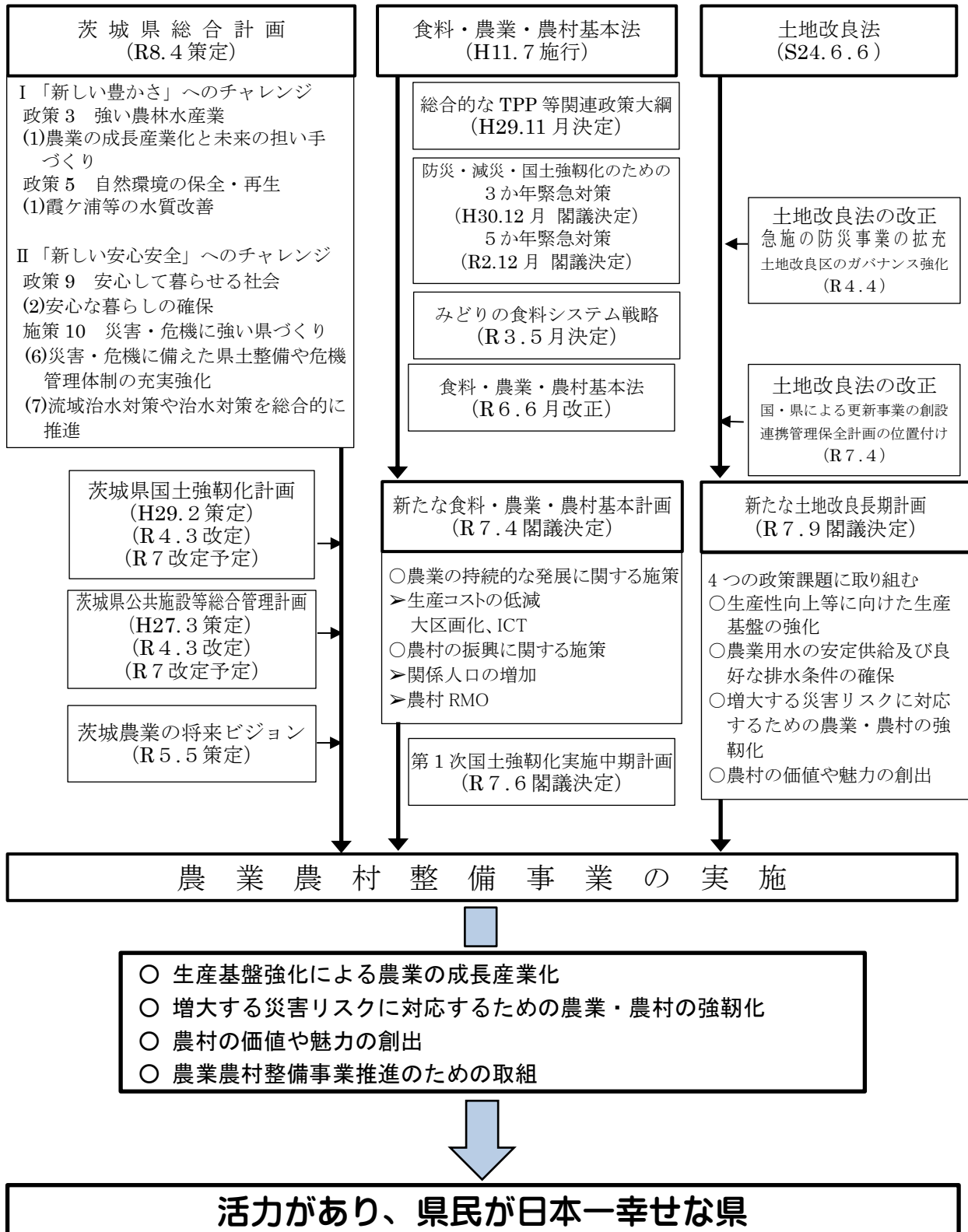
また、農業農村整備事業の有効性や効果を農業者や県民に理解してもらうための広報活動に重点的に取り組むとともに、工事受注者が情報化施工技術の活用に積極的に取り組めるよう、農業農村整備事業工事の発注体制を整える。

【参考】

## 農業農村整備事業関係施策体系

【県の施策】

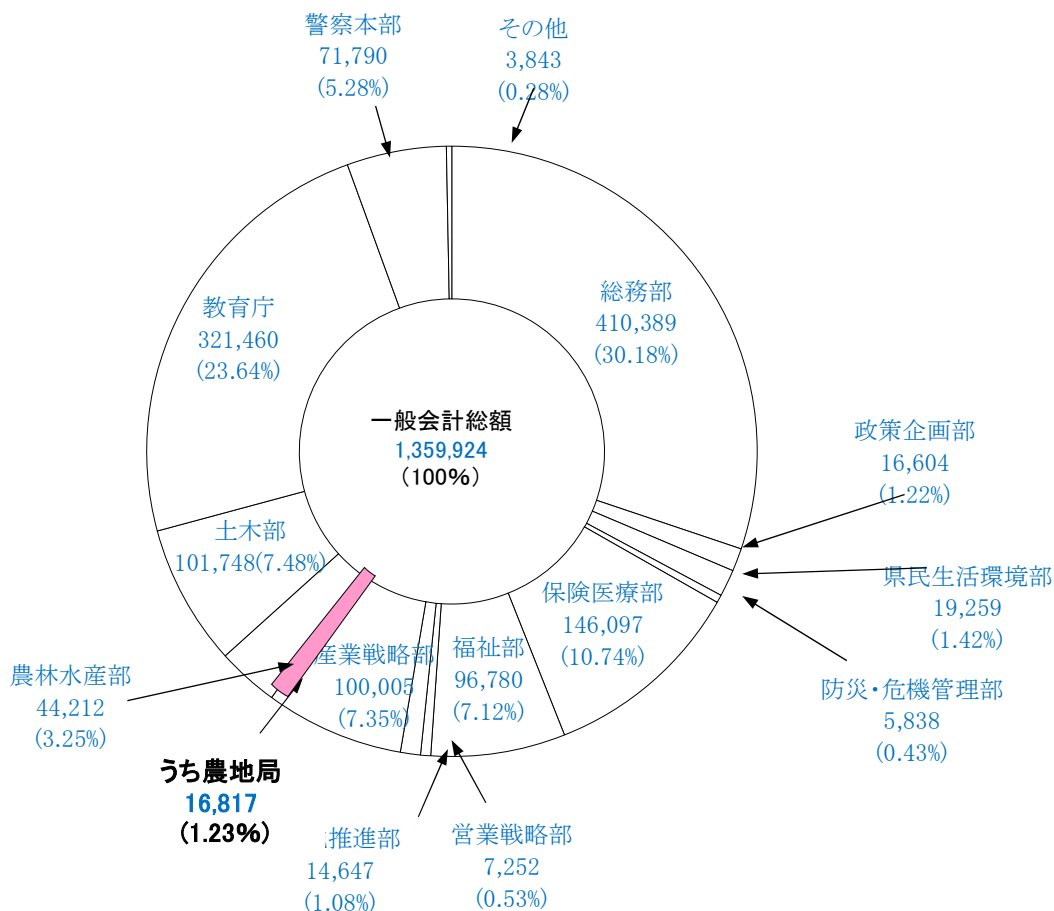
【国の施策】



## 2 農地局の令和8年度予算

### (1) 令和8年度茨城県一般会計当初予算の部局別構成

(単位:百万円)



### (2) 令和8年度農地局一般会計予算

① 歳出

ア 公共及び非公共別予算

(単位:百万円、%)

事項	8年度	7年度		対前年度比 (A/B)	8年度 構成比	
	当初(A)	当初(B)	最終			
公共	国補	12,016	11,917	17,880	100.8%	71.5%
	補助事業	10,653	10,904	16,911	97.7%	63.4%
	国営土地改良 事業負担金	1,363	1,013	969	134.6%	8.1%
	県単	866	866	817	100.0%	5.1%
	計	12,882	12,783	18,697	100.8%	76.6%
非公共	3,935	3,735	3,046	105.4%	23.4%	
合計	16,817	16,518	21,743	101.8%	100.0%	

## イ 課別予算

(単位:千円、%)

課 別	8 年 度	7 年 度		対前年度比 (A/B)
	当 初(A)	当 初(B)	最 終	
農 村 計 画 課	3,996,379	3,815,207	4,540,266	104.7%
農 地 整 備 課	12,820,780	12,702,586	17,203,105	100.9%
合 計	16,817,159	16,517,793	21,743,371	101.8%

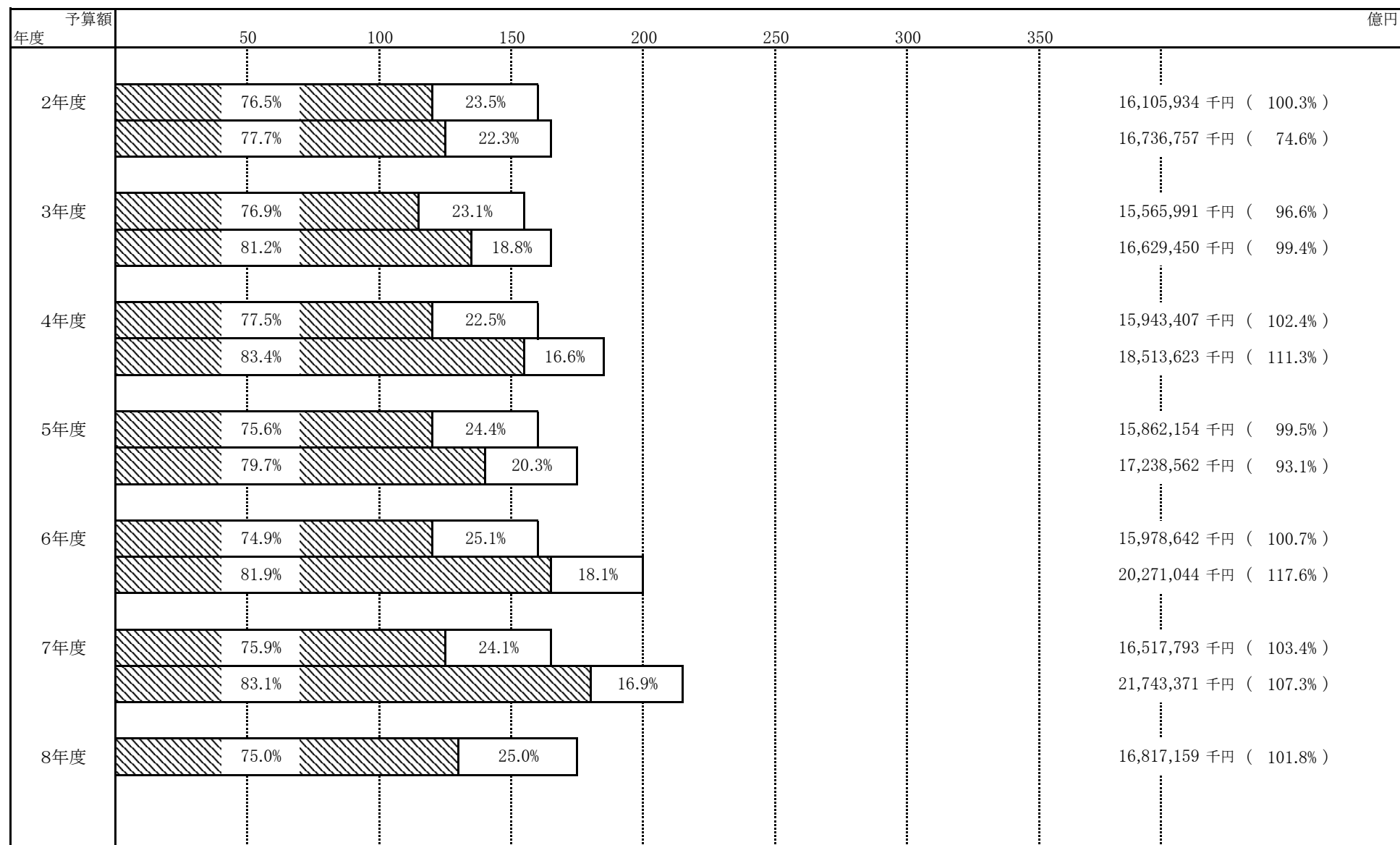
## ② 歳 入

(単位:千円、%)

区 分	8 年 度		7 年 度		対前年度比 (A/B)	
	当 初(A)	構 成 比	当 初(B)	最 終		
歳 出	16,817,159	100.0%	16,517,793	21,743,371	101.8%	
特 定 財 源	国庫支出金	7,549,110	44.9%	7,479,013	10,407,928	100.9%
	分担金 及び負担金	1,551,275	9.2%	1,707,830	2,657,318	90.8%
	使用料 及び手数料	80	0.0%	80	80	100.0%
	財 産 収 入	6,075	0.0%	2,821	5,563	215.3%
	繰 入 金	50,196	0.3%	41,060	25,603	122.3%
	諸 収 入	433,473	2.6%	412,374	407	105.1%
	県 債	3,020,600	18.0%	2,896,000	4,963,600	104.3%
特 財 計	12,610,809	75.0%	12,539,178	18,060,499	100.6%	
一 般 財 源	4,206,350	25.0%	3,978,615	3,682,872	105.7%	

(参考)

最近7ヶ年の農地局当初・最終予算の推移



(注1) 部分は特定財源

(注2) 年度下段グラフは最終予算

(注3) ( )内の%は対前年比

(3) 令和8年度当初予算の概要

①事業費ベース

(単位:千円、%)

事業名		8年度		7年度		負担区分		
		当初 ①	前年比 ①/②	当初 ②	最終 ③	国	県	地元
1	農村地域防災減災事業費	965,300	103.9%	929,000	1,489,860			
	内訳							
	県営ため池等整備事業費	421,860	99.0%	426,000	623,070	定・55・50	37・34・28	8・11・16・17
	団体営ため池等整備事業費	267,000	556.3%	48,000	20,630	50	42	8
	湛水防除事業費	50,000	16.4%	305,000	415,200	55	27・22.5	18・22.5
	地盤沈下対策事業費	226,440	151.0%	150,000	430,960	55	39	6
2	過年災害復旧費	6,270	100.0%	6,270	-	65	-	35
3	現年災害復旧費	106,025	84.1%	126,025	-	65・50	25・21・0	50・35・29・25・10
4	土地改良事業施行予定地区計画調査費	149,184	112.4%	132,784	90,100			
	内訳							
	土地改良事業施行予定地区計画調査費	145,184	112.7%	128,784	88,175	-	50	50
	実施計画策定費	-	-	-	-	100・55・50	0・22.5・25	0・22.5・25
	産地育成畑地整備促進事業費	4,000	100.0%	4,000	1,925	-	3/4	1/4
5	耕作条件改善事業費	978,336	126.8%	771,292	1,272,127	定・55・50	18・14 等	32・36 等
6	水田水管理低コスト化事業費	10,000	100.0%	10,000	9,877	50	50	-
7	田んぼダム促進緊急対策事業費	698,400	116.7%	598,400	698,400	100	-	-
①	農村計画課 計 1～7	2,913,515	113.2%	2,573,771	3,560,364			
1	国営土地改良事業負担金	1,363,205	134.6%	1,012,726	968,253	-	-	-
2	基幹水利施設管理事業費	726,909	98.6%	737,069	681,911	50・30	18・30	32・40
3	水利施設管理強化事業費 ※1	538,360	135.1%	398,536	332,831	100・50	0・20	0・30
4	経営体育成基盤整備事業費	3,545,172	93.7%	3,784,909	8,033,658			
	内訳							
	ほ場整備事業費	2,622,172	94.7%	2,769,049	5,610,551	55～50	30・27.5	22.5～15
	土地改良総合整備事業費	755,000	105.5%	715,860	1,723,107	55～50	30・27.5	22.5～17.5
	農地中間管理機構関連農地整備事業費	168,000	56.0%	300,000	700,000	62.5	27.5	10
5	農地利用集積促進事業費	200,930	70.2%	286,112	285,972	100・55・50	50・33.3・30・25・0	25・16.7・15・0
6	県営かんがい排水事業費	1,507,000	80.1%	1,880,303	2,249,248	55～50	31～25	25～15
7	県営畑地帯総合整備事業費	1,045,000	100.0%	1,045,140	1,437,518	55～50	30～25	25～15
8	基盤整備促進事業費	159,800	192.1%	83,200	72,300	55～50	25～14	36～25
9	畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業	13,975	皆増	-	-	50	50	-
10	中山間地域農村活性化総合整備事業費	64,400	80.5%	80,000	57,980	55	30～25	15～20
11	基幹農道整備事業費	90,000	112.5%	80,000	62,000	50	27.5	22.5
12	農業集落排水事業費	495,874	248.4%	199,634	160,418			
	内訳							
	団体営農業集落排水事業費	472,222	290.0%	162,825	123,609	定・50	-	-・50
	農業集落排水事業推進交付金	23,652	64.3%	36,809	36,809	-	100	-
②	農地整備課 計 1～12	9,750,625	101.7%	9,587,629	14,342,089			
③	国補公共 計 ①+②	12,664,140	104.1%	12,161,400	17,902,453			
1	県単土地改良事業費	1,596,274	116.0%	1,376,167	1,395,193	-	2/3～1/4	1/3～3/4
2	ICT等新技術調査・検討事業費	-	0.0%	1,500	1,554	-	100	-
④	農村計画課 計	1,596,274	115.9%	1,377,667	1,396,747			
1	担い手支援対策事業費 ※2	-	皆減	5,530	1,340	-	70	30
2	農業水利施設強靱化促進事業費	20,000	61.5%	32,500	17,600	-	100・75	-・25
3	水田畑地化推進事業費	118,275	82.9%	142,750	108,918	-	62.5・50・100	37.5・50・-
4	ふるさと農道整備事業費	40,000	33.3%	120,000	120,000	-	70	30
5	中山間地域農業基盤整備促進事業費	48,000	150.0%	32,000	27,118	-	62.5	37.5
⑤	農地整備課 計	226,275	68.0%	332,780	274,976			
⑥	県単公共 計 ④+⑤	1,822,549	106.6%	1,710,447	1,671,723			
⑦	農地局(公共)計 ③+⑥	14,486,689	104.4%	13,871,847	19,574,176			

※1 R4年度までは、国営造成施設管理体制整備促進事業

※2 担い手支援対策は、市町村が事業主体であるが、貸し手農家の分担金を補助するものであるため、県補助額を記載。

② 歳出ベース

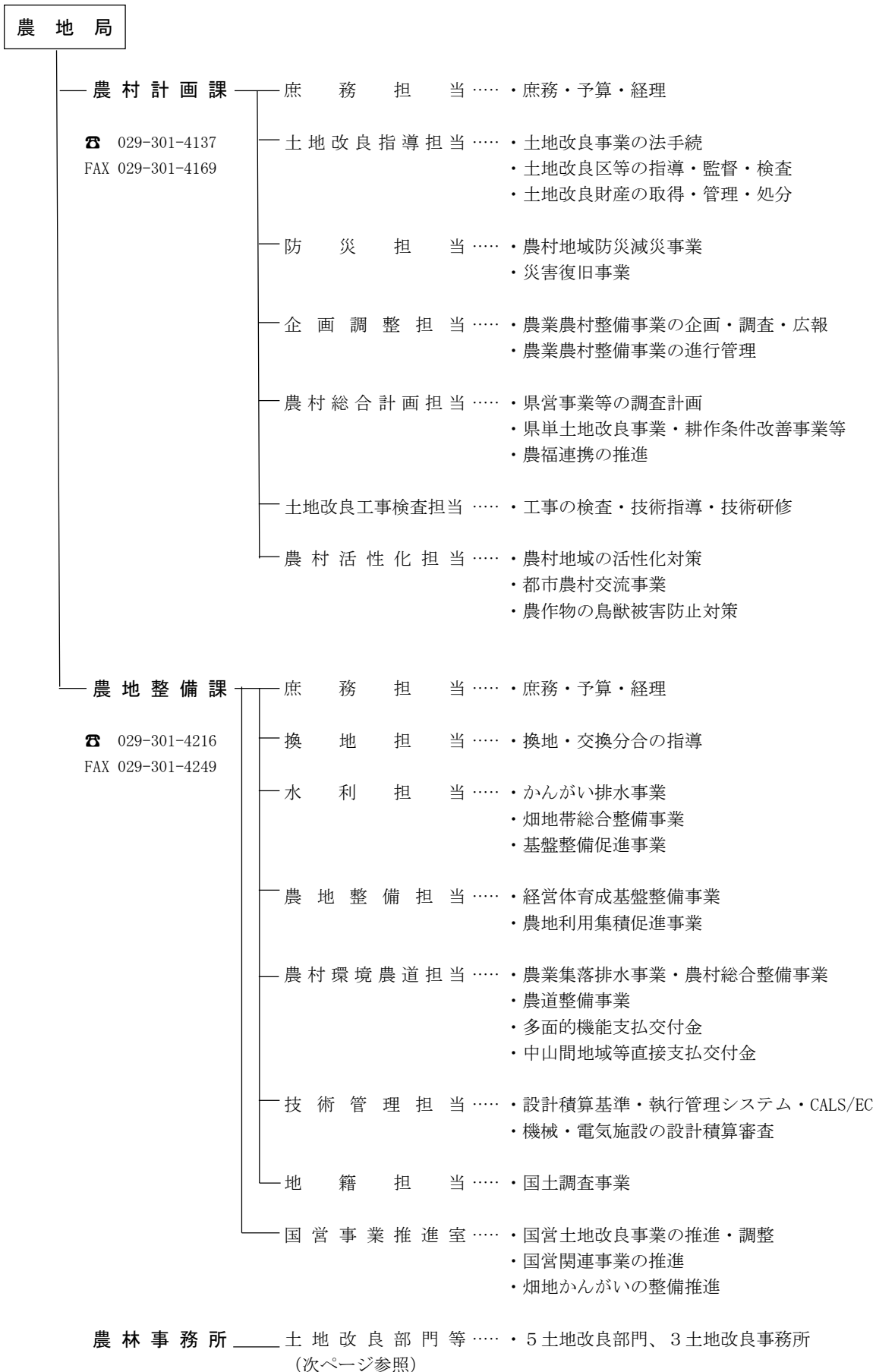
(単位:千円、%)

事業名		8年度		7年度		地区数			
		当初 ①	前年比 ①/②	当初 ②	最終 ③	R8 (当初)	うち新規	R7 (最終)	
1	農村地域防災減災事業費	998,738	100.9%	989,980	1,591,190	16	4	17	
	内訳	県営ため池等整備事業費	450,346	98.8%	455,775	666,022	12	4	11
		団体営ため池等整備事業費	252,202	538.0%	46,880	21,015	1	-	2
		湛水防除事業費	53,750	16.5%	326,325	443,938	1	-	2
		地盤沈下対策事業費	242,440	150.6%	161,000	460,215	2	-	2
2	過年災害復旧費	4,170	100.0%	4,170	-	-	-	-	
3	現年災害復旧費	76,515	92.0%	83,195	-	-	-	-	
4	土地改良事業施行予定地区計画調査費	149,184	112.4%	132,784	90,100	30	7	26	
	内訳	土地改良事業施行予定地区計画調査費	145,184	112.7%	128,784	88,175	28	5	25
		実施計画策定費	-	-	-	-	-	-	-
		産地育成畑地整備促進事業費	4,000	100.0%	4,000	1,925	2	2	1
5	耕作条件改善事業費	599,921	110.8%	541,217	789,024	30	23	45	
6	水田水管理低コスト化事業費	10,000	100.0%	10,000	9,877	1	3	3	
7	田んぼダム促進緊急対策事業費	698,400	-	598,400	698,400	8	3	16	
①	農村計画課 計 1~7	2,536,928	107.5%	2,359,746	3,178,591	85	40	107	
1	国営土地改良事業負担金	1,363,205	134.6%	1,012,726	968,253	-	-	-	
2	基幹水利施設管理事業費	440,129	99.4%	442,661	412,704	4	-	4	
3	水利施設管理強化事業費 ※1	379,502	135.0%	281,082	248,781	9	-	9	
4	経営体育成基盤整備事業費	3,797,854	93.6%	4,055,672	8,586,049	67	4	68	
	内訳	ほ場整備事業費	2,808,279	94.7%	2,966,848	5,993,455	45	3	44
		土地改良総合整備事業費	808,975	105.4%	767,474	1,844,144	17	-	20
		農地中間管理機構関連農地整備事業費	180,600	56.2%	321,350	748,450	5	1	4
5	農地利用集積促進事業費	169,009	70.3%	240,416	240,301	12	-	11	
6	県営かんがい排水事業費	1,612,015	80.1%	2,012,267	2,405,840	18	3	24	
7	県営畑地帯総合整備事業費	1,120,775	100.1%	1,120,172	1,538,584	15	-	15	
8	基盤整備促進事業費	119,850	192.1%	62,400	54,225	2	-	2	
9	畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業費	13,975	皆増	-	-	1	1	-	
10	中山間地域農村活性化総合整備事業費	69,158	80.6%	85,850	62,288	1	-	1	
11	基幹農道整備事業費	96,550	112.5%	85,850	66,590	1	-	1	
12	農業集落排水事業費	297,975	188.5%	158,083	118,196	29	19	20	
	内訳	団体営農業集落排水事業費	274,323	226.2%	121,274	81,387	22	18	14
		農業集落排水事業推進交付金	23,652	64.3%	36,809	36,809	7	1	6
②	農地整備課 計 1~12	9,479,997	99.2%	9,557,179	14,701,811	159	27	155	
③	国補公共 計 ①+②	12,016,925	100.8%	11,916,925	17,880,402	244	67	262	
1	県単土地改良事業費	698,366	117.0%	597,096	587,212	183	183	223	
2	ICT等新技術調査・検討事業費	-	0.0%	1,500	1,554	-	-	1	
④	農村計画課 計	698,366	116.7%	598,596	588,766	183	183	224	
1	担い手支援対策事業費	-	皆減	3,870	930	-	-	1	
2	農業水利施設強靱化促進事業費	20,000	66.7%	30,000	17,600	4	4	3	
3	水田畑地化推進事業費	76,500	85.0%	90,000	68,731	5	6	5	
4	ふるさと農道整備事業費	41,200	33.3%	123,600	123,600	2	-	2	
5	中山間地域農業基盤整備促進事業費	30,000	150.0%	20,000	16,947	7	7	6	
⑤	農地整備課 計	167,700	62.7%	267,470	227,808	18	17	17	
⑥	県単公共 計 ④+⑤	866,066	100.0%	866,066	816,574	201	200	241	
⑦	農地局(公共)計 ③+⑥	12,882,991	100.8%	12,782,991	18,696,976	445	267	503	
⑧	農地局(非公共)計	3,934,168	105.3%	3,734,802	3,046,395				
	内訳	多面的機能支払交付金	1,626,368	100.0%	1,626,368	1,626,614			
		土地改良施設維持管理適正化事業費補助	269,480	100.0%	269,480	265,196			
		県営換地清算金処理費	432,987	105.1%	411,987	-			
		国土調査事業費補助	423,540	117.0%	362,100	211,937			
		霞ヶ浦用水施設管理費	390,954	119.0%	328,428	323,025			
		農業集落排水施設接続支援事業	26,000	100.0%	26,000	12,763			
その他	764,839	107.7%	710,439	606,860					
A	農地局 計 ⑦+⑧	16,817,159	101.8%	16,517,793	21,743,371	445	267	503	

※1 R4年度までは、国営造成施設管理体制整備促進事業

### 3. 農地局の組織・分掌事務等

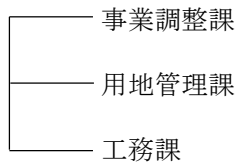
#### (1) 農地局の組織



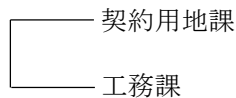
農林事務所 土地改良部門及び土地改良事務所

① 県北農林事務所

土地改良部門（常陸太田土地改良事務所）  
常陸太田市山下町4119  
常陸太田合同庁舎内〒313-0013  
☎ 0294-80-3350  
FAX 0294-80-3358

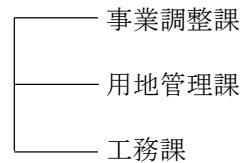


高萩土地改良事務所  
高萩市春日町3-1  
高萩合同庁舎内〒318-0031  
☎ 0293-22-2379  
FAX 0293-24-4660

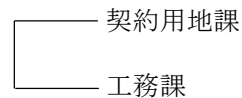


④ 県南農林事務所

土地改良部門（土浦土地改良事務所）  
土浦市真鍋5-17-26  
土浦合同庁舎内〒300-0051  
☎ 029-822-5045  
FAX 029-822-7346

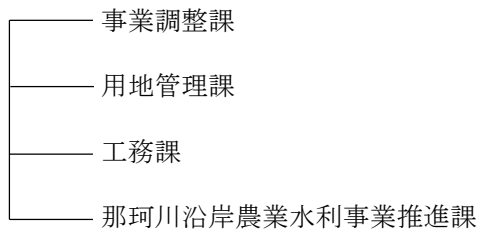


稲敷土地改良事務所  
稲敷市江戸崎甲541  
稲敷合同庁舎内〒300-0504  
☎ 029-892-2411  
FAX 029-892-2435



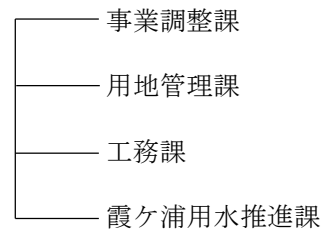
② 県央農林事務所

土地改良部門（水戸土地改良事務所）  
水戸市柵町1-3-1  
水戸合同庁舎内〒310-0802  
☎ 029-224-3411  
FAX 029-226-6871



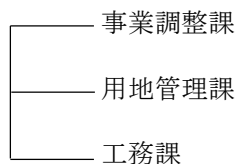
⑤ 県西農林事務所

土地改良部門（筑西土地改良事務所）  
筑西市二木成615  
筑西合同庁舎内〒308-0841  
☎ 0296-24-9241  
FAX 0296-22-2681

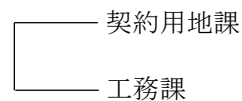


③ 鹿行農林事務所

土地改良部門（鉾田土地改良事務所）  
鉾田市鉾田1367-3  
鉾田合同庁舎内〒311-1593  
☎ 0291-33-4120  
FAX 0291-33-5956



境土地改良事務所  
猿島郡境町2174-13  
〒306-0433  
☎ 0280-87-0822  
FAX 0280-87-0825



## (2) 農地局各課・出先機関の分掌事務

### ○ 農村計画課

1. 土地改良区等の指導に関する事
2. 土地改良法（昭和24年法律第195号）の施行に関する事（農地整備課の所管に係るものを除く）
3. 土地改良財産の取得、管理及び処分に関する事
4. 農地等の防災事業、災害復旧事業及び突発事故復旧事業に関する事
5. 農業農村整備事業に係る基礎調査及び基本計画に関する事
6. 農業用利水に関する事
7. 農業農村整備事業に係る事業計画及び効果に関する事
8. 県単土地改良事業・耕作条件改善事業等に関する事
9. 県営土地改良事業の工事に係る検査及び指導に関する事
10. 農地局内の予算及び決算のとりまとめ並びに公共事業に係る事務費に関する事
11. 山村振興法（昭和40年法律第64号）の施行に関する事
12. 中山間地域の振興に関する事
13. 市民農園に関する事
14. ふるさと水と土基金に関する事
15. 都市農村交流事業に関する事
16. 農作物の鳥獣被害対策に関する事
17. 農福連携の推進に関する事（農林水産部の所管に係るものに限る）

### ○ 農地整備課

1. 土地改良法に基づく換地等に関する事
2. 国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査及び土地分類調査に関する事
3. かんがい排水事業に関する事
4. 畑地帯総合整備事業に関する事
5. 経営体育成基盤整備事業に関する事
6. 基盤整備促進事業に関する事
7. 農業集落排水事業に関する事
8. 農道整備事業に関する事
9. 農村総合整備事業に関する事
10. 農業農村整備事業に係る農地集積に関する事
11. 農業農村整備事業の技術管理及び積算に関する事
12. 多面的機能支払交付金に関する事
13. 中山間地域等直接支払交付金に関する事

### (国営事業推進室)

1. 国営土地改良事業の推進及び調整に関する事

2. 国営関連事業の推進に関する事
3. 畑地かんがいの整備推進に関する事
4. 土地改良財産（御前山ダムに限る）の管理に関する事

### ◎ 土地改良部門

1. 農業農村整備事業の実施に関する総合調整に関する事
2. 農業農村整備事業に係る基本調査に関する事
3. 農業農村整備事業予定地区の調査及び計画に関する事
4. 団体営農業農村整備事業の設計及び施行の指導に関する事（支所（土地改良事務所に限る。）の担当区域に関する事務を除く。以下、6、7及び12から22までについて同じ）
5. 農業用利水の調査、調整及び指導に関する事
6. 非補助土地改良事業の設計及び施行の指導に関する事
7. 農地及び農業用施設の災害復旧に関する事
8. 震災対策農業水利施設整備事業（耐震性点検・調査計画事業）に関する事
9. 基幹水利施設管理事業に関する事
10. 国営造成施設管理体制整備促進事業に関する事
11. 農地、農業用水等の資源の保全に係る推進及び指導等に関する事
12. 用地買収及び補償に関する事
13. 登記事務に関する事
14. 土地改良区等の指導及び監督に関する事
15. 土地改良事業に係る許可、認可等に関する事
16. 換地に関する事
17. 交換分合の指導に関する事
18. 土地改良事業の融資に関する事
19. 土地改良財産の管理及び処分に関する事
20. 干拓地配分に関する事
21. 農用地集団化事業に関する事
22. 県営農業農村整備事業工事の設計、施行及び監督に関する事
23. 国営那珂川沿岸農業水利事業の推進に関する事（県央農林事務所に限る。24において同じ）
24. 国営那珂川沿岸農業水利事業に係る営農対策の調整に関する事
25. 霞ヶ浦用水事業の推進に関する事（県西農林事務所に限る。以下27までにおいて同じ）
26. 霞ヶ浦用水関連農業農村整備事業の啓もう、普及及び指導に関する事
27. 霞ヶ浦用水事業に係る営農対策に関する事

◎ 土地改良事務所

1. 用地買収及び補償に関すること
2. 登記事務に関すること
3. 土地改良区等の指導及び監督に関すること
4. 土地改良事業に係る許可、認可等に関すること
5. 換地に関すること
6. 交換分合の指導に関すること
7. 土地改良事業の融資に関すること
8. 土地改良財産の管理及び処分に関すること
9. 干拓地配分に関すること
10. 農用地集団化事業に関すること
11. 農業農村整備事業の実施に関する総合調整に関すること
12. 団体営農業農村整備事業の設計及び施行の指導に関すること
13. 非補助土地改良事業の設計及び施行の指導に関すること
14. 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること
15. 県営農業農村整備事業工事の設計、施行及び監督に関すること

(2) 農林事務所土地改良部門管内図

農林事務所土地改良部門管内状況

土地改良部門等	関係市町村数	管内面積 (km <sup>2</sup> )	農振地域内 現況農用地面積 (ha)	農用地区域内 現況農用地面積 (ha)
県北農林事務所土地改良部門	8市町村	1,788.14	22,821	10,991
うち高萩土地改良事務所	3市	606.12	3,677	1,630
県中央農林事務所土地改良部門	7市町	1,009.51	30,516	19,370
鹿行農林事務所土地改良部門	5市	754.49	24,328	17,871
県南農林事務所土地改良部門	14市町村	1514.04	57,229	38,066
うち稲敷土地改良事務所	6市町村	525.59	21,110	15,737
県西農林事務所土地改良部門	10市町	1030.94	48,667	35,428
うち境土地改良事務所	4市町	316.31	14,085	9,510
計	44市町村	6,097.12	183,561	121,726

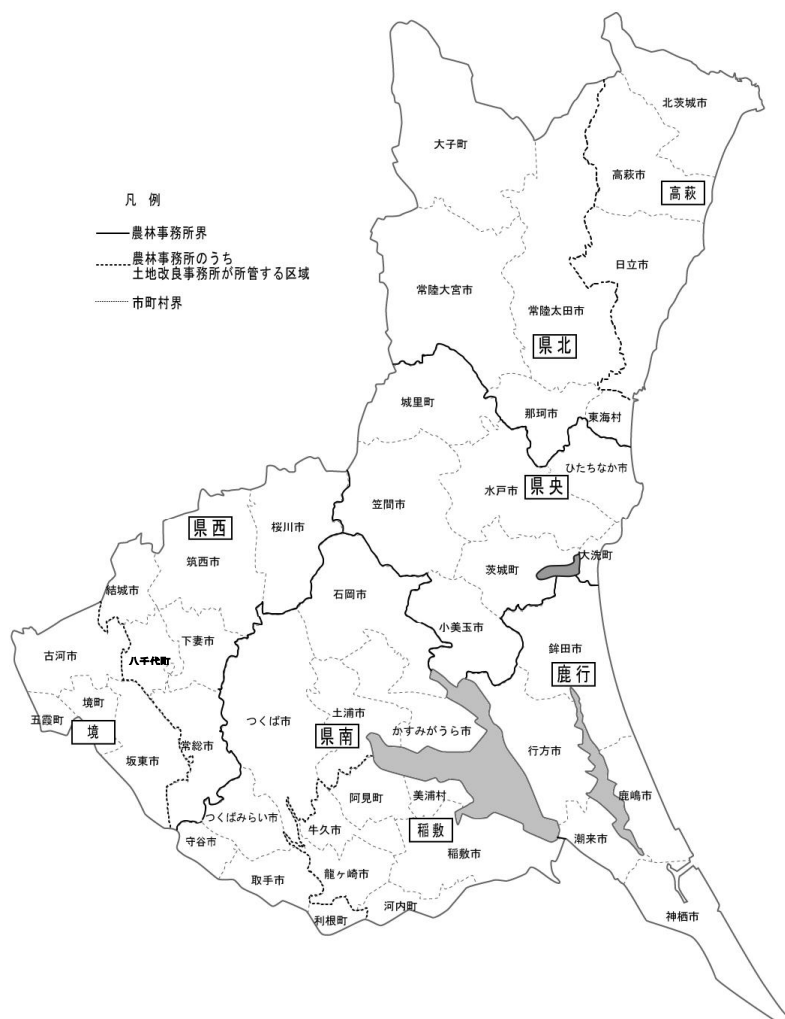
(注1) 管内面積は、県統計課調べによる。境界未定の市町村は、総務省統計局において推定

(注2) 農用地面積は、令和6年12月31日現在

(注3) 端数処理の関係上、内数と計は必ずしも一致しない。

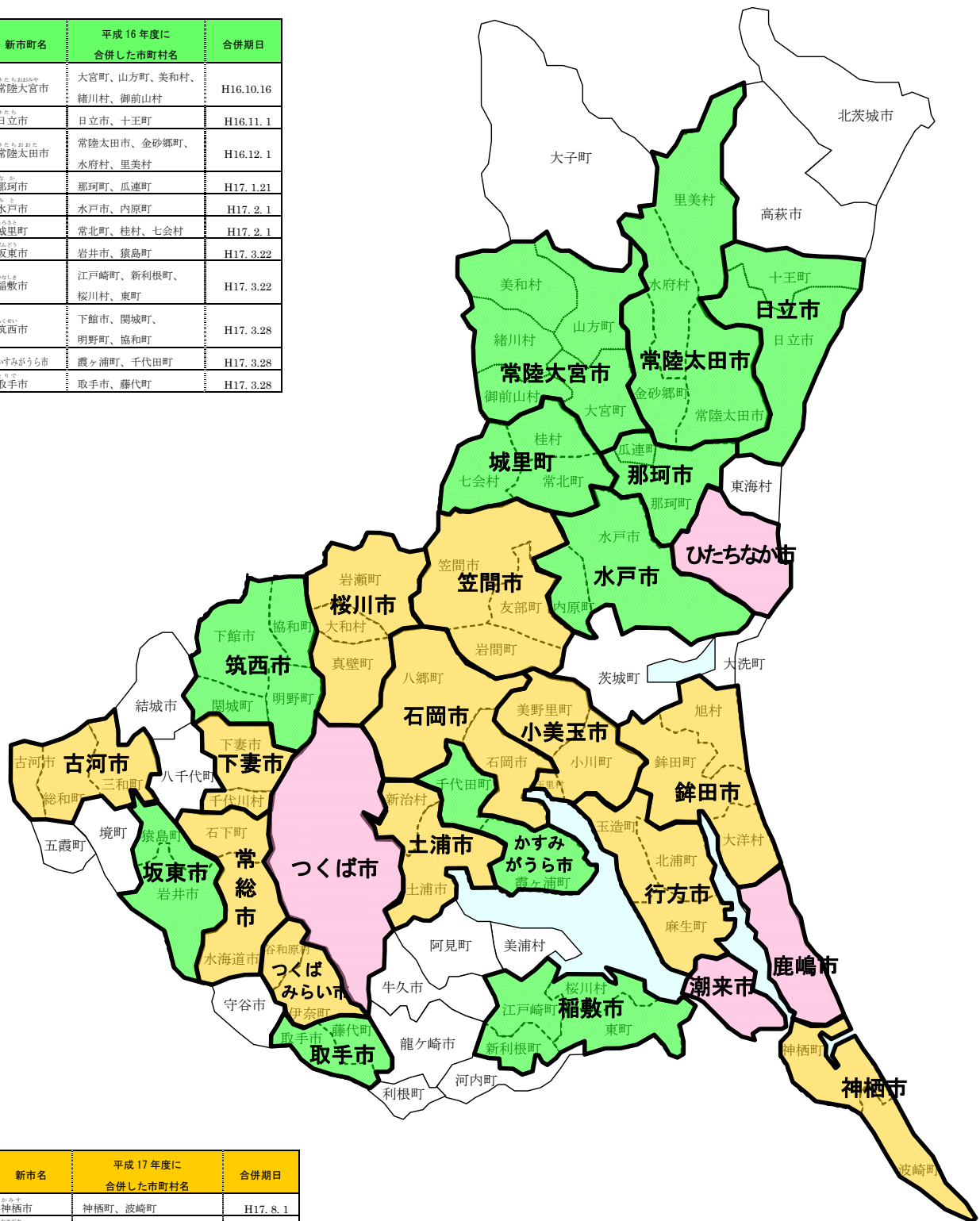
(注4) 農業振興地域：農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用の見地から今後相当長期にわたり総合的に農業の振興を図るべき地域をいう。

(注5) 農用地区域：農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地等として利用すべき土地の区域をいう。



【参考】市町村合併の状況（平成 16、17 年度）

新市町名	平成 16 年度に 合併した市町村名	合併期日
常陸大宮市	大宮町、山方町、美和村、 緒川村、御前山村	H16.10.16
日立市	日立市、十王町	H16.11.1
常陸太田市	常陸太田市、金砂郷町、 水府村、里美村	H16.12.1
那珂市	那珂町、瓜連町	H17.1.21
水戸市	水戸市、内原町	H17.2.1
城里町	常北町、桂村、七会村	H17.2.1
坂東市	岩井市、猿島町	H17.3.22
稲敷市	江戸崎町、新利根町、 桜川村、東町	H17.3.22
筑西市	下館市、関城町、 明野町、協和町	H17.3.28
かすみがうら市	霞ヶ浦町、千代田町	H17.3.28
取手市	取手市、藤代町	H17.3.28



新市名	平成 17 年度に 合併した市町村名	合併期日
神栖市	神栖町、波崎町	H17.8.1
行方市	麻生町、北浦町、玉造町	H17.9.2
古河市	古河市、総和町、三和町	H17.9.12
桜川市	岩瀬町、真壁町、大和村	H17.10.1
石岡市	石岡市、八郷町	H17.10.1
鉾田市	旭村、鉾田町、大洋村	H17.10.11
常総市	水海道市、石下町	H18.1.1
下妻市	下妻市、千代川村	H18.1.1
土浦市	土浦市、新治村	H18.2.20
笠間市	笠間市、友部町、岩間町	H18.3.19
つくばみらい市	伊奈町、谷和原村	H18.3.27
小美玉市	小川町、美野里町、玉里村	H18.3.27

新市名	平成に 合併した市町村名	合併期日
水戸市	水戸市、常連村	H4.3.3
ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	H6.11.1
鹿嶋市	鹿島町、大野村	H7.9.1
潮来市	潮来町、牛堀町	H13.4.1
つくば市	つくば市、荃崎町	H14.11.1

(4) 農地局職員数

令和8年度

令和8年4月1日現在(単位:人)

課 所 名	現 員	同 左 内 訳	
		事 務 職	技 術 職
農 村 計 画 課	33	17 ※1	16 ※3
農 地 整 備 課	33	15 ※2	18
2 課 計	66	32	34
(農林事務所 土地改良部門等)			
県北農林事務所 土地改良部門	19	4	15
〃 高萩土地改良事務所	9	4	5
県央農林事務所 土地改良部門	26	5	21
鹿行農林事務所 土地改良部門	18	5	13
県南農林事務所 土地改良部門	23	6	17
〃 稲敷土地改良事務所	17	8	9
県西農林事務所 土地改良部門	26	5	21
〃 境土地改良事務所	18	7	11
農林事務所土地改良部門等計	156	44	112
農 地 局 計	222	76	146
( 局 外 技 術 職 )	14	-	14

※再任用、会計年度任用職員は含まない。

※1 農業職4名を含む。

※2 農業職1名、電気職1名、機械職1名を含む。

※3 災害派遣1名を含む。

(参 考) 最近3ヶ年の農地局職員数(現員)

年度	人数		人
	事務職	技術職	
令和6年度	79人(35%)	145人(65%)	224人
令和7年度	78人(35%)	142人(65%)	220人
令和8年度	76人(34%)	146人(66%)	222人

(注) 各年度とも4月1日現在、局外に配属されている人数を除く。

## 4. 課別事業計画概要

### (1) 農村計画課

# 令和 8 年度施策の概要

「儲かる農業」の実現に向けて農業農村整備事業を計画的・効率的に推進するため、必要な調査・計画を進めるほか、土地改良区等の適切な運営を確保するとともに体制強化を図る。

また、きめ細かな農業生産基盤の整備等の支援や、農地・土地改良施設の防災機能の維持向上や災害の未然防止及び被害解消、流域治水や内水氾濫対策のための事業等を行う。

農村の豊かな自然環境や景観等を活かした魅力ある地域づくりや、鳥獣被害防止対策を進め、地域資源を活用した農村地域の活性化に向けた取組を推進する。

## 1 農業農村整備に係る調査・計画・実証

- (1) 農業農村整備事業を計画的、効率的に推進するため、「水利用調査」、「土地利用調査」など基本的な調査や、農業農村整備事業を予定している地区の計画・調査を実施する。
- (2) 地域の担い手における更なる経営規模拡大の支援や、地域の用水問題の解決を図るため、ICT等を活用した水管理技術の導入を進める。

## 2 土地改良区等の指導及び体制強化

- (1) 土地改良事業の推進や土地改良施設の維持管理を通して、地域農業の振興に大きな役割を果たしている土地改良区等の適切な運営を確保するための検査・指導を行うとともに、組織及び運営基盤の強化を図るため合併等の統合整備を推進する。
- (2) 土地改良区等が、市町村や多面活動組織、水利組合等の関係者と地域の農業水利施設等の保全に向けた将来像を共有し、保全の取組を実施する体制を構築する水土里ビジョンの策定を推進する。
- (3) 土地改良事業により造成された施設の適正な維持管理を図るため、施設を管理する土地改良区等に対し、施設の補修費等を補助する。
- (4) 土地改良事業が円滑に施行されるよう、適正な法手続を行う。

## 3 農村地域の活性化の促進

- (1) 中山間地域等において、農業農村の有する多面的機能の良好な発揮と地域での住民活動の活性化を図るため、これらを推進する人材の育成を図る。
- (2) 都市農村交流団体の活動を促進するとともに、農山漁村における交流拠点施設や市民農園等の開設、農泊等を推進するための施設整備を支援し、農山漁村と都市との交流を進める。
- (3) 市町村と連携し国の交付金や県独自の事業を活用することにより、野生鳥獣による農作物の被害軽減を図る。
- (4) 農福連携に関して、農家からの相談への対応や農作業体験会を開催することなどにより、生産現場における新たな働き手の確保を促進する。

## 4 県単土地改良事業等の実施

- (1) 県単土地改良事業により、小規模な用排水施設等の基盤整備を行う土地改良区や市町村を支援する。
- (2) 生産性の向上や高収益作物の導入に向け、農地中間管理機構等により担い手へ集積・集約化された農地の区画拡大や排水改良など、耕作条件の改善を図る。

## 5 防災事業及び災害復旧事業の実施

- (1) 災害時に被災のおそれがあるため池等の農業用排水施設を、計画的に改修する。
- (2) 農地や土地改良施設、公共施設等の湛水被害を防止するため、排水機場・排水路等の整備を進める。
- (3) 地盤沈下により機能が低下した農業用排水施設等について、施設の機能回復を図る。
- (4) 地震や豪雨等の災害により、被災した農地や土地改良施設等の復旧を支援する。
- (5) 頻発化・激甚化する豪雨等の自然災害に適切に対応するため、流域治水の推進と併せ、水田の持つ洪水防止機能を強化する田んぼダムへの取組を進める。

## 6 土地改良工事の適切な執行

土地改良工事の適切な執行を図るため、工事に関わる検査及び指導を実施する。

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要
農 村 計 画 課 1 地域振興対策費	千円 206,372	千円 国 庫 134,585	千円 71,787		
鳥 獣 被 害 防 止 対 策 費	206,372	国 庫 134,585	71,787	鳥獣被害防止総合対策事業費 (1) 市町村支援事業 187,976 ①鳥獣害防止総合支援事業 ・推進事業 1/2 以内 ・整備事業 1/2 以内 ②鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 ・推進事業 定額 (上限あり) ③イノシシを「近づけない」環境づくり の推進 (1/4 以内) (2) モデル地区、レンコン等被害軽減対策 17,660 鳥獣被害防止対策費 県推進事業費 736	国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、わなの購入経費や防除活動の経費、侵入防止施設等の整備費を助成することなどにより、市町村等で取り組む鳥獣被害防止活動を支援する。 また、県単補助金により、有害捕獲に係る捕獲活動経費への上乗せ助成や、国補対象とならない鳥獣被害防止施設等の設置への助成により市町村の取組を支援する。 さらに、「近づけない」対策を推進するため、県単の上乗せ助成制度により、市町村の取組を支援する。  野生鳥獣による農作物被害防止対策を進めるため、地域ぐるみの被害防止活動を支援する。
2 農村環境整備費	8,658	国 庫 2,500 繰入金 5,548 計 8,048	610		
住みよい農村環境 整備事業費	8,658	国 庫 2,500 繰入金 5,548 計 8,048	610	都市農村交流推進事業費 都市農村交流推進事業費 8,658	農業・農村に対する都市住民の理解を深めるため、都市農村交流実践者等の活動を支援する。
3 農地総務費	207,206	諸収入 111	207,095		
農地総務費	197,718	諸収入 37	197,681	職員給与費等	
農地諸費	9,488	諸収入 74	9,414	一般土地改良行政費	
4 土地改良管理 指 導 費	313,695	国 庫 17,840 負担金 1,490 手数料 80 財産収入 851 諸収入 121 計 20,382	293,313		

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要		
土地改良事業 推進対策費	千円 295,767	国庫	千円 17,840	千円 276,357	専門技術者調査委託費	<p>県営土地改良事業施行申請に伴う審査手続き上必要な専門技術者の調査報告事務を県土地改良事業団体連合会に委託する。</p> <p>21件</p> <p>土地改良事業が適正円滑に実施できるよう、土地改良区等地元実施体制の整備確立と他事業との調整について指導を行うとともに土地改良区運営の適正化を図るため、土地改良法に基づき3年に1回の割合で検査を行う。</p> <p>国実施 1改良区 県実施 57改良区（本課12、事務所45） 計 58改良区</p> <p>土地改良区の合併等を計画的に推進し、組織運営基盤の強化を図るため、合併を予定する土地改良区に対し、土地改良区統合整備計画策定等の経費を助成する。</p> <p>また、水土里ビジョンを策定する土地改良区に対し、地域協議会開催費用等、策定に必要な経費を助成する。</p> <p>さらに、合併等の啓発や機運醸成、統合整備推進方針等を策定する土地改良区統合整備推進協議会の運営等を行う。</p> <p>土地改良事業の施行に伴う諸問題の増加と土地改良施設管理の粗放化に対処するため、土地改良施設の点検、診断及び指導、土地改良施設維持管理適正化事業の推進に関する調査指導を行う県土地改良事業団体連合会に助成する。 150施設</p> <p>また、土地改良区の経営状況を把握し、将来の土地改良区の計画的な施設更新に向けて運営の健全化を図るため、土地改良区の経営診断等を行う県土地改良事業団体連合会に助成する。</p> <p>用排水機場等の土地改良施設機能の保持と耐用年数の確保を図るため、土地改良区等が定期的に適正な補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業に対し事業費の30%を助成する。</p> <p>事業主体：土地改良区等 （県は茨城県土地改良事業団体連合会を通して間接補助） 対象施設：68施設</p>	
		負担金	1,490		土地改良区検査指導費		523
		手数料	80		土地改良区組織運営基盤強化対策費		13,206
		計	19,410		国1/2、県1/2 国10/10		
				土地改良施設管理指導等事業費補助	10,143		
				国1/2、県1/2 国10/10 定額			
				土地改良施設維持管理適正化事業費補助	269,480		

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要												
土地改良財産 管 理 費	千円 17,928	千円 財産収入 851 諸収入 121 計 972	千円 16,956	土地改良財産管理費 13,706 湛水防除施設管理費補助 4,222	土地改良財産の適正な管理及び譲与の促進を図る。 県営湛水防除事業により造成された施設は、農地の湛水防除以外にも効果を有する公共的施設であるため、管理費の一部を補助する。 事業主体：市町村、土地改良区等 対象施設：湛水防除機場 44 施設												
5 土地改良事業費	3,178,781	国 庫 1,720,943 分担金 7,162 負担金 140,829 財産収入 5,224 繰入金 18,648 県 債 453,900 計 2,346,706	832,075														
県単土地改良 事 業 費	698,366	—	698,366	農業生産基盤整備事業費補助 664,766 <table border="1"> <tr> <td>負担区分</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>事業費補助</td> <td>2/3～1/4</td> <td>1/3～3/4</td> </tr> </table> 調査設計事業費補助 25,600 <table border="1"> <tr> <td>負担区分</td> <td>県</td> <td>地 元</td> </tr> <tr> <td>事業費補助</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </table> 事務費 8,000	負担区分	県	地元	事業費補助	2/3～1/4	1/3～3/4	負担区分	県	地 元	事業費補助	50%	50%	土地改良事業の円滑な推進を図るため、国補事業対象外の小規模土地改良事業を実施する。 事業実施地区 177 地区  県単土地改良事業の調査設計を実施する。 事業実施地区 6 地区
負担区分	県	地元															
事業費補助	2/3～1/4	1/3～3/4															
負担区分	県	地 元															
事業費補助	50%	50%															
水 利 調 査 費	300	国 庫 300	—	土地利用調査費 国委 300	社会情勢の変化に伴う土地利用や農業構造の変化などに対応した農業農村整備事業の展開方向の検討に資するため、各種基礎調査を実施する。  農業基盤情報基礎調査（国委） 事業実績及び農業生産基盤の整備状況を把握し、農業農村整備事業の計画的な実施のための基礎資料とする。												

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要									
土地改良計画 調 査 費	千円 149,184	千円 負担金 71,050	千円 78,134	土地改良事業施行予定地区計画調査費 145,184	<p>県営規模に該当する各種土地改良事業の実施希望地区について、申請により県が事業の調査計画を実施する。 事業実施地区 28地区</p> <p>経営体育成基盤整備事業、畑地帯総合整備事業、又は県営防災事業を実施する見込みのある地区を対象に、実施計画を策定する。 事業実施地区 一地区</p> <p>水利施設等保全高度化事業を実施する見込みのある地区を対象に実施計画を策定する。 事業実施地区 一地区</p> <p>環境と調和した農業農村整備事業を実施するために生態系の調査等を実施する。 事業実施地区 一地区</p> <p>畑地帯総合整備事業の啓発地区において、基礎調査等を実施し、事業化に向けた計画調査実施の合意形成を図る。 事業実施地区 2地区</p> <p>団体営土地改良事業が行われる予定地区について、調査・計画書作成を行う市町村・土地改良区等に対し補助を行う。 事業実施地区 一地区</p>									
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td> <td>—</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>		負担区分	国	県	地元	事業費	—	50%	50%	
				負担区分		国	県	地元						
				事業費		—	50%	50%						
				実施計画策定費 —		<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td> <td>55・50%</td> <td>22.5 ・25%</td> <td>22.5 ・25%</td> </tr> </tbody> </table>	負担区分	国	県	地元	事業費	55・50%	22.5 ・25%	22.5 ・25%
				負担区分		国	県	地元						
				事業費		55・50%	22.5 ・25%	22.5 ・25%						
				実施計画策定費 (ストマネ) —		<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td> <td>100%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	負担区分	国	県	地元	事業費	100%	—	—
				負担区分		国	県	地元						
				事業費		100%	—	—						
田園環境整備計画策定費 —	<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td> <td>—</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> </tr> </tbody> </table>	負担区分	国	県	市町村	事業費	—	1/3	2/3					
負担区分	国	県	市町村											
事業費	—	1/3	2/3											
産地育成畑地整備促進事業費 4,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td> <td>—</td> <td>75%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table>	負担区分	国	県	地元	事業費	—	75%	25%					
負担区分	国	県	地元											
事業費	—	75%	25%											
団体営調査設計事業費 —	<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td> <td>50%</td> <td>14%</td> <td>36%</td> </tr> </tbody> </table>	負担区分	国	県	地元	事業費	50%	14%	36%					
負担区分	国	県	地元											
事業費	50%	14%	36%											

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要									
農村地域防災 減災事業費	千円 998,738	千円 国庫 525,035 分担金 7,162 負担金 69,779 県債 357,000 計 958,976	千円 39,762	【県営ため池等整備事業】 450,346	河川内にある農業用河川工作物の構造が不相当又は不十分であるもの、又は耐震補強対策の必要がある土地改良施設の整備、補強などを行う。  事業実施地区 2地区									
				・農業用河川工作物応急対策事業（大規模）		築造後における自然的・社会的状況の変化に対応して、早急に整備を要する農業用排水施設の改修を行う。 機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定する。  事業実施地区 2地区								
				工事費 170,400			耐震性の向上や地震からの安全を確保するために必要な管理施設の整備、豪雨による決壊の防止など、防災重点農業用ため池の改修や附帯施設の整備を行う。  事業実施地区 7地区							
				事務費 11,376				防災重点農業用ため池の適正な管理と保全を図るため、茨城県ため池サポートセンターを設置し、ため池の点検調査やパトロールを行うとともに、市町村や管理者等の技術的な相談に対応する。  事業実施地区 1地区						
				負担区分					国	県	地元			
				工事費					55%	37%	8%			
				事務費					—	100%	—			
				・用排水施設等整備事業					事業実施地区 2地区					
				工事費 151,000						事業実施地区 7地区				
				事務費 10,325							事業実施地区 1地区			
				負担区分								国	県	地元
				工事費								定・55%	—・28%	—・17%
事務費	—	100%	—											
・防災重点農業用ため池緊急整備事業	事業実施地区 7地区													
工事費 85,860		事業実施地区 1地区												
事務費 5,790			事業実施地区 1地区											
負担区分				国	県	地元								
工事費				55・50%	34%	11・16%								
事務費				—	100%	—								
・農業水路等長寿命化・防災減災事業				事業実施地区 1地区										
工事費 14,600					事業実施地区 1地区									
事務費 995						事業実施地区 1地区								
負担区分							国	県	地元					
工事費							定	—	—					
事務費							—	100%	—					

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要																																				
	千円	千円	千円	<p><b>【団体営ため池等整備事業】</b> 252,202</p> <p>・農業用河川工作物応急対策事業（小規模）</p> <p>    工事費補助 245,640</p> <p>    事務費 6,562</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事費</td> <td>50%</td> <td>42%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【湛水防除事業】</b> 53,750</p> <p>    工事費 50,000</p> <p>    事務費 3,750</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事費</td> <td>55%</td> <td>27・ 22.5%</td> <td>18 ・22.5%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【地盤沈下対策事業】</b> 242,440</p> <p>    工事費 226,440</p> <p>    事務費 16,000</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事費</td> <td>55%</td> <td>39%</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	負担区分	国	県	地元	工事費	50%	42%	8%	事務費	—	100%	—	負担区分	国	県	地元	工事費	55%	27・ 22.5%	18 ・22.5%	事務費	—	100%	—	負担区分	国	県	地元	工事費	55%	39%	6%	事務費	—	100%	—	<p>河川内にある農業用河川工作物の構造が不適當又は不十分であるもの、又は耐震補強対策の必要がある土地改良施設の整備、補強などを行う。</p> <p>事業実施地区 1地区</p> <p>立地条件の変化等により湛水被害が生じている地域において排水機場、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行い、被害を防止する。</p> <p>事業実施地区 1地区</p> <p>地盤の沈下に起因して生じた農業用施設の効用の低下を回復し、沈下により生じた被害を復旧する。</p> <p>事業実施地区 2地区</p>
負担区分	国	県	地元																																						
工事費	50%	42%	8%																																						
事務費	—	100%	—																																						
負担区分	国	県	地元																																						
工事費	55%	27・ 22.5%	18 ・22.5%																																						
事務費	—	100%	—																																						
負担区分	国	県	地元																																						
工事費	55%	39%	6%																																						
事務費	—	100%	—																																						

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要			
耕作条件改善事業費	千円 599,921	千円 国庫 492,208 県債 96,900 計 589,108	千円 10,813	耕作条件改善事業費補助 599,921	農地の大区画化・汎用化等のきめ細かな基盤整備を支援し、農地中間管理機構等による担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を促進する。  30 地区			
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費補助</td> <td>55・50% 定額</td> <td>21・18・14% —</td> <td>24~36% —</td> </tr> </tbody> </table>		負担区分	国	県
負担区分	国	県	地元					
事業費補助	55・50% 定額	21・18・14% —	24~36% —					
水田水管理低コスト化事業費	10,000	国庫 5,000	5,000	水田水管理低コスト化事業費	用水機場単位で水位センサー、自動給水栓を水田へ導入し、スマートフォン等から遠隔監視を行うことで、水管理労力や、用水ポンプの運転時間の削減を図る。			
田んぼダム促進緊急対策事業費	698,400	国庫 698,400	—	田んぼダム促進緊急対策事業費	頻発・激甚化する水害リスクの増大に備えるために、水田に降った雨水を一時的に水田に貯め、排水路や河川等への流出を抑制する「田んぼダム」の取組を促進する。			
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td> <td>100%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		負担区分	国	県
負担区分	国	県	地元					
事業費	100%	—	—					
ふるさと水と土保全対策費	23,872	財産収入 5,224 繰入金 18,648 計 23,872	—	ふるさと水と土基金積立金 5,224	中山間地域や棚田地域において、土地改良施設やこれと一体的に保全することが必要な農地の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、基金の運用益等の活用により、農業・農村の重要性を理解するために必要な取組等を支援する。 1. 調査研究事業 2. 研修事業 3. 推進事業			
				ふるさと水と土保全対策事業費 18,648				

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要																												
6 災害耕地復旧費	千円 80,685	千円 国 庫 62,800 負担金 2,500 県 債 13,700 計 79,000	千円 1,685		農地及び農業用施設等の災害や突発事故による被害を復旧し、農業生産の維持と農業経営の安定を図る。																												
過年災害復旧費	4,170	国 庫 3,900 県 債 200 計 4,100	70	団体営 4,170 過年災害工事費補助 3,900 事務費 270 <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過年災害 工事費 補助</td> <td>50・65%</td> <td>—</td> <td>35・50%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	負担区分	国	県	地元	過年災害 工事費 補助	50・65%	—	35・50%	事務費	—	100%	—																	
負担区分	国	県	地元																														
過年災害 工事費 補助	50・65%	—	35・50%																														
事務費	—	100%	—																														
現年災害復旧費	76,515	国 庫 58,900 負担金 2,500 県 債 13,500 計 74,900	1,615	県営 現年災害工事費 16,000 団体営 災害工事費補助 34,900 <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 営</td> <td>50・65%</td> <td>25</td> <td>25・10%</td> </tr> <tr> <td>現年災害工 事 費 補 助</td> <td>50・65%</td> <td>—</td> <td>50・35%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 突発事故復旧事業費 20,590 工事費補助 20,590 <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事費</td> <td>50%</td> <td>21%</td> <td>29%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 事務費 5,025	負担区分	国	県	地元	県 営	50・65%	25	25・10%	現年災害工 事 費 補 助	50・65%	—	50・35%	事務費	—	100%	—	負担区分	国	県	地元	工事費	50%	21%	29%	事務費	—	100%	—	
負担区分	国	県	地元																														
県 営	50・65%	25	25・10%																														
現年災害工 事 費 補 助	50・65%	—	50・35%																														
事務費	—	100%	—																														
負担区分	国	県	地元																														
工事費	50%	21%	29%																														
事務費	—	100%	—																														

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要
7 後継者育成費	千円 982	千円 —	千円 982		
強い経営体づくり 支援事業費	982	—	982	農福連携推進事業費 982	農福連携に関する情報の共有や周知、農作業体験会の開催等により、農業経営体の多様な労働力の確保を支援する。
農村計画課計	3,996,379	国庫 1,938,668 分担金 7,162 負担金 144,819 手数料 80 財産収入 6,075 繰入金 24,196 諸収入 232 県債 467,600 計 2,588,832	1,407,547		

## (2) 農地整備課

# 令和 8 年度施策の概要

## 1 生産基盤の整備

- (1) 水田においては、経営体育成基盤整備事業により、区画整理や農業用排水施設、暗渠排水等の整備を進めるとともに、農地中間管理機構等を活用して担い手への農地の集積・集約を促進し、農業の競争力強化に向けて効率的かつ安定的な水田農業経営の確立を目指す。
- (2) 畑地においては、県営畑地帯総合整備事業により、区画整理や農道等の生産基盤を整備するとともに、農地中間管理機構等を活用して担い手への農地の集積を促進し、農業の競争力強化に向けて効率的な畑作営農の実現を目指す。また、高品質な青果物を安定的に供給できる産地づくりを進めるため、県営畑地帯総合整備事業等による畑地かんがい施設の整備や畑地かんがい営農確立普及事業等による畑地かんがいの利用の促進を図る。
- (3) 農産物の生産に必要な農業用水の安定供給、排水条件の改善等を図るため、県営かんがい排水事業等により用排水機場や用排水路等の農業用排水施設の整備を進める。また、県営事業等で造成した基幹的農業水利施設について、機能診断結果や機能保全計画に基づき劣化の状況に応じた適切な対策工事を行い、ライフサイクルコストの低減と施設の長寿命化を図る。

## 2 農村の環境整備

- (1) 農村集落における生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、し尿や生活雑排水等の汚水を処理する農業集落排水施設の整備や接続に向けた取組を支援する。また、農業集落排水施設の長寿命化を図るため、施設管理者が実施する機能診断調査や対策工事等を支援する。
- (2) 農村の振興を図るため、農道や農業用排水路等の農業生産基盤および農村生活環境の整備を進め、さらに農産物流通の合理化等による地域農業の振興を図るため、基幹的農道の整備を進める。
- (3) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、日本型直接支払制度の活用により地域が共同で行う地域資源（農用地、水路、農道等）の保全管理及び施設の補修、中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）の農業生産活動を支援する。

## 3 基幹的農業水利施設の適正な管理

国営土地改良事業等により造成された基幹的農業水利施設は、農業生産基盤の根幹を担う重要な施設であるとともに、国土保全や地下水涵養等の多面的かつ公益的な機能を有していることから、施設機能の適正な発揮のため、管理者である市町村に対し管理費を支援する。

## 4 換地処分の促進

区画整理を伴う土地改良事業を契機として農地の集団化や担い手への農地の利用集積を図るため、換地業務従事者への研修・指導や異議紛争の解決に向けた取組等により、換地処分を円滑に進める。

## 5 国営土地改良事業及び関連事業の推進

国（農林水産省）と地元市町村、土地改良区等と協議調整を行い、国営土地改良事業の円滑な推進を図るとともに、国営土地改良事業と密接に関連する県営かんがい排水事業、経営体育成基盤整備事業、県営畑地帯総合整備事業等の推進を図る。

## 6 国土調査の推進

国土調査について、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、併せて地籍の明確化を図るため、国土調査法に基づき推進する。

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要																				
	千円	千円	千円																						
農地整備課																									
1 地域振興対策費	40,650	国庫 27,672	12,978																						
山村振興対策費	40,650	国庫 27,672	12,978	中山間地域等直接支払交付金事業費 中山間地域等直接支払交付金 37,646 市町村推進事業費補助 2,300 県推進事業費 704 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>負担区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>直接支払交付金</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td>〃(特認)</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>市町村事業費</td> <td>定額</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>推進事業費</td> <td>定額</td> <td>定額</td> <td>—</td> </tr> </table>	負担区分	国	県	市町村	直接支払交付金	1/2	1/4	1/4	〃(特認)	1/3	1/3	1/3	市町村事業費	定額	—	—	推進事業費	定額	定額	—	耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保する観点から、直接支払を実施する。 事業主体 農業者の組織する団体等 事業期間 R7～R11 (5年間)
負担区分	国	県	市町村																						
直接支払交付金	1/2	1/4	1/4																						
〃(特認)	1/3	1/3	1/3																						
市町村事業費	定額	—	—																						
推進事業費	定額	定額	—																						
2 農地総務費	128,750	諸収入 254	128,496																						
農地諸費	5,630	諸収入 222	5,408	一般土地改良行政費 一般行政費 4,754 建設工事国庫支出金等変換金 876																					
農地総務費	123,120	諸収入 32	123,088	職員給与費等																					
3 土地改良管理指導費	1,334,364	国庫 571,485 負担金 2,061 諸収入 432,987 県債 7,200 計 1,013,733	320,631																						
農地集団化事業費	514,733	国庫 76,800 諸収入 432,987 計 509,787	4,946	土地改良換地等強化事業費補助 3,100   換地調整事務費 3,646 県営換地清算金処理費 432,987	土地改良事業の施行にあたり、換地事務の円滑な処理体制の確立等を図る技術向上研修等を行う県土地改良事業団体連合会に対し助成する。さらに、受益地内の所有者不明土地等が事業実施に支障があり、所有者不明土地管理制度を活用する土地改良区に助成する。  土地改良法第89条の2第11項の規定に基づき、県営換地清算金の支払・徴収を関係土地改良区との間で行う。 2地区 2換地区 (140.5ha)																				

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要												
	千円	千円	千円	国営茨城中部地区換地等事務費 75,000	国営土地改良事業茨城中部地区に係る（受託）換地事務を実施し、農地の土地利用の再編、担い手への農地利用集積を進め、生産性の向上と耕作放棄地の解消・発生防止による優良農地の早期確保を図る。（13換地区、675ha）												
国営土地改良 財産管理費	819,631	国庫 494,685 負担金 2,061 県債 7,200 計 503,946	315,685	基幹水利施設管理事業費	国から管理委託されている大規模で公共性の高い頭首工・用排水機場・幹線用排水路などの国営事業造成施設について、市町村等が土地改良区と連携を図り地域の農業実態や社会情勢の変化に対応した管理を行い、当該施設の効率的な運用を一層図るため、当該管理に係る事業費等について国及び県が同率の30%を事業主体に補助する。 対象地区 4地区 対象施設 17 機場・1頭首工												
				事業費補助 439,080 事務費 1,049													
				<table border="1"> <tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr> <tr><td>事業費補助</td><td>30%</td><td>30%</td><td>40%</td></tr> <tr><td>事務費</td><td>—</td><td>100%</td><td>—</td></tr> </table>	負担区分	国	県	地元	事業費補助	30%	30%	40%	事務費	—	100%	—	
負担区分	国	県	地元														
事業費補助	30%	30%	40%														
事務費	—	100%	—														
				水利施設管理強化事業費	農業水利施設は、国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を有しているが、集中豪雨の激甚化・頻発化によって、施設管理者は複雑かつ高度な操作・管理を求められているため、農業水利施設の役割に応じて施設管理者を支援し、多面的機能の適正な発揮を図る。 対象地区 9地区												
				事業費補助 374,177 事務費 5,325													
				<table border="1"> <tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>事業費補助</td><td>50%</td><td>20%</td><td>30%</td></tr> <tr><td>事務費</td><td>—</td><td>100%</td><td>—</td></tr> </table>	負担区分	国	県	市町村	事業費補助	50%	20%	30%	事務費	—	100%	—	
負担区分	国	県	市町村														
事業費補助	50%	20%	30%														
事務費	—	100%	—														

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要												
	千円	千円	千円														
4 土地改良事業費	10,888,548	国庫 4,726,461 分担金 606,266 負担金 790,967 繰入金 26,000 県債 2,545,800 計 8,695,494	2,193,054														
国営土地改良事業負担金	1,363,205	負担金 5,440 県債 759,900 計 765,340	597,865	国営土地改良事業負担金	土地改良法等の規定に基づいて、国営土地改良事業の負担金を国へ納付する。 国営土地改良事業 那珂川沿岸地区外2地区 突発事故復旧事業費（国直轄）												
基幹農道整備事業費	96,550	国庫 45,000 負担金 20,250 県債 28,100 計 93,350	3,200	基幹農道整備事業費 工事費 90,000 事務費 6,550	農村地域を対象とした受益面積50ha以上、総事業費1億円以上、全幅員4.0m以上を有する基幹的な農道や農道網の整備を行う。 事業実施 県営1地区（日立市伊師地区）												
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事費</td> <td>50%</td> <td>27.5%</td> <td>22.5%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>-</td> <td>100%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	負担区分	国	県	地元	工事費	50%	27.5%	22.5%	事務費	-	100%	-	
負担区分	国	県	地元														
工事費	50%	27.5%	22.5%														
事務費	-	100%	-														
基盤整備促進事業費	119,850	国庫 79,900 県債 20,100 計 100,000	19,850	基盤整備促進事業費 工事費補助 119,850	農業生産性を向上させ、効率的・安定的な農業経営を促進するため、地域の実情に即したきめの細かい基盤整備に対し補助する。 ・かんがい排水 2地区（うち国営関連 2地区） 農業用排水施設の新設、廃止又は変更に対し補助する。												
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事費補助</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table>	負担区分	国	県	地元	工事費補助	50%	25%	25%					
負担区分	国	県	地元														
工事費補助	50%	25%	25%														

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要																
農地利用集積 促進事業費	千円 169,009	千円 国庫 105,661	千円 63,348	経営体育成関連流動化促進事業費  高生産性農業集積促進事業費 163,089 土地利用調整指導事業費 80 土地利用調整推進事業費補助 5,840 <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> <tr> <td>指導費</td> <td>50% (55%) 〈 100% 〉</td> <td>50%(45%) 〈 - 〉</td> <td>- 〈 - 〉</td> </tr> <tr> <td>推進費</td> <td>50% (55%) 〈 100% 〉</td> <td>25% 〈 - 〉</td> <td>20~25% 〈 - 〉</td> </tr> <tr> <td>促進費</td> <td>50% ( 55% )</td> <td>33.3% ( 30% )</td> <td>16.7% ( 15% )</td> </tr> </table> ※ ( ) は過疎、山振地域等 ※ 〈 〉 は水田貯留機能向上支援	負担区分	国	県	市町村	指導費	50% (55%) 〈 100% 〉	50%(45%) 〈 - 〉	- 〈 - 〉	推進費	50% (55%) 〈 100% 〉	25% 〈 - 〉	20~25% 〈 - 〉	促進費	50% ( 55% )	33.3% ( 30% )	16.7% ( 15% )	経営体への農地の利用集積を促進し、生産性の高い農業構造の実現を図るため、経営体育成基盤整備事業等の実施地区において市町村等が行う土地利用調整活動等に対して支援する。 土地利用調整事業 8地区 高生産性農業集積促進事業 61地区
負担区分	国	県	市町村																		
指導費	50% (55%) 〈 100% 〉	50%(45%) 〈 - 〉	- 〈 - 〉																		
推進費	50% (55%) 〈 100% 〉	25% 〈 - 〉	20~25% 〈 - 〉																		
促進費	50% ( 55% )	33.3% ( 30% )	16.7% ( 15% )																		
ふるさと農道 整備事業費	41,200	負担金 12,000 県債 26,200 計 38,200	3,000	ふるさと農道整備事業費 工事費 40,000 事務費 1,200 <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>-</td> <td>70%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>-</td> <td>100%</td> <td>-</td> </tr> </table>	負担区分	国	県	地元	工事費	-	70%	30%	事務費	-	100%	-	集落間や集落と基幹的道路などを結ぶ農道を整備し、農村地域の定住環境の改善等を図る。受益面積50ha以上、総事業費6千万円以上を有する農道整備を行う。 事業実施 県営 2地区（下妻市 総上・豊加美地区ほか） ※ 過疎、山振等地域では、受益面積概ね30ha以上				
負担区分	国	県	地元																		
工事費	-	70%	30%																		
事務費	-	100%	-																		
国営土地改良 事業推進費	327	-	327	国営土地改良事業推進対策費	国営鹿島南部地区事業により造成された水利施設の有効利用を図るため、末端整備（特に畑地基盤整備）を推進する。																

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要					
霞ヶ浦用水事業推進費	千円 1,788	千円 —	千円 1,788	霞ヶ浦用水事業推進事業費 532	霞ヶ浦用水地区における畑地用水営農を推進するため、関係機関・団体と調整を図りながら、農業者の理解醸成と末端整備の計画的な実施に向けた説明会や個別訪問等を行う。					
				霞ヶ浦用水事業推進費補助 1,256	霞ヶ浦用水土地改良区に対し、その事業の一部を補助し、地元体制の強化及び用水事業の円滑な促進を図る。					
那珂川沿岸土地改良事業推進費	12,614	負担金 200	12,414	那珂川沿岸土地改良事業推進対策費 地元負担 1/2	国営農業水利事業那珂川沿岸地区の事業推進とその効果発現に必要な関連事業の策定及び推進体制の強化を図る。					
霞ヶ浦用水施設管理費	390,954	—	390,954	霞ヶ浦用水施設管理費	公共性の高い水資源機構営霞ヶ浦用水事業の送水施設の管理費を負担する。					
県営かんがい排水事業費	1,612,015	国庫 734,500 分担金 108,375 負担金 232,400 県債 483,000 計 1,558,275	53,740	県営かんがい排水事業費	農業用水の安定供給、排水条件の改善などを行うため、農業用排水施設の整備を行う。					
				工事費 1,507,000 事務費 105,015						
				負担区分	国	県	地元負担	継続	新規	計
				工事費	50・55%	25～31%	15～25%	—	—	—
				事務費	—	100%	—	4	—	4
								—	—	—
								4	—	4
								1	—	1
								6	3	9
								15	3	18
県営畑地帯総合整備事業費	1,120,775	国庫 530,500 分担金 137,735 負担金 94,690 県債 284,500 計 1,047,425	73,350	県営畑地帯総合整備事業費	畑作農業経営の体質強化のため、農業用排水施設、農道及び区画整理などの生産基盤の整備や、農業集落道などの環境整備など、畑地帯における総合的な整備を行う。					
				工事費 1,045,000 事務費 75,775						
				負担区分	国	県	地元負担	継続	新規	計
				工事費	50～55%	25～30%	15～25%	1	—	1
				事務費	—	100%	—	13	—	13
								1	—	1
								15	—	15

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要																																												
中山間地域農業基盤整備促進事業費	千円 30,000	千円 -	千円 30,000	中山間地域農業基盤整備促進事業費 30,000 <table border="1" data-bbox="1359 363 1813 457"> <tr> <td>負担区分</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>62.5%</td> <td>37.5%</td> </tr> </table>	負担区分	県	地元	工事費	62.5%	37.5%	生産条件が不利な中山間地域における水田から畑地への転換等を行う簡易な基盤整備に対し補助し、特産農産物の生産振興により地域の活性化を図るとともに、意欲のある農業者を育成する。																																						
負担区分	県	地元																																															
工事費	62.5%	37.5%																																															
畑地かんがい整備推進費	14,806	国庫 6,500 県債 6,200 計 12,700	2,106	畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業費 13,000 畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業費事務費 975 畑地かんがい営農確立普及事業費 831	畑かん効果の普及啓発を行い、用水を活用した収益性の高い安定的な畑かん営農を地域に確立させ、農業生産性の向上や農業者所得の増加を図る。																																												
多面的機能支払事業費	1,626,368	国庫 1,095,293	531,075	多面的機能支払事業費 農地維持支払交付金 902,991 資源向上支払交付金 690,236 多面的機能支払推進交付金 33,141  負担割合 <table border="1" data-bbox="1359 1203 1938 1392"> <tr> <td>負担区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>農地維持</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td>資源向上</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td>推進交付金</td> <td>10/10</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>	負担区分	国	県	地元	農地維持	1/2	1/4	1/4	資源向上	1/2	1/4	1/4	推進交付金	10/10	-	-	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。 ・事業主体：「農業者のみ」又は「農業者及びその他の者（地域住民、団体等）」で構成する活動組織 ・事業期間：5年間 ・交付単価：農地維持支払 (単位：円/10a) <table border="1" data-bbox="1952 1115 2769 1209"> <tr> <td></td> <td>田</td> <td>畑</td> <td>草地</td> </tr> <tr> <td>基準単価</td> <td>3,000</td> <td>2,000</td> <td>240</td> </tr> </table> ・交付単価：資源向上支払 (単位：円/10a) <table border="1" data-bbox="1952 1255 2769 1581"> <tr> <td></td> <td>田</td> <td>畑</td> <td>草地</td> </tr> <tr> <td>地域資源の質的向上を図る共同活動 ※1</td> <td>2,400</td> <td>1,440</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>加算単価 ※2</td> <td>400</td> <td>240</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>加算単価 ※3</td> <td>400</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>施設の長寿命化のための活動</td> <td>4,400</td> <td>2,000</td> <td>400</td> </tr> </table>		田	畑	草地	基準単価	3,000	2,000	240		田	畑	草地	地域資源の質的向上を図る共同活動 ※1	2,400	1,440	240	加算単価 ※2	400	240	40	加算単価 ※3	400	-	-	施設の長寿命化のための活動	4,400	2,000	400
負担区分	国	県	地元																																														
農地維持	1/2	1/4	1/4																																														
資源向上	1/2	1/4	1/4																																														
推進交付金	10/10	-	-																																														
	田	畑	草地																																														
基準単価	3,000	2,000	240																																														
	田	畑	草地																																														
地域資源の質的向上を図る共同活動 ※1	2,400	1,440	240																																														
加算単価 ※2	400	240	40																																														
加算単価 ※3	400	-	-																																														
施設の長寿命化のための活動	4,400	2,000	400																																														

※1 多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は5/6を乗じた単価  
 ※2 多面的機能の増進を図る活動を新たに1つ以上増加した場合に加算  
 ※3 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において、水田の雨水貯留機能の強化を推進する場合に加算

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要																																
経営体育成基盤整備事業費	千円 3,797,854	千円 国庫 1,825,086 分担金 360,156 負担金 412,827 県債 916,200 計 3,514,269	千円 283,585	経営体育成基盤整備事業費 工事費 3,545,172 事務費 252,682 <table border="1" data-bbox="1350 457 1914 682"> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>50~55% (62.5%)</td> <td>27.5~30% (27.5%)</td> <td>15~22.5% (10%)</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </table> ※( )は機構関連	負担区分	国	県	地元	工事費	50~55% (62.5%)	27.5~30% (27.5%)	15~22.5% (10%)	事務費	—	100%	—	地域農業の展開方向及び生産基盤整備の状況等を踏まえ、区画整理や農業用排水施設、暗渠排水などの生産基盤を整備するとともに、担い手への農地の利用集積を促進する。 <table border="1" data-bbox="1973 457 2597 682"> <tr> <th></th> <th>継続</th> <th>新規</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>ほ場整備</td> <td>42</td> <td>3</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>土地改良総合整備</td> <td>17</td> <td>—</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>機構関連</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>63</td> <td>4</td> <td>67</td> </tr> </table>		継続	新規	計	ほ場整備	42	3	45	土地改良総合整備	17	—	17	機構関連	4	1	5	合計	63	4	67
負担区分	国	県	地元																																		
工事費	50~55% (62.5%)	27.5~30% (27.5%)	15~22.5% (10%)																																		
事務費	—	100%	—																																		
	継続	新規	計																																		
ほ場整備	42	3	45																																		
土地改良総合整備	17	—	17																																		
機構関連	4	1	5																																		
合計	63	4	67																																		
P C B 廃棄物処理促進事業費	1,600	国庫 1,600	—	P C B 廃棄物処理促進事業費 <table border="1" data-bbox="1350 850 1914 945"> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>事業費補助</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </table>	負担区分	国	地元	事業費補助	50%	50%	土地改良区等が保管または使用するP C B含有機器の収集・運搬費用を助成することで、P C B廃棄物の確実かつ適正な処理を促進する。																										
負担区分	国	地元																																			
事業費補助	50%	50%																																			
農業水利施設強靱化促進事業費	20,000	負担金 3,500	16,500	農業水利施設強靱化促進事業費 事務費 18,588 事業事務費 1,412	管理体制が脆弱化しつつある農業水利施設の施設管理と保全管理の体制構築を促進するため、機能保全計画の更新や管理台帳の整備、水利用再編に関する調査、検討等を行う。 保全管理強化 2地区 施設監視支援 2地区																																
水田畑地化推進事業費	76,500	—	76,500	水田畑地化推進事業費 畑地化基盤整備費補助 69,625 畑地化調査・調整事業費補助 0 畑地化指導事業費 6,192 事務費 683	米中心の営農から野菜など高収益な作物中心の営農への転換を推進するため、水田の畑地化のために必要な整備などを支援する。																																

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要																																																
農業集落排水事業費	千円 323,975	千円 国庫 267,001 繰入金 26,000 計 293,001	千円 30,974	団体営農業集落排水事業費	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図る。																																																
				<table border="1"> <tr> <td>工事費補助</td> <td>267,001</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>7,322</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業集落排水事業推進交付金</td> <td>23,652</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>負担区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>工事費補助</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>50%</td> <td>-</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>調査</td> <td>50% (注)</td> <td>-</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>機能診断</td> <td>100%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>最適整備構想</td> <td>100%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>維持管理適正化計画</td> <td>100%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>-</td> <td>100%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[50%]</td> <td>[50%]</td> <td>[-]</td> </tr> <tr> <td>推進交付金※</td> <td>-</td> <td>100%</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>[ ]は汚水処理設備整備交付金 ※県は農業集落排水事業推進交付金として、事業実施翌年度から5ヶ年間で、事業費の10%（霞ヶ浦流域は13.5%）を交付。 (注) 農村整備事業活用市町村のうち、今まで農集排発生汚泥を農地還元してこなかった市町村が、今後農集排発生汚泥の全量を農地還元する計画を立てると、国100%の定額助成となる。</p>		工事費補助	267,001			事務費	7,322			農業集落排水事業推進交付金	23,652			負担区分	国	県	地元	工事費補助				工事	50%	-	50%	調査	50% (注)	-	50%	機能診断	100%	-	-	最適整備構想	100%	-	-	維持管理適正化計画	100%	-	-	事務費	-	100%	-		[50%]	[50%]	[-]
工事費補助	267,001																																																				
事務費	7,322																																																				
農業集落排水事業推進交付金	23,652																																																				
負担区分	国	県	地元																																																		
工事費補助																																																					
工事	50%	-	50%																																																		
調査	50% (注)	-	50%																																																		
機能診断	100%	-	-																																																		
最適整備構想	100%	-	-																																																		
維持管理適正化計画	100%	-	-																																																		
事務費	-	100%	-																																																		
	[50%]	[50%]	[-]																																																		
推進交付金※	-	100%	-																																																		
				農業集落排水施設接続支援事業費 26,000	<p>霞ヶ浦、涸沼、牛久沼流域において、農業集落排水施設への接続支援事業を行う市町村に対して補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業期間：平成20年度から令和8年度（森林湖沼環境税）</li> <li>補助対象：供用開始後3年以内の接続 さらに、霞ヶ浦流域限定で供用開始後4年目以降も対象</li> <li>補助額：市町村が交付する額の1/2（ただし、1戸あたり2万円を限度） さらに、霞ヶ浦流域限定で「65歳以上または18歳未満の方のいる世帯」のうち世帯収入600万円未満の世帯に対し、接続工事費を最大31万円補助 ※世帯収入は目安であり、世帯構成等により異なる</li> </ul>																																																

事項	予算額	特定財源	一般財源	事項区分	事業計画の概要																				
中山間地域農村 活性化総合 整備事業費	千円 69,158	千円 国庫 35,420 負担金 9,660 県債 21,600 計 66,680	千円 2,478	県営中山間地域総合整備事業費 工事費 64,400 事務費 4,758 <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業生産基盤</td> <td>55%</td> <td>30%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>農村生活環境</td> <td>55%</td> <td>25%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>-</td> <td>100%</td> <td>-</td> </tr> </table>	負担区分	国	県	地元	工事費				農業生産基盤	55%	30%	15%	農村生活環境	55%	25%	20%	事務費	-	100%	-	中山間地域における農業生産基盤や生活環境基盤等の整備を総合的・一体的に行い、農業農村の活性化を図る。  実施地区 県 営 1 地区 (高萩市 高萩地区)
負担区分	国	県	地元																						
工事費																									
農業生産基盤	55%	30%	15%																						
農村生活環境	55%	25%	20%																						
事務費	-	100%	-																						
5 国土調査費	428,468	国庫 284,824	143,644																						
国土調査 事業費補助	423,540	国庫 282,360	141,180	地籍調査事業費補助 423,540 <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> </table>	負担区分	国	県	地元	事業費	50%	25%	25%	水戸市等 21 市町の地籍調査事業費補助												
負担区分	国	県	地元																						
事業費	50%	25%	25%																						
国土調査事業費	4,928	国庫 2,464	2,464	地籍調査指導事務費 4,928 <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </table>	負担区分	国	県	事務費	50%	50%	水戸市等 21 市町に対する検査指導事務費														
負担区分	国	県																							
事務費	50%	50%																							
農地整備課計	12,820,780	国庫 5,610,442 分担金 606,266 負担金 793,028 繰入金 26,000 諸収入 433,241 県債 2,553,000 計 10,021,977	2,798,803																						

## 5. 令和8年度事業予定箇所

5. 令和8年度事業予定箇所

令和8年4月1日現在(単位：歳出ベース、百万円)  
新規地区はゴシック体

事業名	予算額	事業予定箇所
<b>国営土地改良事業負担金</b>	1,363	◆国営事業：那珂川沿岸、茨城中部、鬼怒川南部、突発事故復旧
<b>農村地域防災減災事業費</b>	999	
(ため池等整備事業)	(703)	・ため池 (県営ハード) 継6 新1 (県営ソフト) 新1 〈継続〉(ハード) 川尾池(潮来)、武具池(水戸)、遠州池(小美玉)、大池(桜川)、長久保池(桜川)、飯田沼(桜川) 〈新規〉(ハード) 新池(小美玉) (ソフト) 茨城県ため池保全(水戸外10)
県営ハード 10地区 ・ため池：継6 新1 ・用排水整備：継1 ・河川応急：継1 新1		
県営ソフト 2地区 ・ため池：新1 ・用排水整備：新1		・用排水施設整備 (県営ハード) 継1 (県営ソフト) 新1 〈継続〉(県営ハード) 飯沼第1機場(常総外3) 〈新規〉(県営ソフト) 大山沼湛水防除機場(古河)
団体営ハード 1地区 ・河川応急：継1		・河川応急 (県営ハード) 継1 新1 (団体営ハード) 継1 〈継続〉(県営ハード) 赤井戸堰(筑西) 〈新規〉(県営ハード) 二国堰(結城) 〈継続〉(団体営ハード) 沢辺堰(土浦)
計 13地区		
(湛水防除事業)	(54)	◆湛水防除 継1 〈継続〉新郷2期(古河)
継 1地区		
(地盤沈下対策事業費)	(242)	◆地盤沈下 継2 〈継続〉小貝東部2期(つくばみらい外2)、南総上流2期(坂東外3)
継 2地区		
<b>災害耕地復旧費</b>	81	現年発生災害復旧、過年発生災害復旧、突発事故復旧
<b>経営体育成基盤整備事業費</b>	3,798	◆ほ場整備 〈継続〉久米(常陸太田)、根本(常陸大宮)、上大賀・久慈岡(常陸大宮)、新木崎(那珂)、新木崎2期(那珂)、瓜連(那珂)、瓜連2期(那珂)、生瀬(大子)、伊師(日立)、下桜井(北茨城)、高田用水(北茨城)、萱場(水戸)、下国井(水戸)、柳河中部(水戸、那珂)、柳河中部2期(水戸、那珂)、笠間大洲(笠間)、石井来栖稲田(笠間)、石井来栖稲田2期(笠間)、向谷原(大洗)、木部飯沼(茨城)、増井(城里)、増井2期(城里)、吉沼明戸上口(つくば)、大塚上(龍ヶ崎)、野田奈川(稲敷)、幸田(稲敷)、草場(稲敷)、西の洲・甘田入(稲敷)、利根西部2期(利根)、利根西部3期(利根)、利根南部(利根)、利根南部2期(利根)、蔵後余郷入西部(美浦)、総上・豊加美2期(下妻)、総上・豊加美3期(下妻)、三坂2期(常総)、蓮沼(筑西)、蓮沼2期(筑西)、大川北(筑西)、真壁町山尾(桜川)、源法寺塙世(桜川)、幸江崎2期(古河、結城) 〈新規〉観音川北部(筑西)、下山・木間ヶ瀬(坂東)、野田奈川2期(稲敷)
継 63地区 ほ場整備 42地区 土地 総17地区 機構関連 4地区		
新 4地区 ほ場整備 3地区 土地 総1地区 機構関連 1地区		
計 67地区 ほ場整備 45地区 土地 総17地区 機構関連 5地区		◆土地改良総合整備 〈継続〉三原(水戸)、友部中央(笠間)、倉敷・与沢(小美玉)、牛堀(潮来)、牛堀2期(潮来)、牛堀3期(潮来)、延方干拓(潮来)、延方干拓2期(潮来)、八代(潮来)、麻生東部3期(行方)、北浦(行方、鉾田)、北浦2期(行方、鉾田)、川原代(龍ヶ崎)、川原代2期(龍ヶ崎)、蔵後余郷入東部(美浦)、十三間戸(河内)、二本紀(下妻)

		<p>◆農地中間管理機構関連農地整備</p> <p>〈継続〉塩田（常陸大宮）、南友部（笠間）、小和田（つくば）、石川（阿見）</p> <p>〈新規〉寄居（那珂）</p>
事業名	予算額	事業予定箇所
<p><b>農地利用集積促進事業費</b></p> <p>〈土地利用調整〉</p> <p>継 8 地区</p> <p>  経営体 6 地区</p> <p>  畑 総 1 地区</p> <p>  国 営 1 地区</p> <p>新 一地区</p> <p>計 8 地区</p> <p>〈高生産性農業集積促進〉</p> <p>継 59 地区</p> <p>  経営体 44 地区</p> <p>  畑 総 13 地区</p> <p>  かん排 2 地区</p> <p>新 2 地区</p> <p>  経営体 2 地区</p> <p>計 61 地区</p>	169	<p>◆土地利用調整事業（事業申請地区）</p> <p>〈継続：経営体〉下桜井（北茨城）、牛堀（潮来）、八代（潮来）、麻生東部（行方）、利根西部（利根）、総上・豊加美（下妻）</p> <p>〈継続：畑総〉豊郷台（鹿嶋）</p> <p>〈継続：国営〉茨城中部（水戸、茨城）</p> <p>〈新規〉－</p> <p>◆高生産性農業集積促進事業（事業申請地区）</p> <p>〈継続：経営体〉久米（常陸太田）、根本（常陸大宮）、上大賀・久慈岡（常陸大宮）、新木崎（那珂）、瓜連（那珂）、生瀬（大子）、伊師（日立）、下桜井（北茨城）、高田用水（北茨城）、三原（水戸）、萱場（水戸）、柳河中部（水戸、那珂）、下国井（水戸）、友部中央（笠間）、笠間大淵（笠間）、石井来栖稲田（笠間）、倉敷・与沢（小美玉）、木部飯沼（茨城）、向谷原（大洗）、増井（城里）、牛堀（潮来）、延方干拓（潮来）、八代（潮来）麻生東部（行方）、北浦（行方、鉾田）、吉沼明戸上口（つくば）、川原代（龍ヶ崎）、大塚上（龍ヶ崎）、野田奈川（稲敷）、草場（稲敷）、幸田（稲敷）、蔵後余郷入西部（美浦）、蔵後余郷入東部（美浦）、十三間戸（河内）、利根西部（利根）、利根南部（利根）、総上・豊加美（下妻）、二本紀（下妻）、三坂（常総）、蓮沼（筑西）、大川北（筑西）、真壁町山尾（桜川）、源法寺塙世（桜川）、幸江崎（古河、結城）</p> <p>〈継続：畑総〉藤井（水戸）、小岩戸（小美玉）、豊郷台（鹿嶋）、本郷高野（神栖）、上郷角内（つくば）、虫掛（土浦）、寺畑（つくばみらい）、武井（結城）、尾崎北部（古河）、山田（古河）、東山田（古河、坂東）、富田（坂東）、若（八千代）</p> <p>〈継続：かん排〉押辺・安居（笠間）、木田余（土浦）</p> <p>〈新規：経営体〉観音川北部（筑西）、下山・木間ヶ瀬（坂東）</p>
<p><b>県営かんがい排水事業費</b></p> <p>継 15 地区</p> <p>  一般型 4 地区</p> <p>  排特型 0 地区</p> <p>  集積型 4 地区</p> <p>  簡易整備型 1 地区</p> <p>  ストマネ（ハード） 6 地区</p> <p>新 3 地区</p> <p>  ストマネ（ハード） 1 地区</p> <p>  （ソフト） 2 地区</p> <p>計 18 地区</p>	1,612	<p>◆一般型</p> <p>〈継続〉那珂川沿岸（水戸外 7）、霞ヶ浦用水Ⅲ期（結城外 9）、早井東部（河内）、早井東部 2 期（河内）</p> <p>◆排水対策特別型</p> <p>◆農地集積促進型</p> <p>〈継続〉下桜井（北茨城）、押辺・安居（笠間）、押辺・安居 2 期（笠間）、木田余（土浦）</p> <p>◆簡易整備型</p> <p>〈継続〉（ハード）車堰（筑西外 1）</p> <p>◆基幹水利施設ストックマネジメント事業</p> <p>〈継続〉</p> <p>（ハード）辰ノ口堰（常陸太田、常陸大宮）、岩崎堰（常陸大宮、那珂）、牛堀第 1 揚水機場（潮来）、上備前川排水機場（土浦、つくば）、長井戸沼湛水防除機場（境、古河）、長井戸沼湛水防除機場 2 期（境、古河）</p> <p>〈新規〉（ハード）細野排水機場（常総）</p> <p>〈新規〉（ソフト）一の矢幹線（つくば）、大和・真壁中部支線（桜川）</p>

事業名	予算額	事業予定箇所
<b>県営畑地帯総合整備事業費</b> 継 15 地区 担い手支援 1 地区 担い手育成 13 地区 高収益 1 地区 新 - 地区 計 15 地区	1,120	<b>◆担い手支援</b> 〈継続〉柳河(水戸) <b>◆担い手育成</b> 〈継続〉藤井(水戸)、小岩戸(小美玉)、豊郷台(鹿嶋)、本郷高野(神栖)、上郷角内(つくば)、寺畑(つくばみらい)、武井(結城)、武井2期(結城)、若(八千代)、尾崎北部(古河)、山田(古河)、東山田(古河、坂東)、富田(坂東) <b>◆高収益作物導入促進</b> 〈継続〉虫掛(土浦)
<b>基盤整備促進事業費</b> (団体営かん排) 継 2 地区 新 - 地区	120	<b>◆団体営かん排</b> 〈継続〉那珂川沿岸(那珂外7)、霞ヶ浦用水西部(つくば外11)
<b>県営中山間地域総合整備事業費</b> 継 1 地区 新 - 地区	69	〈継続〉高萩(高萩)
<b>基幹農道整備事業費</b> 継 1 地区 新 - 地区	97	〈継続〉伊師(日立)
<b>ふるさと農道整備事業費</b> 継 2 地区 新 - 地区	41	〈継続〉総上・豊加美(下妻)、本郷高野(神栖)
<b>団体営農業集落排水事業費</b> 〈ハード〉 継 2 地区 新 5 地区 計 7 地区 〈ソフト〉 ・調査 7 地区 ・機能診断 1 市 3 施設 ・最適整備構想 3 市 ・維持管理適正化計画 2 市 2 施設	121	<b>◆ハード</b> 〈継続〉 <b>【改築】</b> 谷部(筑西)、西板戸井(守谷)[農山交] ----- 〈新規〉 <b>【改築】</b> 高岡(土浦)、安中・大須賀津(美浦)[農山交] 国府田(筑西)、深見(筑西)、上野西(筑西)[農村整備] <b>◆ソフト</b> <b>【調査】</b> 安居(笠間)、美和中部(常陸大宮)、大岩小舟(常陸大宮)、西部(土浦)、弥柳(つくばみらい)、曲渕・東中部(稲敷)、関館・花田(筑西) <b>【機能診断】</b> 桜川市(富谷、大国西部、谷貝北) <b>【最適整備構想】</b> 筑西市、桜川市、茨城町 <b>【維持管理適正化計画】</b> 野口(常陸大宮)、大戦防・武井南(結城)

## 6. 令和8年度主要事業の概要

- (1) 低コストで生産性の高い水田の基盤づくり
- (2) 高品質な青果物を安定生産する畑地の基盤づくり
- (3) 基幹用排水施設等の整備
- (4) 農業水利施設の計画的な長寿命化対策
- (5) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策
- (6) 流域治水対策に向けた田んぼダムの取組
- (7) 地域資源を活用した持続可能な農村づくり
- (8) 地域共同による農地、水路、農道等の維持管理等
- (9) 豊かで住みよい農村環境づくりの推進
- (10) 野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進
- (11) 土地改良区の充実強化
- (12) 地籍調査事業の推進

## (1) 低コストで生産性の高い水田の基盤づくり

農業の競争力強化に向けて効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田の生産基盤を整備するとともに、経営体への農地の利用集積を促進する。

### 基盤整備

#### ◎ 国営緊急農地再編整備事業

耕作放棄地の発生防止や担い手への農地集積を進めるため、農地の大区画化や排水改良などの基盤整備と併せ、耕作放棄地を含めた農地の土地利用を計画的に再編する。

- 事業主体：国
- 採択要件：・受益面積 400ha 以上（うち区画整理 200ha 以上）
  - ・耕作放棄地及び耕作放棄地のおそれのある農地を 10%以上含むこと
  - ・担い手への農地の利用集積の割合が一定以上増加すること
- 負担割合：国 20/30、県 6/30、地元 4/30
- 事業概要：

地区名	受益面積	関係市町	工期	事業内容	事業費	進捗率※ (R7 まで)
茨城中部	652ha (水田 644・畑 8)	水戸市 茨城町	H28～R15	区画整理 652ha	250 億円	68%

※事業費ベース

#### ◎ 経営体育成基盤整備事業（予算額 3,797,854 千円）

地域農業の展開方向及び生産基盤整備の状況等を踏まえ、区画整理や農業用排水施設、暗渠排水などの生産基盤を整備するとともに、担い手への農地の利用集積を促進する。

- 事業主体：県
- 採択要件：受益面積 20ha 以上 ほか
- 負担割合：国 50・55・62.5%、県 27.5・30%、地元 10～22.5%

#### ◎ 耕作条件改善事業(のうち 国事業：農地耕作条件改善事業・畑作等促進整備事業等)（予算額 541,217 千円の内数）

農地の大区画化・汎用化等のきめ細かな基盤整備を支援し、農地中間管理機構等による担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を促進する。

- 事業主体：市町村、土地改良区等
- 採択要件：農業者 2 人以上、事業費 200 万円以上 ほか
- 負担割合：国 50・55%、県 14%・21%、地元 24～36%

### 集積・集約

#### ◎ 経営体育成関連流動化促進事業（国補 国名称：農業競争力強化基盤整備事業等）（予算額 160,009 千円）

ア) 土地利用調整指導事業（国名称：高度土地利用調整事業等/指導事業等）

- ①土地利用調整及び農用地の利用集積推進するため、県が指導等を行う。
- ②水田貯留機能向上の取組を推進するため、県が指導等を行う。

- 事業主体：県
- 採択要件：①農業経営高度化計画等の作成 / ②水田機能貯留向上計画書の作成
- 負担割合：①国 50・55% 県 45・50%/②国 100%

イ) 土地利用調査推進事業（国名称：高度土地利用調整事業等/調査・調整事業）

市町村等が行う、関係農家の意向調査活動、関係機関との調整等の土地利用調整活動を支援する。

- 事業主体：①市町村等 / ②県、市町村等
- 採択要件：①農業経営高度化計画等の作成 / ②水田機能貯留向上計画書の作成
- 負担割合：①国 50・55% 県 25% 地元 20・25% / ②国 100%
- 補助限度額：以下の基準額 × 調整事業の実施年数

受益面積 60ha 未満：1,500 千円 60ha 以上 200ha 未満：2,000 千円 200ha 以上：4,000 千円

ウ) 高生産性農業集積促進事業（国名称：農業経営高度化促進事業/中心経営体農地集積促進事業等）

高度経営体、担い手への農地集積、高収益作物の導入・促進をより一層促進させるため、高度経営体への一定の農地利用集積の増加、担い手への一定の利用集積、高収益作物の作付面積の増加等を達成した地区に対して、総事業費の一定割合を助成する。

- 事業主体：市町村等
- 採択要件：①農業経営高度化計画等の作成、②高収益作物導入促進土地改良整備計画の作成
- 負担割合：国 3/6・55% 県 2/6・30% 市町村 1/6・15%
- 助成割合：予算種別、事業採択年度、事業型により異なる

①担い手集積率

農業競争力強化農地整備事業等		農山漁村地域整備交付金	
55%以上 65%未満	5.5%（うち80%以上を集約化 6.5%）	35%以上 45%未満	3.5%
65%以上 75%未満	6.5%（うち80%以上を集約化 8.5%）	45%以上 55%未満	4.5%
75%以上 85%未満	7.5%（うち80%以上を集約化 10.5%）	55%以上 65%未満	5.5%
85%以上	8.5%（うち80%以上を集約化 12.5%）	65%以上 75%未満	6.5%
		75%以上	7.5%

②高収益作物の作付面積の増加割合

水利施設等保全高度化事業			
5%以上 6%未満	6.25%	8%以上 9%未満	10.00%
6%以上 7%未満	7.50%	9%以上 10%未満	11.25%
7%以上 8%未満	8.75%	10%以上	12.50%

エ) 耕地利用高度化推進事業（国名称：耕地利用高度化推進事業等）

営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動を行う。

- 事業主体：市町村
- 採択要件：農業経営高度化計画等を作成すること
- 負担割合：国 3/6・55% 県 2/6・30% 市町村 1/6・15%
- 限度額：生産基盤整備事業等の総事業費の2%以内

## (2) 高品質な青果物を安定生産する畑地の基盤づくり

効率的な畑作営農を実現するため、畑地の区画整理を進めるとともに、高品質な青果物が安定生産できるよう、国営用水を活用した畑地かんがい施設を整備する。

### 基盤整備

#### ◎ 県営畑地帯総合整備事業（予算額 1,120,775 千円）

畑作農業経営の体質強化のため、農業用排水施設、農道及び区画整理などの生産基盤の整備や、農業集落道などの環境整備など、畑地帯における総合的な整備を行う。

〔事業採択要件等〕

- 事業主体：県                      ○ 採択要件：受益面積：20ha 以上 ほか
- 負担割合：国 50～55%、県 25～30%、地元 15～25%

#### ◎ 水田畑地化推進事業（県単）（予算額 76,500 千円）

米中心の営農から野菜など高収益な作物中心の営農への転換を推進するため、水田の畑地化のために必要な整備などを支援する。（事業期間：平成 30 年度～令和 9 年度）

ア) 畑地化基盤整備事業

- 事業主体：市町村、土地改良区、農協、農業法人 等
- 整備内容：用排水施設整備、暗渠排水、客土、畦畔除去 等
- 採択要件：水田受益面積 1ha 以上 20ha 未満 かつ 畑地化面積 1ha 以上 ほか  
※中山間地域は 0.5ha 以上 10ha 未満 かつ 畑地化面積 0.5ha 以上
- 負担割合：県 62.5% 地元 37.5%

イ) 畑地化調査・調整事業

- 事業主体：市町村、土地改良区、農協、農業法人 等
- 事業内容：土地利用・作付調整・水利用調整にかかる関係農家の意向調査活動、関係機関との調整や調査活動 等
- 負担割合：県 50% 地元 50%

ウ) 畑地化指導事業

- 事業主体：県
- 事業内容：高収益作物の導入を推進するために県が行う普及・指導事業
- 負担割合：県 100%

### 啓発事業

#### ◎ 畑地かんがい営農確立普及事業（予算額 14,806 千円）

実証試験結果等により畑かん効果を広く農業者に対し普及啓発を行い、畑かん施設設備への機運を高め、用水を活用した収益性の高い安定的な畑かん営農を地域に確立させ、農業生産性の向上や農業者所得の増加を図る。

ア) 畑地かんがい活用新規作物導入実践事業費（事業主体：県）

畑かん効果の期待される作物の栽培技術の確立や新品目の導入可能性を検討するための実証試験の実施等により畑地かんがいの普及啓発を図る。

イ) 畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業費

野菜作を対象とした実証ほ場を設置し、水利用技術・作物栽培管理技術の確立とその啓発普及を図る。（国補事業活用）

ウ) 畑地かんがい営農普及推進事業費（事業主体：県）

上記実証ほ場実施地区内の関係者で「畑かん研究会（仮）」を設置し、研修会等を通じて実証結果を周辺地域や地域農業者へ情報提供を行い、畑かん営農の普及啓発を図る。

#### ◎ 産地育成畑地整備促進事業（県単）（予算額 4,000 千円）

産地育成に向けた畑地整備構想を策定し、高収益作物を計画的・安定的に生産するための畑地基盤整備を推進する。

- 事業内容：産地育成畑地整備促進協議会の設立、地形図作成等基礎調査の実施、産地育成構想の作成、畑地整備構想の作成
- 負担割合：県 75%、市町村 25%

### (3) 基幹用排水施設等の整備

◎ 県営かんがい排水事業（予算額 569,020 千円）

ア) 一般型

農業用水の安定供給や排水条件の改善などを図るため、農業生産条件の基幹をなす農業用排水施設等を整備する。

- 採択要件：受益面積 200 (100) ha 以上、末端支配面積 100 (20) ha 以上 ※ () は畑地を受益とする場合
- 負担割合：国 50・55%、県 25%、地元 20・25%

イ) 排水対策特別型

麦・大豆・飼料用作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るため、特に水田の排水条件が不良で転作が困難な地域を対象に、水田の汎用化のための基盤条件である排水路、排水樋門、排水機場等の更新または整備を実施する。

- 採択要件：受益面積 20ha 以上、末端支配面積 5 ha 以上
- 負担割合：国 50・55%、県 25%、地元 20・25%

ウ) 農地集積促進型

担い手への農地集積・集約を促進するため、水管理の省力化のための農業用排水施設の整備等を行う。

- 採択要件：農地集積等の目標が掲げたうえで、受益面積が概ね 20ha 以上
- 負担割合：国 50%、県 25・27.5%、地元 22.5・25%

エ) 簡易整備型

水管理を合理化・省力化するため、管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設を整備する。

- 採択要件：事業費の合計が 200 万円以上、受益者（農業者）2 者以上、受益面積 5 ha 以上
- 負担割合：国 50%、県 31%、地元 19%

◎ 国営那珂川沿岸農業水利事業

那珂川沿岸周辺 8 市町村 8,617ha を対象に、農業用水の水源確保と安定供給を図り、生産性の高い農業が営めるよう大規模な農業水利事業を実施している。

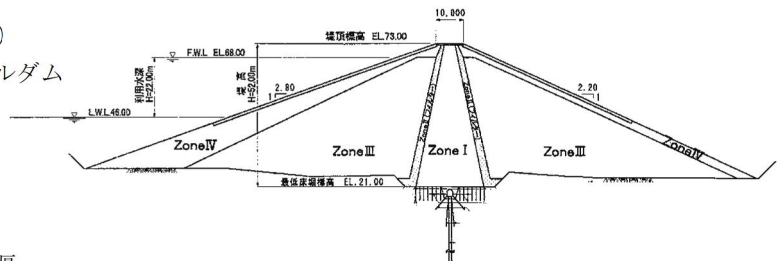
○ 事業概要

受益面積	工期	事業内容	事業費	進捗率* (R7 まで)
8,617ha (水田 6,687ha) (畑 1,930ha)	H4~R8	ダム 1カ所 用水路 123 km (改修 62 km) 揚水機場 5カ所 (改修 4カ所) 頭首工 1カ所 (改修)	975 億円	97%

※事業費ベース

○ 施設計画

- ① ダム 御前山ダム（農業用水専用ダム）  
中心遮水ゾーン型ロックフィルダム  
総貯水量 7,200 千<sup>3</sup>m  
有効貯水量 6,500 千<sup>3</sup>m



- 頭首工 小場江頭首工（改修）  
フローティングタイプ半可動堰

- ② 揚水機場 那珂川揚水機場（新設）1.95 m<sup>3</sup>/S（水戸市飯富町）  
赤沢揚水機場（改修）0.72 m<sup>3</sup>/S（東茨城郡城里町御前山）

下江戸揚水機場（改修）2.30 m<sup>3</sup>/S（那珂市下江戸）  
 渡里揚水機場（改修）3.71 m<sup>3</sup>/S（水戸市渡里町）  
 大杉山揚水機場（改修）2.53 m<sup>3</sup>/S（水戸市三の丸）

③ 用水路 幹線用水路 123 km（うち改修 62 km）

◎ 鬼怒川南部国営施設応急対策事業

茨城県と栃木県の9市町 8,805ha の水田に農業用水を供給している基幹的な農業水利施設の機能を保全するための整備を行う。

受益面積	関係市町	工期	事業内容	事業費	進捗率※ (R7 まで)
8,805(ha) (うち茨城県 7,121ha)	茨城県：古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、八千代町  栃木県：小山市、真岡市	R2 ～ R12	揚水機場 改修 1カ所 用水路 改修 3.5 km ほか	68 億円	38%

※事業費ベース

参考

国営完了地区及び機構営事業

地区名	工期	受益面積 (ha)	事業内容	事業費 (百万円)	関係市町村
国営鬼怒川南部地区	S40～S50	9,428 (うち茨城県 7,733)	頭首工 1ヶ所 取水工 2ヶ所 幹線水路約 88km ほか	8,480	茨城県：古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、八千代町 栃木県：小山市、真岡市
国営鬼怒川南部地区 (国営造成土地改良施設整備)	H21～H24	8,955 (うち茨城県 7,258)	勝瓜頭首工付帯施設改修 1式(護床、ゲート設備等)	1,897	茨城県：古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、八千代町 栃木県：小山市、真岡市
国営鹿島南部地区	S42～H3	2,285 田 676 畑 1,609	揚水機場 1ヶ所 幹線用水路 13km	7,354	神栖市
国営石岡台地地区	S45～H元	7,405 田 4,176 畑 3,229	揚水機場 3ヶ所 幹線用水路 42km ほか	23,242	石岡市、笠間市、かすみがうら市、行方市、銚田市、小美玉市、茨城町
国営新利根川沿岸地区	S56～H4	7,030 田 6,765 畑 265	用水機場 2ヶ所 排水機場 5ヶ所 用排水機場 1ヶ所 用水路 9 km 排水路 34km	30,044	稲敷市、河内町
水資源機構営霞ヶ浦用水地区	S54～H5	19,294 田 10,919 畑 8,375	揚水機場 1ヶ所 基幹線水路 53.3km	73,495	土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、笠間市、つくば市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、境町
国営霞ヶ浦用水 1 期地区	S55～H4		用水路 101km 調整池 4ヶ所 揚水機場 4ヶ所	49,288	
国営霞ヶ浦用水 2 期地区	H4～H20		用水路 111km 調整池 2ヶ所 揚水機場 3ヶ所	52,847	
森林総合研究所営 多賀地区	S58～H2		農業用道路 18.2km	13,162	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町
森林総合研究所営 奥久慈地区	H5～H12	区画整理 108 暗渠 排水 48 農業用道 路 3,314	区画整理 108ha 暗渠排水 48ha 農業用道路 10.4km 排水改良	14,383	大子町

## (4) 農業水利施設の計画的な長寿命化対策

県内には、国営・県営・団体営事業で造成された多くの農業水利施設が存在し、近年更新時期を迎える施設が増加する傾向にあり、計画的な補修・更新が必要になっている。このため、農業水利施設のストックマネジメントの取組を推進し、効率的に農業水利施設の持つ用水供給機能や排水機能を確保する。

### 機能診断・保全計画策定

◎ 県営かんがい排水事業（予算額 21,500 千円）

#### ア) 基幹水利施設ストックマネジメント事業

施設の劣化状況等を調べる機能診断を行い、これに基づき、施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた機能保全計画の策定を行う。

- 採択要件：県営事業で造成された末端支配面積 100（畑 20）ha 以上の農業水利施設
- 負担割合：国：50%・55%

### 対策工事

◎ 県営かんがい排水事業（予算額 1,021,495 千円）

#### ア) 基幹水利施設ストックマネジメント事業

県営事業で造成された基幹的農業水利施設について、機能診断結果や機能保全計画等に基づき、劣化の状況に応じた適切な対策工事を行い、ライフサイクルコストの低減と施設の長寿命化を図る。

- 採択要件：県営事業で造成された末端支配面積 100（畑 20）ha 以上の農業水利施設
- 負担割合：国 50・55%、県 25～31%、地元 15～25%

### 管理体制支援

◎ 農業水利施設強靱化促進事業（県単）（予算額 20,000 千円）

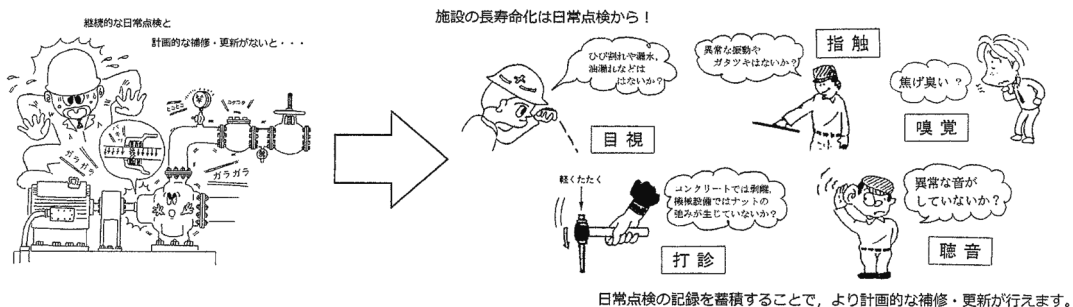
管理体制が脆弱化しつつある農業水利施設の施設管理と保全管理の体制構築を促進するため、機能保全計画の更新や管理台帳の整備、水利用再編に関する調査、検討等を行う。

#### ア) 施設監視支援

- 事業主体：県
- 負担割合：県 100%
- 実施内容
  - ・ 施設監視項目の統一及び施設監視に必要なマニュアル等技術指針の作成等
  - ・ 施設監視箇所や方法、整備計画等の周知・合意形成を図る図書類の作成等
  - ・ 上記 2 点に資する各種調査（機器類の分解や試験等）、研修等の実施費用等

#### イ) 保全管理強化

- 事業主体：県又は施設管理者
- 負担割合：県 75%、地元 25%
- 実施内容
  - ・ 機能診断：施設構造や水利機能の劣化度の調査、分析等
  - ・ 機能保全対策：最適な対策工法や対策時期の検討、監視計画の重点化等
  - ・ 管理台帳整備：管理用図面の作成、監視用測点の設置、監視記録のデータ化等
  - ・ 水利用再編：営農と水利用状況の調査、水管理操作検討、水利権資料作成等



【ポンプ】

(整備前)



本新排水機場地区 (稲敷市) H27~R3

(整備後)



【電気設備】

(整備前)



河内第6 機場地区 (河内町) H25~H30

(整備後)



【上屋】

(整備前)



小谷沼第2 排水機場地区 (常総市) H25~R1

(整備後)



【ゲート】

(整備前)



新堀揚水機場地区 (下妻市) H28~R1

(整備後)



## (5) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策

### ◎ 農村地域防災減災事業（予算額 998,738 円）

#### ○ ため池等整備事業（予算額 702,548 千円）

築造後における自然的・社会的状況の変化等に起因した決壊その他の事故による農地・農業用施設・公共施設・人家等への災害を未然に防止するために、農業用施設の整備・補強を行う。

・ 採択要件及び補助率

	受益面積	事業費	補助率	事業主体
防災重点農業用ため池緊急整備事業（県営） ※1	2ha 以上※2	4,000 万円以上	国 50 県 34 地元 16 (国 55 県 34 地元 11)※3	県
農業用河川工作物応急対策事業（県営）	—	1 億円以上	国 55 県 37 地元 8	県
農業用河川工作物応急対策事業（団体営）	—	5,000 万円以上	国 50 県 42 地元 8	市町村 土地改良区等
農業用排水施設整備事業（団体営）	20ha 以上	800 万円以上	国 50 県 18 地元 32	市町村 土地改良区等

※1 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法による防災重点農業用ため池に係る防災工事推進計画に基づく整備

※2 「ため池加速化対策」で実施する場合は 2ha 未満でも可

※3 「大規模なもの」、「中山間地域に存在するもの」及び「緊急性が高いもの」に該当する場合

#### ○ 湛水防除事業（予算額 53,750 千円）

土地改良事業等によって排水施設が整備されていたものが、流域の開発等による排出量の増大・立地条件の変化により湛水被害が発生している地域において、排水機場・排水路等の新設・改修を行い、農地・農業用施設等の湛水被害を防止する。

・ 採択要件及び補助率

	受益面積	事業費	補助率	事業主体
小規模 (一般地域)	30ha 以上	5,000 万円以上	基幹：国 50 県 30 地元 20	県
小規模 (中山間地域)			その他：国 50 県 25 地元 25	
小規模			基幹：国 55 県 27 地元 18	
(中山間地域)			その他：国 55 県 22.5 地元 22.5	

基幹施設：排水機場・排水樋門・貯留施設等

その他：排水路等基幹施設以外の施設

#### ○ 地盤沈下対策事業（予算額 242,440 千円）

地下水の採取に起因して地盤沈下を起こしている地域において、効用の低下した農業用施設を従前の状態に回復するために、農業用施設の新設・改修を行う。

・ 採択要件及び補助率

	受益面積	補助率	事業主体
大規模	400ha 以上	国 55 県 39 地元 6	県



湛水防除事業 新郷地区



ため池等整備事業（河川応急） 赤井戸堰地区

## (6) 流域治水対策に向けた田んぼダムの取組

◎ 田んぼダム促進緊急対策事業（予算額 698,400 千円）

### (1) 事業の目的

近年の頻発・激甚化する水害リスクの増大に備えるために、下流域に市街地や住宅地があり、改修率が低い河川など洪水被害の危険度が高い河川流域において、水田に降った雨水を一時的に水田に貯める「田んぼダム」の取組を支援することで、流域治水対策や内水氾濫対策を行うほか、ポンプ場（用水機場・排水機場）の運転を抑制することによる電気料金（農家負担）の低減や、水田からの土砂流出を抑制して肥料成分の流出を軽減することによる肥料代の低減を図る。

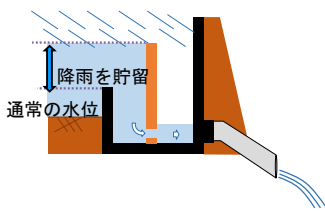
### (2) 事業の内容

排水口に田んぼダム用の落水柵を設置費用を支援する。なお、田んぼダムの効果発現に、必要な場合、畦畔の補強等も支援を行う。

### (3) 事業概要

区 分	内 容
事業要件	ポンプ場の電気料金を土地改良区等の農業者が負担している水田地域であること
事業期間	令和8年度
事業主体	土地改良区、水利組合等
補助率	県：100.0%
対象地域	流域治水対策の優先度の高い（洪水浸水被害の危険度が高い）河川流域内において、ポンプ場（用水機場・排水機場）を有する水田地域、または、田んぼダムの取組により肥料の削減が見込める水田地域
事業効果	雨水の流出抑制による内水氾濫の被害防止 ポンプ場（用水機場・排水機場）の運転抑制に伴う農家負担（電気料金）の削減

#### 田んぼダム実施

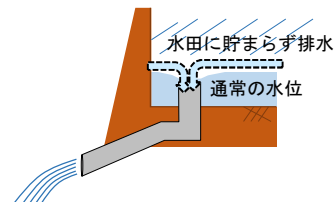


堰板の小さな穴により、排水が抑制され、水田内に雨水を貯留。



降雨時の水田からの排水状況

#### 田んぼダム未実施



排水管（塩ビ管）を越流した時点で、水田から排水が開始。

降雨後



落水柵



写真：新潟県

## (7) 地域資源を活用した持続可能な農村づくり

### ◎ 都市農村交流推進事業（予算額 8,658千円）

農村地域では、人口減少等にもなう活力低下が問題となっていることから、都市農村交流により地域を活性化し、交流人口の拡大や所得の向上を図る。

#### (1) 人材の育成・確保

- ・ 体験メニューの創出や異業種と連携した事業づくりができる人材の育成事業を実施し、活動を推進できる人材の確保を図る。
- ・ 都市農村交流の実践者等で組織する「茨城むらまちネット」の活動を支援する。
- ・ 都市農村交流研修会を開催し、実践者の取組の発展を図る。

#### (2) 農泊推進モデル事業

勉強会や先進事例の視察等の実施により、観光コンテンツとして商品化できる体験メニューの創出や受入体制の整備等を支援し、交流人口の拡大や所得の向上を図る。

#### (3) 情報発信

「いばらきのグリーン・ツーリズム」ホームページやSNS、農業農村体験施設を紹介するガイドブック等を通じて、本県の都市農村交流に関する情報を発信する。

## (8) 地域共同による農地、水路、農道等の維持管理等

◎ 多面的機能支払交付金事業（予算額 1,626,368 千円）

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。

### 事業の概要

（農地維持支払）

【活動内容】農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

【事業主体】「農業者のみ」又は「農業者及びその他の者（地域住民、団体等）」で構成する活動組織

【交付単価】基本単価：田 3,000 円/10a、畑 2,000 円/10a、草地 240 円/10a

【補助率】（国 2/4 県 1/4）市町村 1/4

### ○農地維持支払



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の砂利補充

（資源向上支払）

【活動内容】①地域資源の質的向上を図る共同活動

水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等

②施設の長寿命化のための活動

コンクリート水路の布設、ポンプの更新等

【事業主体】「農業者及びその他の者（地域住民、団体等）」で構成する活動組織（②は農業者のみで可能）

【交付単価】①基本単価：田 2,400 円/10a、畑 1,440 円/10a、草地 240 円/10a

多面的機能の増進を図る活動に取り組みない場合は 5/6 を乗じた単価

加算単価：田 400 円/10a、畑 240 円/10a、草地 40 円/10a

多面的機能の増進を図る活動を新たに 1 つ以上増加した場合に加算

加算単価：田 400 円/10a

資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち 5 割以上において、水田の雨水貯留機能の強化を推進する場合に加算

②上限単価：田 4,400 円/10a、畑 2,000 円/10a、草地 400 円/10a

広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合は 5/6 を乗じた単価

【補助率】（国 2/4 県 1/4）市町村 1/4

### ○資源向上支払



水路のひび割れ補修



農道の部分補修



植栽活動



コンクリート水路の布設

◎ 中山間地域等直接支払交付金事業（予算額 40,650 千円）

農業生産条件の不利な中山間地域等において、農業生産活動等の継持を図りながら農業の持つ多面的機能の確保・発揮を図る。

(1) 事業対象地域

過疎法、山村振興法、特定農山村法及びこれに準ずる地域として知事が認める地域

(2) 事業内容

急傾斜農地等を対象に、集落協定又は個別協定に基づき

①集落の将来像を明確化した活動計画の下で、5年以上継続して行われる農業生産活動等

②複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けたネットワーク化活動計画を作成

（①のみの実施の場合は8割単価）

(3) 事業主体

集落等を単位とする協定を締結し、5年間\*農業生産活動等を継続する農業者等

※令和7年度～令和11年度

(4) 交付単価

田 21,000 円/10a（急傾斜：1/20 以上）、8,000 円（緩傾斜：1/100 以上）

畑 11,500 円/10a（急傾斜：15° 以上）、3,500 円（緩傾斜 8° 以上）

(5) 補助率

法指定地域 （国 2/4 県 1/4）市町村 1/4

知事特認地域 （国 1/3 県 1/3）市町村 1/3

【農業・農村の有する多面的機能】



## (9) 豊かで住みよい農村環境づくりの推進

### ◎ 団体営農業集落排水事業（予算額 297,975 千円）

農業用排水の水質保全や農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設及び汚泥のたい肥化施設等を整備する。

#### (1) 事業の種類

- |                        |   |
|------------------------|---|
| ① 工 事                  | 生活雑排水等の処理施設、管路施設の整備又は改築を行う。   |
| ② 調 査                  | ①の工事施工に必要な調査及び計画を策定する。  |
| ③ 機 能 診 断              | 農業集落排水施設の劣化状況等を調べ、調査結果から設備や装置等の性能低下の状態やその要因を把握し、それぞれの健全度を評価する。  |
| ④ 最適整備構想               | ③の機能診断調査結果に基づき、各施設の機能を保全するために必要な対策工法等を定めた機能保全計画を取りまとめ、市町村が管理する全ての施設を対象に、予算の平準化など、保全管理に向けた最適な実施シナリオとなる最適整備構想を策定する。 |
| ⑤ 維持管理<br>適正化計画        | ③の機能診断調査結果を基に、施設の再編・集約、施設規模又は污水处理方式の適正化、省エネルギー技術導入等の維持管理適正化対策を策定する。   |
| ⑥ 農業集落排水汚泥<br>農地還元推進事業 | 農業集落排水施設で発生する汚泥の肥料利用等による農地への還元を推進するために必要な調査・調整、技術的検討及び計画策定等を行う。   |

#### (2) 負担割合

事業名	地域区分	負担割合			備考
		国	県	地元	
団体営農業集落排水事業					
工 事	一 般	50	※1	50	S59～ 農業振興地域 受益戸数 20 戸以上 人口 1,000 人程度
	霞流域	50	※1	50	
調 査	—	50	—	50	※2
機 能 診 断		100	—	—	
最適整備構想		100	—	—	
維持管理適正化計画		100	—	—	
農業集落排水汚泥農地 還元推進事業		100	—	—	

(注) 霞流域とは、「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」の適用地域

※1 県は、農業集落排水事業推進交付金（一般地域は事業費の10%、霞流域は13.5%）として事業実施の翌年度から5ヶ年間で市町村に交付

※2 農村整備事業活用市町村のうち、今まで農集排発生汚泥を農地還元してこなかった市町村が、今後農酒杯発生汚泥の全量を農地還元する計画を立てると、国100%の定額助成となる

### ◎ 農業集落排水施設接続支援事業（予算額 26,000 千円）

#### (1) 事業の目的

霞ヶ浦、涸沼、牛久沼における水質保全のため、農業集落排水施設の接続率向上に向けた取組に対し支援することにより、受益者負担の軽減を図り、より一層の接続を促進する。

#### (2) 事業概要

- ①補助内容 霞ヶ浦・涸沼・牛久沼の湖沼流域において、農業集落排水施設への接続支援事業を行う市町村に対して補助する。
- ②事業期間 平成20年度から令和8年度 19年間（森林湖沼環境税）  
※第4期 令和4年から令和8年度の5年間
- ③補助対象 供用開始後3年以内の接続  
さらに霞ヶ浦流域限定で供用開始後4年目以降も対象
- ④補助額 市町村が交付する額の1/2を限度（但し、1戸あたり2万円を限度）  
さらに、霞ヶ浦流域限定で「65歳以上または18歳未満の方のいる世帯」のうち世帯収入600万円未満の世帯に対し、接続工事費を最大31万円補助（※世帯収入は目安であり、世帯構成等により異なる）  
※財政力指数が1.0以上の市町村は交付率90%

農業集落排水施設一覽

(令和8年4月1日現在)

	市町村名	造 成 事 業				計	う ち 機 能 強 化 完 了
		農業集落排水事業	緊急集排事業	モデル事業	県単集排事業		
1	水戸市	平須、飯富、 <u>宿根古屋</u> 、上国井、大場森戸、加倉井、藤井岩根成沢、下大野上大野、内原北部	筑地赤尾関	<u>大足</u> 、 <u>下入野</u>	金谷(加倉井に統合)	12 (13)	<u>4</u>
2	ひたちなか市	西中根	東中根			2	<u>1</u>
3	笠間市	<u>市原</u> 、枝折川、岩間南部、友部北部	安居、北川根			6	<u>1</u>
4	小美玉市	<u>納場北部</u> 、巴南部、堅倉南部、巴中部				4	<u>1</u>
5	茨城町	飯沼、下石崎、涸沼南、逆川				4	
6	城里町	上入野、北方高久、常北青山、孫根、古内				5	
7	常陸太田市	<u>里美中部</u> 、里野宮、花房新地、天下野、松栄青木、町屋、里美南部、中野小島、佐都四				9	<u>1</u>
8	常陸大宮市	長倉、高渡、岩崎、富岡、野口、大岩小舟、塩原、西野内、鷺子、油河内、岩瀬、美和中部、小瀬				13	
9	那珂市	戸崎、西木倉、門部、戸多北部、鴻巣、酒出	神崎額田			7	
10	鹿嶋市	中村、大船津、爪木				3	
11	潮来市	大生原				1	<u>1</u>
12	行方市	榎本、玉造北部				2	<u>1</u>
13	鉾田市	青山、上島西部、舟木				3	
14	龍ヶ崎市		板橋大塚			1	
15	稲敷市	<u>浮島</u> 、阿波東部、古渡東部、君賀、阿波西部、曲淵、東中部	鳩崎			8	<u>2</u>
16	美浦村	<u>舟子</u> 、信太、 <u>安中</u> 、大須賀津(安中に統合→安中・大須賀津)			山内山王(安中に統合→安中・大須賀津)	3 (5)	<u>2</u>
17	阿見町	小池、君島大形、福田、実穀上長				4	
18	土浦市	高岡、西部、沢辺、北部、東部、西根				6	
19	石岡市	東成井、出し山、東成井第二、石岡西部、恋瀬(下水道に統合)	関川石川			5 (6)	
20	取手市				市之代	1	
21	守谷市	西板戸井				1	
22	かすみがうら市	土田(下水道に統合)、柏崎、志筑、大和田、深谷、上稲吉	新治、千代田東部			7 (8)	
23	つばみらい市	福岡、十和、 <u>高岡狸穴</u> 、 <u>豊南部</u> 、三島	下小目	上平柳、弥柳		8	<u>2</u>
24	筑西市	深見、協和中部、神分、東石田、 <u>木戸</u> 、協和南部、嘉家佐和、関館花田、上野西、河間東部、協和北第一、山崎、本郷分中、明野西部、関城東、竹島、協和北第三、河間北部	宮後、茂田第一、協和北第二		国府田、榎生山、上平塚、茂田、野・上中山、谷部	27	<u>1</u>
25	結城市	大戦防・武井南、矢畑、江川南				3	<u>1</u>
26	桜川市	源法寺、高久、南飯田、長方、大國西部、谷貝北	谷貝南、富谷			8	
27	常総市	報恩寺、大花羽	大生郷、五箇		沖新田	5	
28	八千代町	<u>西豊田中部</u> 、沼森、栗野片角、川尻今里、川西中部、川西南部、中結城東部	太田、川西北部	佐野西	東大山、中野苅橋、大戸	13	<u>1</u>
29	古河市	<u>大綱</u> 、恩名、前林、大新、三和北部、高野、間中橋、上大野、東山田東部、葛生	柳橋			11	<u>2</u>
30	坂東市	大口、猿島西部、猿島北部、猿島中部、猿島東部	長須			6	<u>1</u>
31	五霞町	五霞東部	五霞北部、五霞南部	<u>大福田</u>		4	<u>1</u>
32	境町	長田北部、境第二、境第三、境第四				4	
	計	155 施設 (158 施設)	24 (24)	6 (6)	11 (13)	196 (201)	<u>23</u>

注)・地区区数計の欄の上段は令和8年4月1日現在で管理されている施設数(統合済み施設を除く)、下段()はこれまでに造成された全施設を表す。  
・下線部は、令和8年4月1日現在で機能強化(改築)が完了した施設名および施設数を表す。

## (参考) 生活排水ベストプランについて

### 1 生活排水ベストプランとは

生活排水ベストプランは、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の汚水排水処理施設を最も効率的に配置して、整備や維持管理を進めるための県の構想です。

### 2 生活排水ベストプランの改定

生活排水ベストプランは平成7年度に策定され、平成15年度に第1回改定、平成21年度に第2回改定、平成28年度に第3回改定を行いました。そして、第4回改定となる今回は、急激な人口減少や厳しい財政事情等といった社会情勢の変化に対応するとともに、さらなる事業の効率化を目指しています。

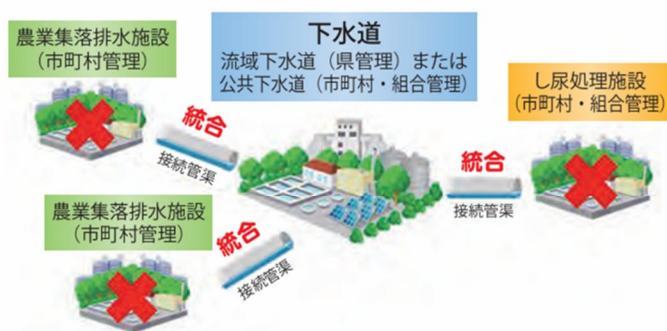
#### 【第4回改定の概要（令和5年3月）】

今回の改定では第3回改定に引き続き、整備区域や整備手法について市町村ごとに見直し、一部区域においては、集合処理から個別処理へと転換し、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の連携により生活排水対策のスピードアップを図り、汚水処理の早期概成を目指しています。

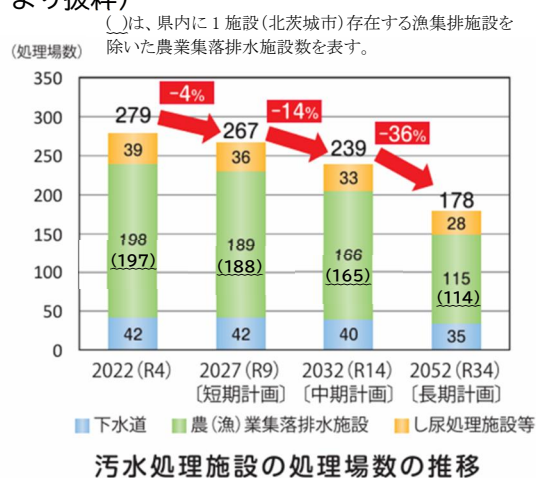
さらに、長期的な視点では、過年度より検討を行っている「広域化・共同化計画」を基に汚水処理施設の統廃合等の既存ストックを有効活用した効率的な維持管理を推進するなど、持続可能な汚水処理運営を行うための再構築を図ることとしています。

農業集落排水施設については、下水道等への統合を積極的に進めることにより、令和34年度までに、現在（令和8年4月1日現在）の196施設（普及率5.1%）から、114施設（普及率2.9%）まで削減することを目標に掲げています。

#### ◎ イメージ図（「生活排水ベストプラン（第4回改定）」より抜粋）



汚水処理施設の統廃合イメージ



汚水処理施設の処理場数の推移

#### ◎ 汚水処理人口普及率

茨城県	行政人口 (①)	処理人口 (②)	汚水処理人口普及率 (②/①)	汚水処理人口普及率
			【R6 時点公表値】	【R34 時点】
下水道	2,837,847 人	1,873,364 人	66.0 %	80.1 %
農(漁)業集落排水施設		145,493 人	5.1 %	2.9 %
合併浄化槽		500,559 人	17.6 %	16.9 %
コミュニティプラント		7,114 人	0.3 %	0.1 %
計		2,526,530 人	89.0 %	100.0 %

注) 汚水処理人口普及率とは、行政人口に対し、公共下水、農集排、合併浄化槽、コミュニティプラント等の生活排水処理施設を利用できる人口(処理人口)の割合を示す。

◎ 中山間地域農業基盤整備促進事業（予算額 30,000 千円）

(1) 事業の目的

中山間地域の特産農産物の生産振興により地域の活性化を図るとともに、条件不利地域における意欲のある農業者を育成する。

(2) 事業の内容

生産条件が不利な中山間地域における水田から畑地への転換等のために行う簡易な基盤整備に対して支援する。

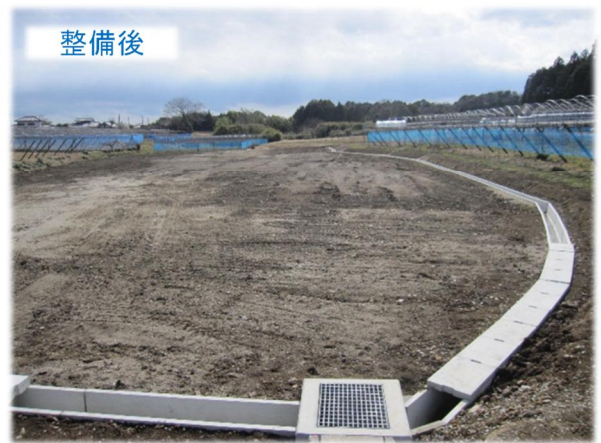
(3) 事業概要

区 分	内 容
事業要件	1 ha 未満の農地、2 名以上の地権者
事業期間	平成 27 年度～
事業主体	市町、土地改良区、農業協同組合、その他適当と認める団体
補助率	県：62.5%、市町+地元：37.5%
対象地域	下記の市町のうち、中山間地域等直接支払交付金制度の対象地域 (北茨城市、高萩市、日立市、常陸太田市、常陸大宮市、大子町、城里町、笠間市、潮来市、行方市、利根町、稲敷市、かすみがうら市、河内町、桜川市、坂東市、古河市)
整備内容	簡易な基盤整備 (畦畔除去(段差修正含む)、暗渠排水、客土、用排水路、進入路、電牧柵等)

遊休水田をブドウ畑に転換



整備前



整備後

ブドウの栽培状況



瑞龍地区（常陸太田市）

## (10) 野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進

### ◎ 鳥獣被害防止総合対策事業費（予算額 205,636 千円）

<事業の目的>

野生鳥獣による農作物被害低減を図るため、市町村が「鳥獣被害防止計画」に基づき取り組む鳥獣被害防止対策について、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」や県の「茨城県鳥獣被害防止促進補助金」により総合的に支援する。

また、研修会の開催や鳥獣被害対策モデル地区設置等により、対策を促進する。

#### (1) 市町村取組への支援（予算額 187,976 千円）

##### ① 鳥獣被害防止活動への支援

###### ア 鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業）（予算額 40,588 千円）

- ICT 機器や箱わな等の購入経費、鳥獣被害対策実施隊・捕獲隊の活動経費等への助成、被害対策研修会の開催経費等への助成
- イノシシを「近づけない」環境づくり（緩衝帯の設置、刈払い等）経費への助成

※イノシシを「近づけない」環境づくりに対し、実施隊設置の場合、県単上乗せあり（予算額 250 千円）

【事業主体】 市町村鳥獣被害対策協議会

【補助率】 1/2 以内、実施隊を有する協議会及び新規協議会は定額

##### ② 有害捕獲活動への支援

###### ア 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（予算額 38,240 千円）

- 有害捕獲に係る頭数に応じた捕獲活動経費への助成（有害捕獲許可に基づき捕獲されたものに限る）

【事業主体】 市町村鳥獣被害対策協議会等 【補助率】 定額（上限単価あり）

###### イ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動促進事業（予算額 21,877 千円）

- 国補を実施し、さらに支払いの上乗せを行っている市町村への助成

【事業主体】 市町村等 【補助率】 定額（市町村補助額と同額）

##### ③ 鳥獣被害防止施設整備への助成

###### ア 鳥獣被害防止総合支援事業（整備事業）（予算額 18,757 千円）

- 電気柵、ワイヤーメッシュ柵等の侵入防止施設等の設置経費への助成（原則、3 戸以上）

【事業主体】 市町村鳥獣被害対策協議会等 【補助率】 1/2 以内（直営施工の場合は資材費 10/10）

###### イ 鳥獣被害防止施設整備支援事業（予算額 41,374 千円）

- 国補対象外（3 戸未満）の侵入防止施設設置に対し、補助する市町村への助成

【事業主体】 市町村 【補助率】 定額（市町村補助額と同額）

##### ④ 有害捕獲個体の有効利用への支援

###### ア ジビエ利用の推進（予算額 4,810 千円）

###### イ ジビエ施設の整備（予算額 22,330 千円）

#### (2) 県実施事業（予算額 17,660 千円）

##### ① 鳥獣被害対策研修会の開催（予算額 6,000 千円）

- 地域の取り組みに対して的確な指導・助言が行える人材の確保・育成を図る。

##### ② 鳥獣被害対策モデル地区の設置（予算額 1,940 千円）

- 農林事務所がモデル地区を設置し、地域住民と共同で実施する被害状況調査、集落点検、被害防止対策、地域勉強会の開催等に要する費用を助成することにより、地域ぐるみの被害防止活動を支援する。あわせて、ICT による捕獲の新技術の検証を行う。

##### ③ 有害鳥獣捕獲実施体制の整備（予算額 220 千円）

- 県で箱わなを整備し、市町村に貸出すことで広域的な有害鳥獣捕獲の実施体制を整備する。

##### ④ 農作物被害の軽減に向けたカモ類の捕獲と利活用の推進（予算額 7,550 千円）

- レンコンの農作物被害の軽減のため、県猟友会に委託しカモ類の捕獲を実施する。また、捕獲したマガモの利活用のための PR 等を実施する。

##### ⑤ 鳥獣被害対策指導員派遣事業（予算額 450 千円）

- 地域ぐるみの対策を支援するため、市町村等主催の研修会に、県が専門家を派遣し、指導や助言を行う。

##### ⑥ 豚熱感染確認区域で捕獲された野生イノシシのジビエ利用に係る検査（予算額 1,500 千円）※畜産課振替配当

- 民間検査機関による豚熱感染検査を実施する。

## (11) 土地改良区の充実強化

### 1 土地改良団体の組織強化

大規模経営体と小規模農家の二極分化、土地持ち非農家の増加など農業構造・農村が変化している中で農地・農業用水等の中心的な管理主体である土地改良区は、賦課金の未納、維持管理費の増大、農業水利施設の老朽化など多くの問題を抱え、また地区面積が300ha未満という零細小規模で財政運営基盤が脆弱なところが県内で約7割を占める現状にあることから、土地改良区の運営基盤を強化するため、計画的に統合整備を推進する。

さらに、土地改良区のみならず、市町村、多面活動組織、水利組合等の関係者が、地域の農業水利施設等の保全に向けた将来像を共有し、保全の取組を実施する体制を構築する水土里ビジョンの策定を推進する。

#### ◎ 土地改良区組織運営基盤強化対策事業（予算額 13,206千円）

- ・統合再編整備事業 12,500千円

合併を予定する土地改良区に対し、合併推進に資するため土地改良区統合整備計画策定等の経費を助成する。  
また、水土里ビジョンを策定する土地改良区に対し、地域協議会開催費用等、策定に必要な経費を助成する。

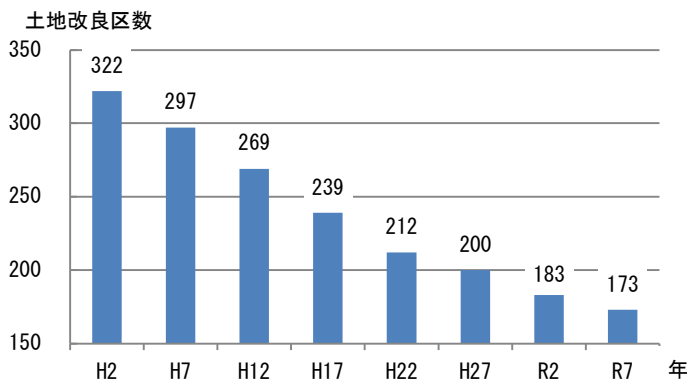
- ・所有者不明土地管理制度補助費 500千円

所有者不明土地管理制度を利用するために必要な経費を助成する。

- ・育成・強化対策事業 206千円

茨城県土地改良区統合整備推進協議会の運営を行うとともに、合併等の啓発及び機運の醸成を図り、合併等の指導等により統合整備を推進する。

#### ○茨城県内の土地改良区数の推移



#### ○水土里ビジョンにおける地域の関係者



### 2 土地改良施設維持管理への支援

国土の保全や水資源の管理など、多くの公益的機能を有している土地改良施設の維持管理のため、土地改良区等に助成する。

#### ◎ 土地改良施設維持管理適正化事業（予算額 269,480千円）

土地改良施設の機能の保持と耐用年数の確保のため、土地改良区が行う土地改良施設の定期的整備補修等に対して助成する。

#### ◎ 基幹水利施設管理事業（予算額 440,129千円）

基幹水利施設管理強化計画に基づき土地改良区と連携を図りつつ、基幹的な国営造成施設の公共・公益的機能を強化した管理を行う市町村に助成する。

#### ◎ 湛水防除施設管理費補助事業（予算額 4,222千円）

土地改良事業で造成された湛水防除施設の管理費について市町村等に一部助成する。

#### ◎ 水利施設管理強化事業（予算額 379,502千円）

農業水利施設の有する多面的機能の発揮等のため、地域における適切な取り組みを促進する観点から、県及び市町村が事業主体となって地域と連携して土地改良区の管理体制の整備を行う。

#### ◎ 水田水管理低コスト化事業（予算額 10,000千円）

用水機場単位で水位センサーや自動給水栓を水田へ導入し、スマートフォン等から遠隔監視を行うことで、水管理労力や用水ポンプの運転時間等を削減し、水田農業における水管理の低コスト化を図る。

## (12) 地籍調査事業の推進

国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土調査法に基づき調査を実施する。

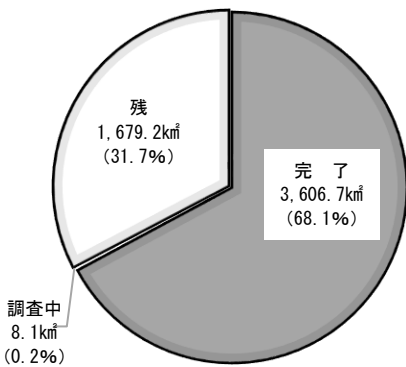
令和2年度からスタートした第7次国土調査事業十箇年計画により計画的な推進を図る。

- (1) 事業地域：市町村の全面積より国有林・公有水面等を除外した地域
- (2) 事業主体：市町村
- (3) 予算額：423,540千円（R8当初）
- (4) 補助率：国50%，県25%，市町村25%

### ① 本県地籍調査事業の進捗状況（令和7年度迄見込）

**事業量**  
調査面積 5,294km<sup>2</sup>

**地区数**  
全数44市町村

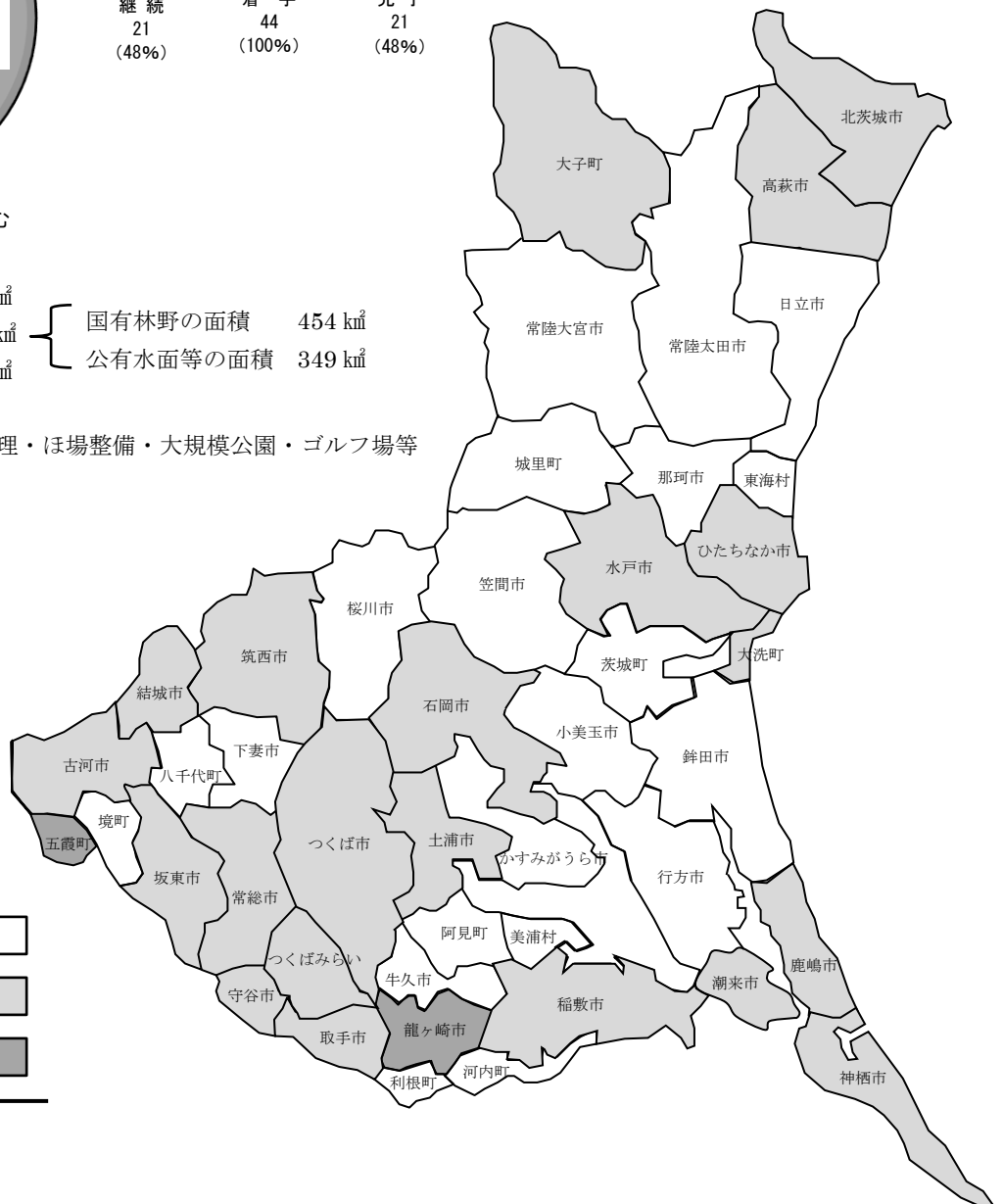


※調査中はR7補正0.04km<sup>2</sup>を含む

・本県の全面積	6,097 km <sup>2</sup>	}	国有林野の面積	454 km <sup>2</sup>
・除外地	803 km <sup>2</sup>		公有水面等の面積	349 km <sup>2</sup>
・地籍調査の面積※	5,294 km <sup>2</sup>			

※地籍調査の面積には、区画整理・ほ場整備・大規模公園・ゴルフ場等を含む。

### ② 茨城県の地籍調査実施状況図（令和8年度）



## 7. 農業農村整備事業の制度概要

- (1) 農業農村整備事業の進め方
  - (2) 自然環境の保全
  - (3) 農業農村整備事業の制度概要
  - (4) 農業基盤整備資金等
  - (5) 農地中間管理事業
  - (6) 農地売買等事業
- (参考) 補助率推移表

# (1) 農業農村整備事業の進め方 (特に、生産基盤の整備について)

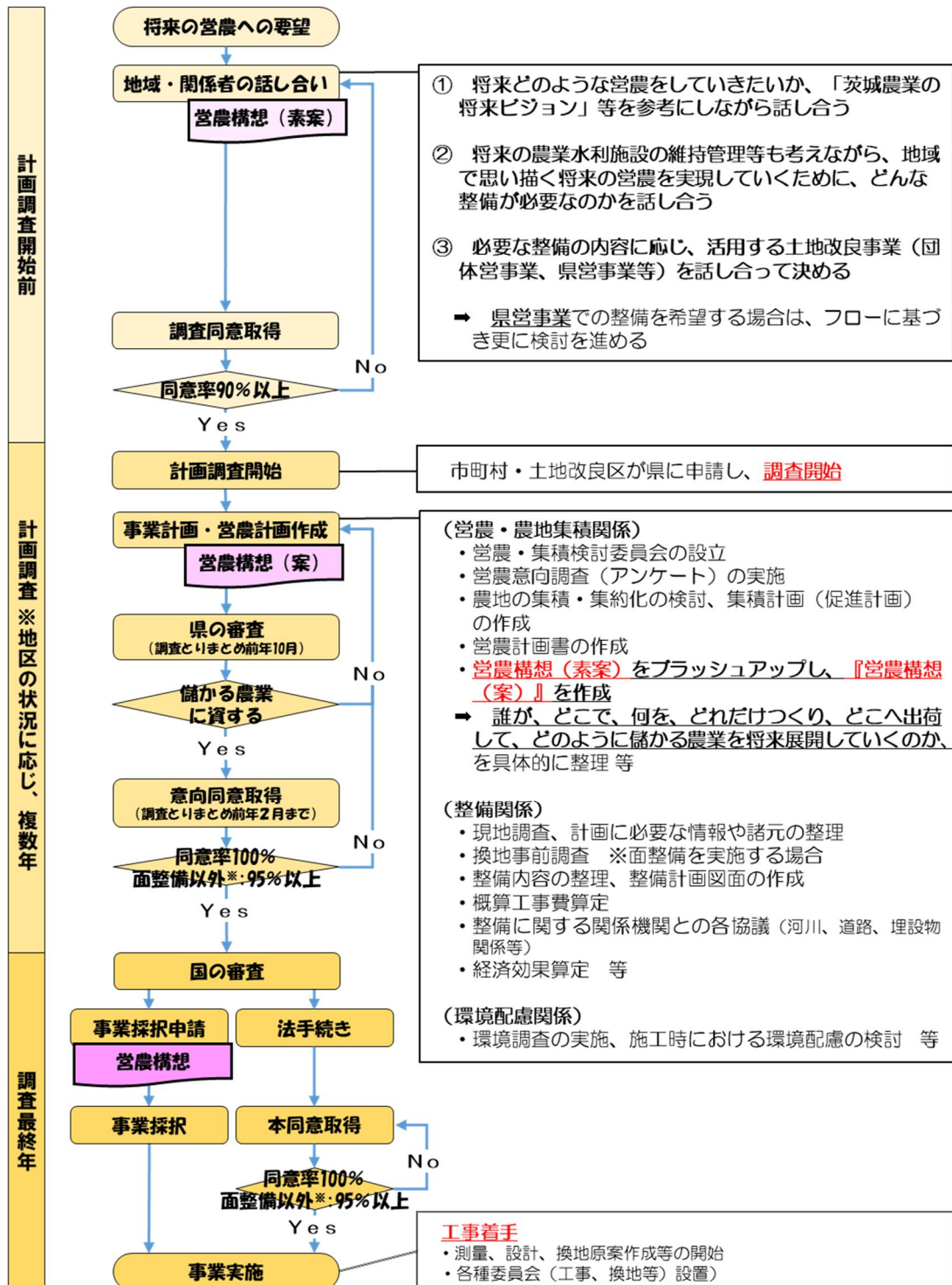
「もっと大規模に営農して儲けたいけど、田畑や道路が狭い農地は効率が悪く、作りづらい」

「米だけではなく色々な作物を作りたいけど、排水が悪く作れない」

農業農村整備事業は、農地等を所有・利用する皆様からの声によって、第一歩が始まります。このような話が地域で上がったときは、お住まいの市町村や土地改良区を通して県の農林事務所にご相談ください。

本県では「儲かる農業」の実現に向け、2023年5月に「茨城農業の将来ビジョン」を策定しました。県といたしましては、本ビジョンを踏まえ、地域・関係者の皆様と一体となって課題を解決しながら事業を進めていきます。

## ●県営土地改良事業の計画調査の進め方



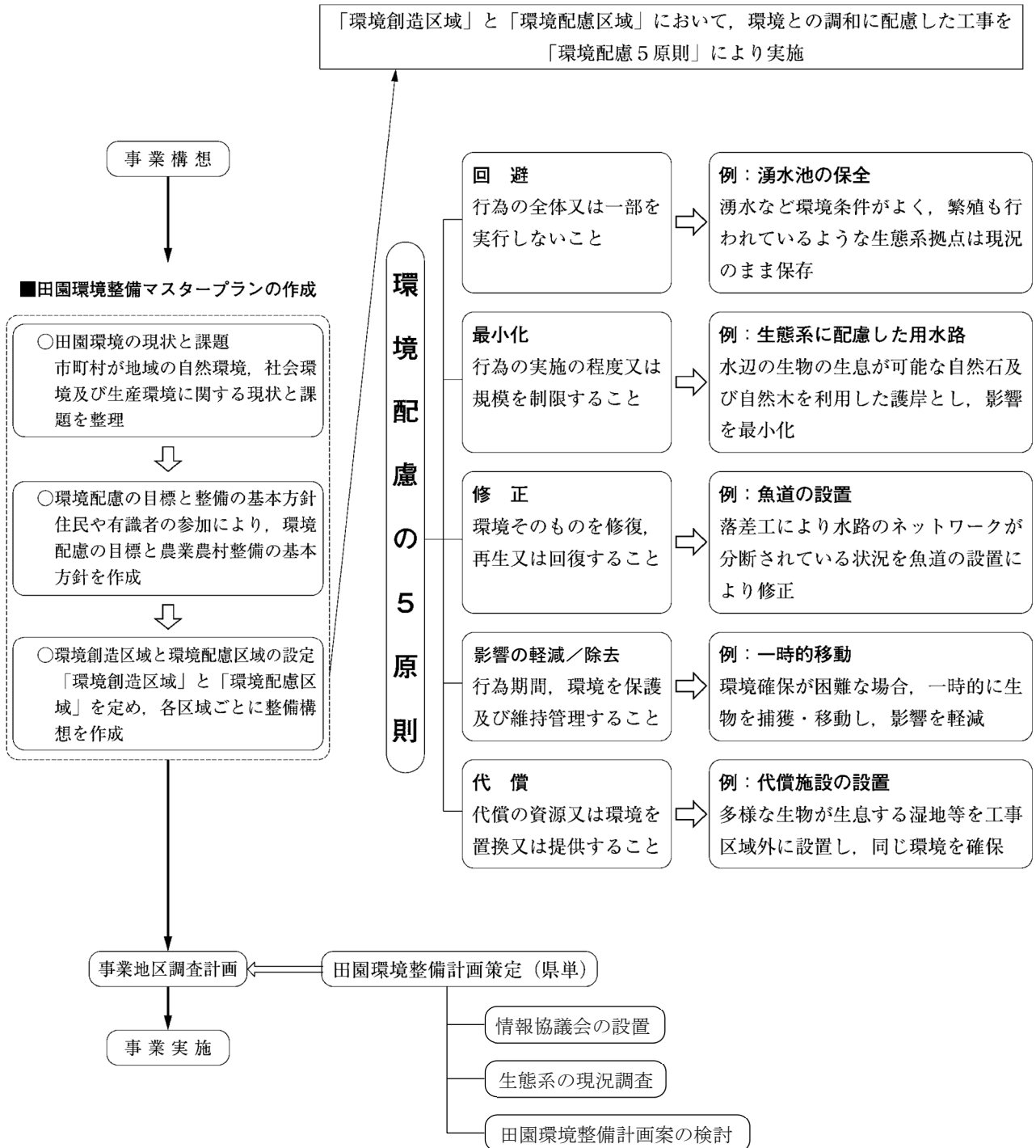
※換地を伴わない事業

営農構想に対するフォローアップ(事業実施中、完了時、完了後)  
※地区内の作物作付状況、想定生産額、想定所得額等

## (2) 自然環境の保全

### ◎ 田園環境整備計画の策定

平成 14 年度新規採択地区より全事業で実施



### (3) 農業農村整備事業の制度概要

#### 目 次

事業名	ページ
1 国営事業	61
2 農地中間管理機構関連農地整備事業	62
3 農業競争力強化農地整備事業	64
4 水利施設等保全高度化事業	67
5 中山間地域農業農村整備事業	74
6 農村地域防災減災事業	75
7 地方創生汚水処理施設整備推進交付金	90
8 施設管理事業等	90
9 災害・災害復旧関連事業	92
10 その他国補事業（農地耕作条件改善、長寿命化・防災減災等）	93
11 農山漁村地域整備交付金	98
12 農村整備事業	101
13 農山漁村振興交付金（うち農山漁村活性化整備対策）	103
14 県単土地改良事業	104
15 農地集積関連	106
16 地元負担金軽減	107
17 計画調査費関連	109

(使用上の注意)

本制度概要については、令和8年3月1日時点の内容となっております。この時点以降に行われる要綱等の改正について反映されていない場合がありますので、必ず最新の事業要綱等を確認するようお願いいたします。

1 国営事業			
国営かんがい排水事業（一般型） 受益面積が3,000ha（畑に係るものは1,000ha）以上であり、かつ、末端支配面積が500ha（畑に係るものは100ha、畑地におけるファームポンド等は20ha）以上の農業用排水施設の整備			
かんがい排水事業	国 7/10 県 未定 地元 未定	5,000ha（畑に係るものは2,000ha）かつ有効貯水量7,000千m <sup>3</sup> （畑2,000千m <sup>3</sup> ）以上のダム、5,000ha（畑に係るものは2,000ha）以上の頭首工、排水機場及び排水樋門	
	国 2/3 県 7/30 地元 3/30	上記以外のダム（H5.4.1より適用）	那珂川沿岸1期
	国 2/3 県 6/30 地元 4/30	上記以外の施設（〃）	那珂川沿岸1期 那珂川沿岸2期
国営かんがい排水事業（特別型） 受益面積が500ha（畑に係るものは100ha）以上の農業用排水施設の整備			
国営施設応急対策事業 【R3採択地区まで】	国 2/3 県 6/30 地元 4/30	応急対策計画に基づいて行う応急対策、施設長寿命化計画に基づいて行う施設の機能の保全を目的とした整備 ・1箇所当たりの事業費が2,000万円以上	鬼怒川南部
国営緊急農地再編整備事業 【R3採択地区まで】	国 2/3 県 6/30 地元 4/30	・受益面積400ha以上（うち区画整理200ha以上） ・耕作放棄地及び耕作放棄地のおそれがある農地を10%以上含むこと ・担い手への農地の利用集積が一定割合以上増加すること	茨城中部
土地改良施設突発事故復旧・防止事業			
土地改良施設突発事故復旧・防止事業 (直轄)	国 2/3 県 30 地元 3.4	<p>【土地改良施設突発事故復旧事業】 国営事業によって造成された土地改良施設について、突発事故により機能が低下又は喪失した場合に行う（ただし、突発事故により直接的に農業生産や営農活動に影響が生じない施設の復旧は対象外） (1) 末端支配面積：100ha以上 (2) 事業費：1箇所当たり2,000万円以上 1 現地仮復旧 2 機能回復を行う復旧工事 3 緊急応急工事 4 類似被害防止工事</p> <p>【土地改良施設事故防止事業】 老朽化したこと又は地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがある場合に行う当該事故の未然防止を図るための措置を行う</p>	

2 農地中間管理機構関連農地整備事業

※本事業において中山間地域等とは、以下に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。  
 (1) 離島振興法：離島振興対策実施地域  
 (2) 豪雪地帯対策特別措置法：特別豪雪地帯  
 (3) 山村振興法：振興山村  
 (4) 半島振興法：半島振興対策実施地域  
 (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法：過疎地域  
 (6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律：特定農山村地域  
 (7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）  
 (8) 棚田地域振興法：指定棚田地域  
 (9) (1)から(8)までに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域

- |   |  |  |
|---|--|--|
| <p>1 農業生産基盤整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農業用排水施設整備事業</li> <li>② 農道整備事業</li> <li>③ 区画整理事業</li> <li>④ 農用地造成</li> <li>⑤ 暗渠排水事業</li> <li>⑥ 客土事業</li> <li>⑦ 除礫</li> </ul> <p>2 農業生産基盤整備附帯事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 土壌改良事業</li> <li>② 高付加価値農業施設移転等事業</li> <li>③ 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備</li> <li>④ 埋蔵文化財調査事業</li> </ul> | <p>3 営農環境整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農業集落道整備事業</li> <li>② 農業集落排水施設整備事業</li> <li>③ 農業集落防災安全施設整備事業</li> <li>④ 農業集落環境管理施設整備事業</li> <li>⑤ 用地整備事業</li> <li>⑥ 環境整備事業</li> <li>⑦ 生態系保全空間整備事業</li> <li>⑧ 営農用水施設</li> <li>⑨ 農作業準備休憩施設</li> <li>⑩ 地域資源利活用基盤</li> </ul> | <p>4 農業経営高度化支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 指導事業</li> <li>② 調査・調整事業</li> <li>③ 耕地利用高度化推進事業</li> <li>④ 水田貯留機能向上支援事業</li> <li>ア 指導事業</li> <li>イ 調査・調整事業</li> <li>⑤ 水田貯留機能向上推進事業</li> </ul> <p>5 機構集積推進事業</p> |
|---|--|--|

※以下に記載のない事項については要綱・要領を参照

農地整備事業			
一般型	<p>事業主体：県、市町村</p> <p>(県営)</p> <p>国 50(55)                      県 27.5                      地元 22.5(17.5)                      (市町村営)</p> <p>国 50(55)                      県 未定                      地元 未定</p> <p>※()は中山間地域等の場合</p> <p>※推進費として事業費の12.5%(中山間の場合7.5%)を全額国費で交付</p>	<p><b>【事業内容】</b>                      担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、機構が借り入れている農地について、区画整理、農用地の造成、農業用排水施設、農道、暗渠排水等の農業生産基盤整備及びこれらと密接な関係のあるものを併せて一体的に実施する事業</p> <p><b>【計画の作成】</b>                      「集積・集団化等促進基盤整備事業」の作成</p> <p><b>【実施要件】</b></p> <p>(1)農地中間管理権：                      事業施行地域内農用地の全てで①～②のいずれかを満たすこと                      ①農地中間管理機構が農地中間管理権若しくは所有権を有すること                      ②農地中間管理機構が地域計画の区域内において農業の経営若しくは農作業の委託を受けていること</p> <p>(2)受益面積：                      ①10ha以上（中山間地域等、事業主体が市町村の場合は5ha以上）であり、算入範囲は大字単位が基本                      ②事業施行地域内農用地を構成する団地は1ha以上（中山間地域等は0.5ha以上）のまとまりを有する農地で構成されること</p> <p>(3)農地中間管理権の設定期間：                      事業施行地域内農用地について、事業計画公告日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間又は当該公告があった日において委託を受けている農業経営等の全てにかかる委託の期間が15年以上であること</p> <p>(4)担い手への集団化等：                      ①全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内にその農地の8割以上を担い手に集団化することを機構の方針として設定していること                      ②担い手の農地利用集積率及び農地集約化率がそれぞれ50%ポイント以上向上すること（ただし、要件（下記「※(4)②要件」参照）を満たす場合は50%ポイント以上向上しない場合でも実施可能）</p>	要領別紙 1

(続く)

<p>一般型</p>		<p>(5)収益性の向上：(細部要件は「※(5)細部要件」参照) 事業施行地域内農用地の収益性が事業完了後5年以内(果樹等は10年以内)に定める目標年度において、20%以上向上すること</p> <p>□担い手の農地利用集積率及び農地集約化率がそれぞれ50ポイント以上向上する場合</p> <p>※(5)細部要件：目標年度において、次のいずれかを満たすこと</p> <p>ア)販売額が20%以上向上することが見込まれること</p> <p>イ)生産コストが20%以上削減され、かつ、コメの作付が行われる場合には、コメの生産コストが9,600円/60kgを下回ることが見込まれること又は麦・大豆等の畑作物の作付が行われる場合には、受益面積の3割以上の作付を麦・大豆等の畑作物に転換し、かつ、当該作物の面積当たりの収量が20%以上向上することのいずれかを満たすことが見込まれること</p> <p>□担い手の農地利用集積率及び農地集約化率がそれぞれ50ポイント以上向上しない場合</p> <p>※(4)②要件：以下の(ア)～(ウ)をすべて満たすこと</p> <p>(ア)目標年度において、次のいずれかを満たすこと</p> <p>a)米の生産コストが9,600円/60kgを下回ることが見込まれること</p> <p>b)作物生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10パーセント以上増加することが見込まれること、又は、作物生産額に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね50パーセント以上増加することが見込まれること</p> <p>c)受益面積の3割以上の作付を麦・大豆等の畑作物に転換し、かつ、当該作物の面積当たりの収量が20%以上向上すること</p> <p>(イ)事業実施前の事業対象施行地域内農用地において、狭小・不整形、排水不良等の農用地が過半を占めること</p> <p>(ウ)事業実施前の担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がいずれもおおむね80パーセント以下であること</p> <p>※(5)細部要件：目標年度において、次のいずれかを満たすこと</p> <p>a)販売額が20%以上向上することが見込まれること</p> <p>b)生産コストが20%以上削減され、かつ、(4)②要件の(ア)のa)、b)又はc)のいずれかを満たすことが見込まれること</p>	
<p>省力化整備型</p>	<p>国 50(55) 県 未定 地元 未定</p>	<p>【事業内容】 ※一般型と同じ</p> <p>【計画の作成】 ※一般型と同じ</p> <p>【実施要件】 ※(1)農地中間管理権、(2)受益面積、(3)農地中間管理権の設定期間については、一般型と同じ</p> <p>(4)対象地域：次に掲げる要件を全て満たすこと</p> <p>①中間農業地域若しくは山間農業地域又は中山間地域に該当する地域又は人口減少が著しく省力化整備を行う必要があると都道府県知事が認めた地域</p> <p>②過去の基盤整備等により、農用地の8割以上を担い手に集団化していること</p> <p>③過去の基盤整備等により、収益性が20%以上向上していること又は周辺の農用地と比べて収益性が20%以上上回っていること</p>	<p>(続く)</p>

省力化整備型		(5)担い手への集団化等： 事業実施前から目標年度（事業完了後5年以内）にかけて、事業施行地域内農用地で担い手に集団化されていない、又は、集約化されていない農地の8割以上を担い手に集団化又は集約化すること (6)保全管理コストの低減： 事業実施前から目標年度（事業完了後5年以内）にかけて、事業の施行に係る農地の畦畔の草刈りや水路の草刈り、泥上げ等の営農又は施設の維持管理に関するコストが20%以上削減されること ※その他詳細な要件は、要綱・要領を参照すること	
実施計画等策定事業			
実施計画策定事業	事業主体：県、市町村、土地改良区、県土地改良事業団体連合会等 国 62.5 県 未定 地元 未定	農地整備事業に係る地域において、事業に必要な諸条件の調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する事業 ・対象：農地整備事業の実施が確実と見込まれる地区 ・策定期間：2年以内（中山間地域、水田農業高収益化計画の策定地域、輸出事業計画策定地域に位置する地区、スマート農業導入推進計画を作成した地区の場合にあっては4年以内）	要領別紙2
経営体育成促進換地等調整事業	事業主体：県、市町村、土地改良区、県土地改良事業団体連合会等 国 62.5 県 未定 地元 未定	農地整備事業の実施予定地区において、地区内の農用地利用状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成するために行う事業 ・対象：農地整備が確実に実行される予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認める地区	要領別紙2
農村環境計画策定事業	事業主体：市町村、県 国 62.5 県 未定 地元 未定	農村環境計画の策定対象地域の自然環境及び社会環境について現況を調査する事業（現地調査の結果に基づき、農村環境計画を策定する） ・対象：農地整備を環境に配慮して実施するに当たって、農村環境計画又は田園環境マスタープランが未策定の地域又はこれらの変更が必要な地域	要領別紙3

3 農業競争力強化農地整備事業			
<p>農地整備事業においては、次に掲げるいずれかの区分に応じた「農業競争力強化基盤整備計画」を作成するものとする</p> <p>(1) 国営事業関連区分 国営土地改良事業又は水資源機構営事業と一体的に行うことで事業効果を高めるもの</p> <p>(2) 農地集積促進区分 目標年度において、「担い手農地利用集積率」が受益面積に占める水田及び畑作物を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね8割以上の場合にあっては80%以上、それ以外の場合にあっては50%以上となることが確実と見込まれるものであること</p> <p>(3) 高付加価値化等促進区分 高収益作物の導入・生産拡大、集落営農組織等の設立・法人化又は農業用施設や地域活性化施設を用途とする用地を創出するものであること</p>			
<p>※本事業において中山間地域等とは、以下に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。</p> <p>(1) 離島振興法：離島振興対策実施地域 (2) 豪雪地帯対策特別措置法：特別豪雪地帯 (3) 山村振興法：振興山村 (4) 半島振興法：半島振興対策実施地域 (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法：過疎地域 (6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律：特定農山村地域 (7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。） (8) 棚田地域振興法：指定棚田地域 (9) (1)から(8)までに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域</p>			
1 農業生産基盤整備事業	3 営農環境整備事業	4 農業経営高度化支援事業	
① 農業用排水施設整備事業 ② 農道整備事業 ③ 区画整理事業 ④ 農用地造成 ⑤ 暗渠排水事業 ⑥ 客土事業 ⑦ 除礫 2 農業生産基盤整備附帯事業 ① 土壌改良事業 ② 高付加価値農業施設移転等事業 ③ 交換分合 ④ 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 ③ 埋蔵文化財調査事業	① 農業集落道整備事業 ② 農業集落排水施設整備事業 ③ 農業集落防災安全施設整備事業 ④ 農業集落環境管理施設整備事業 ⑤ 用地整備事業 ⑥ 環境整備事業 ⑦ 生態系保全空間整備事業 ⑧ 営農用水施設 ⑨ 農作業準備休憩施設 ⑩ 地域資源利活用基盤	① 高度土地利用調整事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 ② 農地集積促進事業 ③ 耕地利用高度化推進事業 ④ 水田貯留機能向上支援事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 ⑤ 水田貯留機能向上推進事業	

※以下に記載のない事項については要綱・要領を参照

農地整備事業			
<p>経営体育成型</p>	<p>事業主体：県</p> <p>国 50 県 27.5(30) 地元 22.5(20)</p> <p>( )はH22年度新規採択地区まで</p>	<p><b>【事業内容】</b> 農地集積の加速化や農業経営規模の拡大に資する農地の大区画化・汎用化等の基盤整備及びこれに関連する事業</p> <p>(1) 農業生産基盤整備事業の③又は⑤を実施するもの (2) 農業生産基盤整備事業の①～⑦のうち2以上を総合的に実施するもの (3) 上記(1)、(2)と密接な関連のある農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業、農業経営高度化支援事業、農業構造転換特別対策事業、特認事業を併せて一体的に整備するもの。</p> <p><b>【計画の作成】</b> ・「基盤整備関連経営体育成等促進計画（促進計画）」の作成（市町村） ・「農用地利用集積促進土地改良整備計画」の作成（県）</p> <p><b>【採択要件】</b> (1) 受益面積：20ha以上 (2) 以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと ア 促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時に比べ以下のとおり増加すること (1) 80%<sup>※</sup>未満 → 80%以上となること (2) 80%<sup>※</sup>～90% → 5%ポイント以上増加すること (3) 90%～95% → 95%以上となること (6) 95%以上 → 担い手への農地利用集積が図られること ※当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね8割以上でない場合は、50%とする。 イ 促進計画に定める目標年度において、担い手農地集約化率が、事業開始時に比べ以下のとおり増加すること (1) 23%未満 → 30%以上 (2) 23%～35% → 7%ポイント以上増加すること (3) 35%～38.5% → 42%以上 (4) 38.5%～63% → 3.5%ポイント以上増加すること (5) 63%～66.5% → 66.5%以上 (6) 66.5%以上 → 担い手への集約化が図られること ウ 事業完了時に農地所有適格法人等が育成されること</p> <p>※その他詳細な要件は要綱・要領を参照のこと</p>	<p>要領別紙1</p> <p>※本事業は、農業経営高度化支援事業のうち、農地集積促進事業の活用が可能であり、事業費の最大12.5%の助成が受けられる。また、農業構造転換特別対策事業の活用が可能であり、事業費の最大12.5%の助成が受けられる。ただし、農地集積促進事業と農業構造転換特別対策事業の併用は不可。</p>
<p>中山間地域型</p>	<p>事業主体：県</p> <p>国 55 県 27.5 地元 17.5</p>	<p><b>【事業の内容】</b> ※経営体育成型と同じ ※中山間地域において実施するもの</p> <p><b>【計画の作成】</b> ※経営体育成型と同じ</p> <p><b>【採択要件】</b> (1) 受益面積：10ha以上</p> <p>※その他詳細な要件は要綱・要領を参照のこと</p>	<p>要領別紙1</p> <p>※本事業は、農業経営高度化支援事業のうち、農地集積促進事業の活用が可能であり、事業費の最大7.5%の助成が受けられる。</p>

実施計画等策定事業			
実施計画策定事業	<p>事業主体：県、市町村、土地改良区、土地改良事業団体連合会等            (県営)            国 50(55)            県 25(22.5)            地元 25(22.5)            ※()は中山間地域等の場合            (団体営)            未定</p>	<p>農地整備事業又は水利施設等保全高度化事業の畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型に係る地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：農地整備事業等の実施が予定されている地区</li> <li>・策定期間※：1年以内</li> </ul> <p>※担い手への農地利用集積率が80%以上となることが確実に見込まれる地区、2ha以上の区画の整備及び畦畔や施設等の維持管理や水管理の省力化を図る整備を予定しており、省力化整備計画を作成した地区又は連携管理保全計画に省力化整備計画の内容が記載されている地区の場合にあっては、2年以内。            中山間地域、水田農業高収益化計画の策定地域、輸出事業計画策定地域に位置する地区、スマート農業導入推進計画を作成した地区の場合にあっては4年以内。</p>	要領別紙 2
経営体育成促進換地等調整事業	<p>事業主体：県、市町村、土地改良区、土地改良事業団体連合会等            (県営)            国 50(55)            県 25(22.5)            地元 25(22.5)            ※()は中山間地域等の場合            (団体営)            未定</p>	<p>農地整備事業の実施予定地区において、地区内の農用地利用状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成するために行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：農地整備事業等が行われる予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認める地区</li> <li>・実施時期※：実施計画の策定に着手する年度以降の1年間</li> </ul> <p>※特に地域の実情等から必要があると認められる地区にあっては、2年間。            中山間地域、水田農業高収益化計画の策定地域、輸出事業計画策定地域に位置する地区、スマート農業導入推進計画を作成した地区の場合にあっては4年以内。            2ha以上の区画の整備及び畦畔や施設等の維持管理や水管理の省力化を図る整備を予定しており、省力化整備計画を作成した地区又は連携管理保全計画に省力化整備計画の内容が記載されている地区の場合にあっては、2年以内。</p>	要領別紙 2
農村環境計画策定事業	<p>事業主体：市町村、県            国 50            県 未定            地元 未定</p>	<p>農村環境計画の策定及び策定に必要な現況調査</p>	要領別紙 4
農業基盤整備促進事業	<p>事業主体：市町村、土地改良区、中間管理機構等            定率助成：            国 50(55)            県 14(14)            地元 36(31)            ※()は中山間地域等の場合            定額助成：            国 事業種類による</p>	<p>水田の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水の整備等の地域の実情に応じた迅速かつきめ細やかな基盤整備を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費：200万円以上</li> <li>・受益者数：2人以上</li> <li>・受益面積：5ha以上</li> </ul> <p>○定率助成            農家用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等、農用地の保全、調査・調整、指導</p> <p>○定額助成            区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、客土、除藻</p> <p>※事業完了時まで担い手のうち目標地区に位置付けられた者に集約化(面的集積)する農地については、定額助成単価に加算有り</p>	<p>要領別紙 5</p> <p>本事業を活用する県事業：            (団体営)            ・耕作条件改善事業</p>

4 水利施設等保全高度化事業

次に掲げるいずれかの区分に応じ、「水利施設等保全高度化整備計画」を作成していること。  
 (1) 高付加価値化区分： 畑作物又は園芸作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるもの  
 (2) 農地集積促進区分： 担い手農地利用集積率が増加することが確実と見込まれるもの  
 (3) 水管理省力化区分： 水管理の省力化や維持管理の低コスト化等に資するもの  
 (4) 流域治水対策区分： 既存ダムの洪水調節可能容量の増大や水田貯留機能の向上等、流域治水の取組の推進に資するもの  
 ※各事業メニューの細部要件については、実施要領を参照すること。

※畑地帯総合整備事業における中山間地域等は、以下に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。

- (1) 離島振興法：離島振興対策実施地域
- (2) 豪雪地帯対策特別措置法：特別豪雪地帯
- (3) 山村振興法：振興山村
- (4) 半島振興法：半島振興対策実施地域
- (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法：過疎地域
- (6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律：特定農山村地域
- (7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）
- (8) 棚田地域振興法：指定棚田地域
- (9) (1)から(8)までに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域

1 農業生産基盤整備事業

- ① 農業用排水施設整備事業
- ② 農道整備事業
- ③ 客土事業
- ④ 暗渠排水事業
- ⑤ 区画整理事業
- ⑥ 除礫
- ⑦ 農用地造成
- ⑧ 農地保全
- ⑨ 堆砂対策事業
- ⑩ 緊急水管理システム整備事業
- ⑪ 低炭素施設整備事業

2 農業生産基盤整備附帯事業

- ① 土壌改良事業
- ② 高付加価値農業施設移転等事業
- ③ 交換分合
- ④ 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備
- ⑤ 埋蔵文化財調査事業

3 営農環境整備事業

- ① 農業集落道整備事業
- ② 農業集落排水施設整備事業
- ③ 農業集落防災安全施設整備事業
- ④ 農業集落環境管理施設整備事業
- ⑤ 用地整備事業
- ⑥ 環境整備事業
- ⑦ 生態系保全空間整備事業
- ⑧ 営農用水施設整備事業
- ⑨ 農作業準備休憩施設整備事業
- ⑩ 地域資源利活用基盤整備事業
- ⑪ 水管理施設整備事業

4 農業経営高度化支援事業

- ① 高度土地利用調整事業  
ア 指導事業  
イ 調査・調整事業
- ② 農業経営高度化促進事業  
ア 産地形成促進事業  
イ 産地形成支援事業  
ウ 中心経営体農地集積促進事業
- ③ 耕地利用高度化推進事業

5 農業水利施設省エネルギー化支援事業

- ① 農業水利施設省エネルギー化支援事業

水利施設整備事業

<p>基幹水利施設整備型</p>	<p>事業主体：県 国 50(50) 県 25(29) 地元 25(21)</p> <p>※()は更新事業の場合</p> <p>事業主体：市町村 国 50 県 18 地元 32</p>	<p><b>【事業内容】</b>                  (1) 用排水施設整備事業を実施するもの                  (国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された農業水利施設の変更であって、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く)</p> <p><b>【採択要件】</b>                  ・(1)から(6)までに掲げるいずれかの要件を満たすこと                  ・既存の基幹的農業水利施設の改修を実施する場合にあっては、当該施設の機能保全計画が策定されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更                      ・受益面積200ha以上、かつ、末端支配面積100ha以上</li> <li>(2) 現に農業用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用排水施設の新設又は変更                      ・受益面積100ha以上、かつ、末端支配面積20ha以上</li> <li>(3) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行う国営事業施行部分に接続する農業用排水施設の新設、廃止又は変更                      ・末端支配面積100ha以上のものの受益面積の合計が200ha以上</li> <li>(4) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行うものであって、国営事業施行部分に接続する畑地を受益地とする農業用排水施設の新設、廃止又は変更                      ・末端支配面積20haのものの受益面積の合計が100ha以上</li> <li>(5) 畑地を受益地とする農業用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設（附帯施設を含む）を伴う農業用排水施設の新設又は変更                      ・受益面積100ha以上</li> <li>(6) 河川に設置されている取水施設が河川における土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害が生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設                      ・受益面積200ha以上、これに要する費用の額5千万円以上                      ※ただし、取水施設の機能障害対策に係る事業費の受益者負担金は当該費用の15%以内とする</li> </ol>	<p>活用する県事業                  (団体営)                  ・基幹水利施設                  管理事業                  (切り出し)</p>
------------------	--	--	--

農業用水再編対策型	事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定	<p><b>【事業内容】</b></p> <p>(1) 用排水施設整備事業を実施するもの</p> <p>(2) 水需要がひっ迫している地域において、水田用水を都市用水及び水田以外の他種農業用水等へ転用するため必要なかんがい施設の新設、廃止又は変更を行うもの</p> <p><b>【採択要件】</b></p> <p>(1) 受益面積200ha以上、かつ、末端支配面積が5ha以上（ただし、管水路は、末端支配面積の制限はなし）</p> <p>(2) 実施地域内に100ha以上の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）が含まれること</p> <p>(3) 次に定める要件のいずれかに該当すること ア 再編水量が0.5m<sup>3</sup>/s以上 イ 再編水量の比率が10%以上</p> <p>(4) 農業用水再編対策協議会を設置（県知事）し、水利用等についての利害関係者間の権利調整について協議すること</p>	
地域用水機能増進型	事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定	<p><b>【事業内容】</b></p> <p>(1) 用排水施設整備事業を実施するもの</p> <p>(2) 地域用水機能（かんがい用水である農業用水が有する生活用水機能、防火用水機能、景観保全機能、消流雪用水機能等をいう。）を正當に評価した上で、農業用水の循環利用を積極的に促進することにより、農業用水の更なる効率的な利用等を図り、もって農業経営の安定及び近代化に資することを目的とし、併せて地域用水機能の増進に資するもの</p> <p><b>【採択要件】</b></p> <p>(1) 受益面積200ha以上、かつ、末端支配面積5ha以上</p> <p>(2) 末端支配面積5ha以上の区域の全ての農業用排水路の延長に対する地域用水機能を発揮している農業用排水路の延長割合が10%以上</p> <p>(3) 地域用水機能指標の増進割合5%以上</p> <p>(4) 地域用水対策協議会の設置、活動（土地改良区又は市町村）</p>	
流域水質保全機能増進型	事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定	<p><b>【事業内容】</b></p> <p>(1) 用排水施設整備事業を実施するもの</p> <p>(2) 環境保全型農業等の推進を指向している地域を含む一定の広がりを持つ流域等を対象に、地域用水機能のうち特に水質浄化機能の維持増進に資する用排水施設を整備し、農業用水の水質保全を図り、もって農業経営の安定及び近代化並びに流域の水質保全に資するもの</p> <p><b>【採択要件】</b></p> <p>(1) 受益面積200ha以上</p> <p>(2) 対象施設の末端支配面積100ha以上（末端支配面積5ha以上の一体的に機能を発揮する施設を含む）</p> <p>(3) 広域農業農村整備促進計画が策定されている高生産性優良農業地域において行われるもの</p> <p>(4) 受益市町村において環境保全型農業の推進に関する指針が策定されていること</p> <p>(5) 環境基本法に基づく水質基準が未だ達成されていない水域を含む流域又は引き続き当該基準の達成の確保のための措置が必要であり、法律、条例等に位置付けられた水域を含む流域に係るものであること</p> <p>(6) 地域用水対策協議会の設置、活動（土地改良区又は市町村）</p>	
排水対策特別型	事業主体：県 国 50(50) 県 25(29) 地元 25(21)  ※()は更新事業の場合	<p><b>【事業内容】</b></p> <p>(1) 用排水施設整備事業のうち麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水施設等の更新又は整備を実施するもの</p> <p>(2) 上記(1)の事業と用排水施設整備事業のうち用水路等の更新又は整備及び生産基盤整備事業の③④⑤に掲げるものであって排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工することを相当とする次のものを併せて一体的に実施するもの。 ア 排水施設と一体としての機能を有するもの イ 排水施設の整備と併せ行うことにより相互の事業効率を高めるもの ウ 排水施設の受益面積及び事業費に比して小規模なもの</p> <p><b>【採択要件】</b></p> <p>(1) 受益地が原則として次のいずれかに該当するもの、かつ、ア又はイに該当する水田面積が受益地内の50%以上。 ア 降雨時において、排水施設の能力が十分でないために湛水を来す水田 イ 常時地下水水位が高い水田(※) ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田</p> <p>(2) 受益面積20ha以上</p>	※夏期（田面から50cm未満）、冬期（田面から70cm未満）

<p>基幹水利施設保全型</p>	<p>事業主体：県 国 50 県 29 地元 21</p>	<p><b>【事業内容】</b> 対象施設：国営造成施設及び県営造成施設 (1) 機能保全計画の策定(※) (機能保全計画の作成に必要な当該施設の機能診断を含む) (2) 機能保全計画等に基づく対策工事の実施 (3) 発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事の実施 (現地仮復旧を含む)</p> <p><b>【採択要件】</b> (1) 既存施設を有効活用するものであって、施設機能の向上を主な目的としないもの (2) 事業内容(1)の対象となる県営造成施設は、実施方針に位置づけられたもの (3) 事業内容(2)については、 ・機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること ・法律補助の場合、地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であり、末端支配面積100ha以上であること (4) 事業内容(3)については、実施方針により県知事が選定した施設であること (5) 基幹水利施設管理事業と一体的に実施する場合は、事業採択の申請時に基幹水利施設管理強化計画を併せて提出すること</p>	<p>※機能保全計画で定めるもの ア 施設現況調査(構造物の環境条件、変状、施設状況等)の概要及び結果 イ 施設機能診断(劣化度合いの測定等)の概要及び結果 ウ 劣化原因究明のための構造物の監視 エ 機能保全対策(対策工法、対策時期、対策概略費)</p>
<p>水利施設集約再編型</p>	<p>事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定</p>	<p><b>【事業内容】</b> (1) 用排水施設整備事業を実施するもの (2) 国営造成施設又は県営造成施設の老朽化等による機能低下がみられる地区 (3) 農業用排水施設の集約・再編を伴う整備を行い、農業水利ストックの適正化に資するもの</p> <p><b>【採択要件】</b> (1) 受益面積100ha以上 (田以外の農用地を受益地とする場合は20ha以上) (2) 機能保全計画等において、老朽化等による機能低下がみられる施設であり、補修又は更新を要するもの (3) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更に当たり、次のいずれかに該当するもの。 ア 2以上の施設を対象、かつ、これらの施設が有する機能を1以上の施設に集約するもの (施設の新設又は機能向上を伴う場合を含む) イ 営農計画の変更に伴い、対象施設の規模を縮小するもの (4) 施設計画において、単独で更新する場合と集約・再編を行う場合における総費用を比較し、集約・再編を行う方が、地区全体での施設の更新等に要する費用が低減されること。(総費用：事業を実施した場合に要する工事費、用地費及び補償費等)</p>	
<p>低炭素農業水利システム構築型</p>	<p>事業主体：県、市町村、土地改良区等 国 50 県 未定 地元 未定</p>	<p><b>【事業内容】</b> ・農業水利施設等の省エネルギー化や再生可能エネルギー利用を図るもの (1) 低炭素施設整備事業を実施するもの (2) 用排水施設整備事業を実施するものであって、上記(1)の事業と一体的に実施するもの (3) (1)の事業及び農業水利施設省エネルギー化支援事業を一体的に実施するもの (4) 国営かんがい排水事業(低炭素農業水利システム構築事業)と併せて、農業水利施設省エネルギー化支援事業を一体的に実施するもの</p> <p><b>【採択要件】</b> 省エネルギー化や再生可能エネルギー利用に向けた低炭素農業水利システム整備計画を策定すること</p>	

<p>流域治水対策型</p>	<p>(1)、(3) 事業主体：県、市町村、土地改良区等</p> <p>(2) 事業主体：県</p> <p>国 50 県 未定 地元 未定</p>	<p><b>【事業内容】</b></p> <p>(1) 生産基盤整備事業の①⑨⑩に掲げる事業のうち1以上を実施するものであって、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定の締結が完了又は当該年度中に締結される見込みがある水系に存在する農業用ダム（以下「治水協定ダム」という。）及び治水協定ダム等と連動した操作が必要不可欠な施設における洪水調節機能の強化に資する対策事業を実施するもの</p> <p>(2) 用排水施設整備事業を実施するものであって、水田貯留機能の向上に向けた取組を行う地域において、老朽化した農業水利施設の一体的な整備を行い、流域治水の取組の推進に資するもの</p> <p>(3) 用排水施設整備事業を実施するものであって、流域治水の取組の推進に資するもの</p> <p><b>【採択要件】</b></p> <p>(1) 以下の要件を満たすこと</p> <p>ア 治水協定の締結が完了又は当該年度中に締結される見込みがある水系で実施すること</p> <p>イ 治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量を増大させること又は事前放流等の円滑な実施に必要な施設整備であること</p> <p>ウ 生産基盤整備事業の⑩の実施に際しては、河川管理者にデータを提供するための機器の整備に限ることとし、その対象は、治水協定により新たに整備を要するダムであること</p> <p>エ 法律補助の場合、地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であり、末端支配面積100ha以上であること</p> <p>(2) 以下の要件を満たすこと</p> <p>ア 受益面積が200ha以上 （田以外の農用地を受益地とする場合は100ha以上）</p> <p>イ 受益面積の5割以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであること</p> <p>ウ 以下のいずれかを満たす地域で実施すること</p> <p>ア) 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの</p> <p>イ) 治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの</p> <p>ウ) 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの</p>	
<p>農地集積促進型</p>	<p>事業主体：県</p> <p>国 50 (55) 県 27.5 (27.5) 地元 22.5 (17.5)</p> <p>※()は中山間地域等の場合</p>	<p><b>【事業内容】</b></p> <p>・水管理の省力化のための農業用排水施設の整備等を行うことにより、担い手への農地集積・集約を促進するもの</p> <p>(1) 用排水施設整備事業を実施するもの</p> <p>(2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業③④⑤並びに農業経営高度化支援事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの</p> <p>(3) 国営かん排事業(農地集積促進型)と併せて、中心経営体農地集積促進事業を一体的に実施するもの</p> <p><b>【採択要件】</b></p> <p>(1) 受益面積20ha(中山間地域等10ha)以上</p> <p>(2) 集積地域整備計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時に比べ次のとおり増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・80%未満 → 80%以上</li> <li>・80%以上90%未満 → 5%ポイント以上増加</li> <li>・90%以上95%未満 → 95%以上</li> <li>・95%以上 → 担い手への利用集積が図られること</li> </ul>	

<p>畑作等推進支援水利再編型</p>	<p>事業主体：県 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>※()は中山間地域等の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営農の変化に応じた農業用排水施設の整備等を行うことにより、水田から畑作物等への作付転換を促進するもの</li> <li>(1) 用排水施設整備事業を実施するもの</li> <li>(2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業③④⑤並びに農業経営高度化支援事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの</li> </ul> <p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 受益面積20ha(中山間地域等10ha)以上 ※受益面積に占める水田面積は50%以上</li> <li>(2) 事業完了時における受益地内の水田面積における畑作物等の作付面積が5ha以上、かつ、20%以上増加すること</li> </ol>	<p>※本事業は、農業経営高度化支援事業のうち、産地形成支援事業の活用が可能であり、事業費のうち農家負担額相当分の助成(全額国費)が受けられる。</p> <p>※本事業の実施地区については、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外となる。</p>
<p>簡易整備型</p>	<p>事業主体：市町村、土地改良区等</p> <p>【市町村営】 国 50(55) 県 14(14) 地元 36(31)</p> <p>【土地改良区営】 国 50(55) 県 14(14) 地元 36(31)</p> <p>※()は中山間地域等の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 用排水施設整備事業を実施するもの</li> <li>(2) 給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備</li> </ol> <p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上</li> <li>(2) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上</li> <li>(3) 1地区当たりの受益面積が、5ha以上</li> </ol>	<p>※本事業型を活用する県事業： (県営) ・県営かんがい排水事業</p> <p>(団体営) ・耕作条件改善事業 ・基盤整備促進事業</p>
<p>畑地帯総合整備事業</p>			
<p>畑地帯総合整備型 (担い手育成対策)</p>	<p>事業主体：県 国 50(55) 県 27.5(27.5) 地元 22.5(17.5)</p> <p>※()は地区の一部に中山間地域等が含まれる場合、中山間地域等の面積にのみ適用</p>	<p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生産基盤整備事業①②⑤のうち1以上を実施するもの</li> <li>(2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業③④⑥⑦⑧並びに農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業及び農業経営高度化支援事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの</li> </ol> <p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 受益面積20ha以上 ※中山間地域等にあつては、事業の申請時に担い手が1戸以上ある場合に限り10ha以上 ※樹園地にあつては、以下のすべての要件を満たす場合、0.5ha以上の団地の合計面積が5ha以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>①産地構造改革計画の策定</li> <li>②事業完了時点で、優良品目・品種の作付面積が、地区全体の経営面積の20%以上</li> </ul> </li> <li>(2) 調査・調整事業を実施する場合にあつては、ア)又はイ)のいずれかの要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) ①又は②のいずれかの要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> <li>① 活性化計画の目標年度において、担い手農地集積率が次のとおり増加することが見込まれること。</li> <li>ア 当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物(経営所得安定対策等実施要綱の別紙2に規定する畑作物)を作付けする畑地を合わせた面積がおおむね8割以上の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・80%未満 → 80%以上</li> <li>・80%以上90%未満 → 5%ポイント以上増加</li> <li>・90%以上95%未満 → 95%以上</li> <li>・95%以上 → 担い手への利用集積が図られること</li> </ul> </li> <li>イ ア以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・50%未満 → 50%以上</li> <li>・50%以上90%未満 → 5%ポイント以上増加</li> <li>・90%以上95%未満 → 95%以上</li> <li>・95%以上 → 担い手への利用集積が図られること</li> </ul> </li> <li>② 活性化計画の目標年度において、次のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、市町村、農業協同組合、農業委員会等の関係機関団体が協議して定める担い手の育成・確保に係る目標以上</li> <li>・認定農業者数が事業開始時に比べ30%以上増加</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>イ) 担い手に農地所有適格法人を除く法人を位置づけた場合、当該法人に係る農地集積率が30%以上</li> </ul> </li> <li>(3) 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合、目標年度において中心経営体集積率が上記(2)ア)①のとおり増加することが見込まれること</li> <li>(4) 県は、市町村から「農業農村活性化計画」の提出を受けた上で「畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画」を作成すること</li> </ol>	

<p>畑地帯総合整備型 (担い手支援対策)</p>	<p>事業主体：県 国 50 (55) 県 27.5 (27.5) 地元 22.5 (17.5)</p> <p>※ () は地区の一部に中山間地域等が含まれる場合、中山間地域等の面積にのみ適用</p>	<p><b>【事業内容】</b></p> <p>(1) 生産基盤整備事業①②⑤のうち1以上を実施するもの (2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業③④⑥⑦⑧並びに農業生産基盤整備附帯事業及び営農環境整備事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの (3) 単独施設整備 畑地かんがいを目的とした農業用の用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行う事業 (4) 単独土層改良 以下のア)又はイ)を行う事業 ア) 生産基盤整備事業③④⑥、農業生産基盤整備附帯事業①並びにこれを補完するための生産基盤整備事業⑧、農業生産基盤整備附帯事業③、営農環境整備事業④ イ) 生産基盤整備事業④のうち暗渠の新設若しくは変更と一体的に行われる同欄の①に掲げる事業のうち排水施設に係る事業を総合的に実施する事業 (5) 単独営農用水 営農用水施設整備事業のみを行う事業 (6) 単独水管理施設 水管理施設整備事業のみを行う事業</p> <p><b>【採択要件】</b></p> <p>(1) 受益面積30ha以上 ※樹園地の場合は、5ha以上の団地の合計面積が10ha以上 (2) 県は、市町村から「畑地帯営農促進基本計画」を受けた上で、「畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画」を作成すること</p>	<p>※以下の事業の採択要件については、詳細を省略しているので事業実施要領を参照のこと。</p> <p>(3) 単独施設整備 (4) 単独土層改良 (5) 単独営農用水 (6) 単独水管理施設</p>
<p>畑地帯総合整備 中山間地域型 (担い手育成対策)</p>	<p>事業主体：県 国 55 県 27.5 地元 17.5</p>	<p><b>【事業内容】</b></p> <p>・畑地帯総合整備型(担い手育成対策)と同様であって、中山間地域等で実施するもの</p> <p><b>【採択要件】</b></p> <p>(1) 受益面積10ha以上であって、事業の申請時に担い手が1戸以上 ※その他の要件については、畑地帯総合整備型(担い手育成対策)に準ずる</p>	
<p>畑地帯総合整備 中山間地域型 (担い手支援対策)</p>	<p>事業主体：県 国 55 県 27.5 地元 17.5</p>	<p><b>【事業内容】</b></p> <p>・畑地帯総合整備型(担い手支援対策)と同様であって、中山間地域等で実施するもの</p> <p><b>【採択要件】</b></p> <p>※要件については、畑地帯総合整備型(担い手支援対策)に準ずる</p>	
<p>高収益作物導入促進型</p>	<p>事業主体：県 国 50 (55) 県 27.5 (27.5) 地元 22.5 (17.5)</p> <p>※ () は中山間地域等の場合</p>	<p><b>【事業内容】</b></p> <p>(1) 生産基盤整備事業①又は④を実施するもの (2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業②(農作業道の変更に限る。)③⑤⑥⑦⑧並びに農業生産基盤整備附帯事業①④並びに農業経営高度化支援事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの (3) 国営かん排事業(高収益作物導入促進事業)と併せて、産地形成促進事業を一体的に実施するもの</p> <p><b>【採択要件】</b></p> <p>(1) 受益面積20ha(中山間地域等にあつては10ha)以上 ※受益面積に占める水田面積は50%以上 (2) 導入促進整備計画に定める目標年度において、高収益作物の作付面積が、生産基盤整備事業の開始時に比べ、次のとおり増加することが確実に見込まれること ア 当該事業の受益地における作付面積に占める高収益作物の作付面積割合が5%ポイント以上増加 イ 高収益作物を新たに作付する面積が2ha(中山間地域等は1ha)以上 ウ 産地形成促進事業を実施する場合は、ア及びイに加え、面積割合が10%以上 (3) 事業内容(3)の場合にあつては、事業内容(1)及び(2)の規定にかかわらず、高収益作物の作付面積が、国営かん排事業(高収益作物導入促進事業)の開始時に比べ次のとおり増加することが確実に見込まれること。 ア 面積割合が5%ポイント以上増加 イ 面積割合が10%以上</p>	<p>※本事業は、農業経営高度化支援事業のうち、産地形成促進事業の活用が可能であり、事業費の最大12.5%の助成が受けられる。</p> <p>※本事業の実施地区については、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外となる。</p>

<p>高収益作物転換型</p>	<p>事業主体：県、市町村、県土連、土地改良区等 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>※()は中山間地域等の場合</p>	<p>【事業内容】 (1) 生産基盤整備事業①③④⑤のうち1以上を実施するもの (2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業②⑥⑦⑧並びに農業生産基盤整備附帯事業①④並びに農業経営高度化支援事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの</p> <p>【採択要件】 (1) 受益面積 水田5ha以上 ※水田の団地面積がそれぞれ1ha(中山間地域等にあつては0.5ha)以上 (2) 産地推進計画に本事業の実施が位置付けられていること (3) 導入促進整備計画に定める目標年度において、高収益作物の作付面積が、農業生産基盤整備事業の開始時に比べ次のとおり増加すること ア 受益作付面積割合が5割以上 イ 受益作付面積割合が10%ポイント以上増加 (4) 高収益作物は基幹作として作付けすること ※ただし、ブロックローテーションや2年3作等の営農体系により高収益作物への転換を図る場合においては、高収益作物が営農体系の中心となっていることを確認すること</p>	<p>※本事業は、農業経営高度化支援事業のうち、産地形成支援事業の活用が可能であり、事業費のうち農家負担額相当分の助成(全額国費)が受けられる。</p> <p>※本事業の実施地区については、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外となる。</p>
<p>畑作物等転換型</p>	<p>事業主体：県、市町村、県土連、土地改良区等 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>※()は中山間地域等の場合</p>	<p>【事業内容】 (1) 生産基盤整備事業①③④⑤のうち1以上を実施するもの (2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業②⑥⑦⑧並びに農業生産基盤整備附帯事業①④並びに農業経営高度化支援事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの</p> <p>【採択要件】 (1) 受益面積 水田5ha以上 ※水田の団地面積がそれぞれ1ha(中山間地域等にあつては0.5ha)以上 (2) 受益地内の全ての農地において、畑作物等が作付されること ※ただし、ブロックローテーションや2年3作等の営農体系により畑作物等への転換を図る場合においては、畑作物等が営農体系の中心となっていることを確認すること</p>	<p>※本事業は、農業経営高度化支援事業のうち、産地形成支援事業の活用が可能であり、事業費のうち農家負担額相当分の助成(全額国費)が受けられる。</p> <p>※本事業の実施地区については、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外となる。</p>
<p>実施計画策定事業(令和8年度より制度変更される予定であるため、詳細は実施要綱及び実施要領を確認のこと)</p>			
<p>水利用調整事業 【令和7年度まで】</p>	<p>事業主体：県、市町村、土地改良区等 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>※()は中山間地域等の場合</p>	<p>【事業内容】 (1) 水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等 ①水利使用の見直しに当たり、水田農業高収益化推進計画に係る産地推進計画に位置付けのある地区にあつては、導入する高収益作物、栽培の方法、農業水利施設の構造等を踏まえ、農業用水の確保と有効利用を図るもの【定額】 ②環境用水等とは、環境用水、消流雪用水、防火用水及び冬期湛水(非かんがい期の水田に水を湛えることをいう。以下同じ。)用水を示すものとし、その内容は、用水の取得・再生に係る調査・調整であつて、次に掲げるもの ア 用水の需要調査 イ 試験通水等による協議、操作管理等調整 (2) 農業用ダムの洪水調節機能の強化に係る取組効果の検証 (3) 小水力発電施設の発電用水の確保等に係る調査・調整</p> <p>【採択要件】 ・事業内容(1)及び(2)について (1) ①農業用排水施設における維持・保全管理の継続に支障を来すことが懸念され、水利用調整事業計画に定められている地域 ②環境用水又は冬期湛水用水を取得する場合にあつては、 ア 河川管理者や関係機関(都道府県、市町村、土地改良区、農業水利組合、関係利水者、地域の代表者等をいう。以下同じ。)により構成され、将来にわたり農業用排水施設の維持・保全管理の主体となる協議会が事業計画区域及びその周辺地域内に設置されること イ 事業計画区域が、田園環境整備マスタープランの環境創造区域若しくは環境配慮区域のいずれかに区分されること又は地方農政局長等が認める環境配慮を重視する計画に位置付けられること ③消流雪用水を取得する場合にあつては、 ア 河川管理者や関係機関により構成され、将来にわたり農業用排水施設の維持・保全管理の主体となる協議会が事業計画区域及びその周辺地域内に設置されること イ 事業で取得する消流雪用水が地方公共団体の除雪計画に位置付けられること (2) 治水協定の締結が完了している水系で実施するもの</p>	

	施設計画策定事業 【令和7年度まで】	事業主体：県、市 町村、土地改良区 等 国 定額	<b>【事業内容】</b> ・整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概略設計等 (1) 実施計画策定 (2) 水管理方法の技術的検討 (3) 農業水利施設を対象とする魚道の整備に係る調査研究、整備構想の策定及び魚道の適正な管理に関する推進支援体制の整備、管理マニュアルの作成 (4) 小水力等発電施設の導入に向けた検討、調査 (5) その他、地域の水管理上必要となる調査・計画等  <b>【採択要件】</b> (1) 当該事業費が200万円以上	
	機能保全計画策定事業 【令和7年度まで】	事業主体：県、市 町村、土地改良区 等 国 定額	<b>【事業内容】</b> ・農業用排水施設等の機能診断結果に基づき当該施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画の策定 (1) 農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定 (機能保全計画の策定に必要な当該施設の機能診断を含む。) ア 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果 イ 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果 ウ 劣化原因究明のための構造物の監視 エ 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）  <b>【採択要件】</b> (1) 末端支配面積が10ha以上	

5 中山間地域農業農村総合整備事業				
	中山間地域農業農村総合整備事業	事業主体：県、市 町村 国 55 県 未定 地元 未定	<b>【事業内容】</b> ・中山間地域の農地や農業水利施設、農道等の生産基盤の整備とともに、生産・販売施設等の総合的な整備を通じて、高収益作物の導入拡大や農産物の高付加価値化等による農業者の所得確保、耕作の維持が難しい農地の粗放的利用を含めた土地基盤の再編や整序化、インバウンド需要の取り込み等の地域の特色ある農業の展開を基軸とした地域の活性化の取組による新たな就業機会の創出などを図る  1 農業生産基盤整備 農業用排水路施設整備、農道整備、ほ場整備、農用地開発、農地防災、客土、暗渠排水、農用地の改良又は保全、土地基盤の再編・整序化、埋蔵文化財調査 2 農村振興環境整備 農業集落道整備、営農飲雑用水施設整備、農業集落防災安全施設整備、用地整備、生産・販売・交流・農泊等活性化施設整備、情報基盤施設整備、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備、交換分合、農村資源利活用推進施設整備  <b>【採択要件】</b> (1) 受益面積：農業生産基盤整備 1 工種以上かつ全体で 2 工種以上 農業生産基盤整備の合計で10ha以上 (生産・販売施設等と一体で実施する場合は、農業生産基盤の受益面積5ha以上) (2) 対象地域：6法（過疎・山村振興・特定農山村等）指定地域 ※農業生産基盤整備を実施する地域にあっては林野率が50%以上であり、かつ、主傾斜が100分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の50%以上を占める地域 ※事業実施区域が次に定める要件を満たす地域 ・地域の特色を活かした農産物の生産拡大や加工・販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保を図る地域で、以下のいずれかを満たす地域 ①販売額の増加 ②営農コストの削減 ③集出荷・加工コストの削減 ・地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るための農地や水利施設等の生産基盤の保全や再編利用に取り組む地域で、以下のいずれかを満たす地域 ①耕作の維持が難しい農地の粗放的利用等の土地基盤の再編・整序化等を計画し取り組む ②水管理の省力化等を図るための水利施設の再編・統廃合等を計画し取り組む (3) 中山間地域農業農村総合整備計画を策定していること	

6 農村地域防災減災事業

※本事業において、「団体」とは、市町村、土地改良区、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものをいう。  
 ※細分要件は、要領別紙を参照すること。  
 ※本事業において、中山間地域とは次に掲げる地域に該当する市町村をいう。  
 ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法：過疎地域  
 イ 山村振興法：振興山村  
 ウ 離島振興法：離島振興対策実施地域  
 エ 半島振興法：半島振興対策実施地域  
 オ 沖縄振興特別措置法：離島  
 カ 特定農山村地域における農林業の活性化のための基盤整備の促進に関する法律：特定農山村地域  
 キ 豪雪地帯対策特別措置法：特別豪雪地帯  
 ク 棚田地域振興法：指定棚田地域

※本事業において、「災害防除対策推進地域等」とは、以下のいずれかの要件を満たす地域をいう。  
 ア 大規模地震対策特別措置法：地震防災対策強化地域  
 イ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法：南海トラフ地震防災対策推進地域  
 ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域  
 エ 首都直下地震対策特別措置法：首都直下地震緊急対策区域  
 オ 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法：台風常襲地帯  
 カ 豪雪地帯対策特別措置法に基づき指定された地域  
 キ 中山間地域  
 ク 過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域  
 ケ その他上記地域の指定要件と同等の地域であって、農村振興局長が必要と認める地域

※本事業において、「二次災害が予想される地区」とは、豪雨、地震、社会的要因等により当該地区の農用地や農業用施設等が被害を受けた場合に、この被害を原因として、農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地区をいう。

※本事業にあつては、「農村地域防災減災総合計画」又は「農村地域防災減災推進計画」に位置付けられた事業であること。

I 調査計画事業

<p>(1) 調査計画事業</p>	<p>事業主体：県又は団体（事業内容1の(1)及び(5)の事業にあつては、県又は市町村）                  国 50[50]                  県 25[未定]                  地元 25[未定]                  ※[]は団体の場合</p>	<p>【事業内容】                  1 農村地域防災減災総合計画等策定                  (1) 農村地域防災減災総合計画策定                  ・地域・施設の諸条件について調査し、「農村地域防災減災総合計画書」又は「農村地域防災減災推進計画書」を策定する                  (2) 安全度評価                  ・農業用施設や農村防災施設等の機能診断等の調査を行い、地域住民の安全性確保の観点から必要となる施設整備の優先度を決定し、効率的に安全対策を行うため「農村災害対策整備計画」を作成する                  (3) 防災情報管理システム整備計画策定                  ・地域及び農業用施設の諸条件について調査し、防災情報管理の対象となる地域又は施設の設定の考え方、運用方法及び期待される効果等を検討し、「防災情報管理システム整備計画」を作成する                  (4) 地域危機管理整備計画策定                  ・危機管理の対象とすべき農業施設等、関連する流域、減災活動の最小単位となる集落・自治会の範囲等を総合的に勘案して、地域の危機管理が効率的・効果的に実現できる危機管理区域を設定し、それぞれの危機管理区域ごとに危機管理区域の設定の考え方、整備方針及び期待される効果等を検討し、「地域危機管理整備計画」を作成する                  (5) 地域排水機能強化計画策定                  ・地域の排水機能を強化するため、既存の土地改良施設の評価に必要な調査を行うとともに、当該施設の整備方針及び期待される効果等を検討し、「地域排水機能強化計画」を策定する                  2 ため池緊急防災対策情報整備                  ・人命、家屋又は公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用又は旧農業用のため池を対象として計画的に防災対策を推進するために行う調査及び当該ため池に係る諸元等の詳細情報を整備する</p> <p>【実施要件】                  (1) 事業内容1の(1)(2)は、事業内容1の(3)～(5)又は事業内容2若しくは実施要綱別表1の区分Ⅱ又はⅢの事業を行う見込みがあること                  (2) 事業内容1の(3)(4)は、次に掲げる要件のいずれかに該当すること                  ア 災害の発生するおそれが高い、又は周辺への影響が著しく大きい農業施設等                  イ 同一市町村又は関連する流域の地域において、農業施設等が被災した際に下流等に及ぼす被害の面積の合計が10ha（5ha）以上                  ※災害防除対策推進地域等の場合                  (3) 事業内容1の(5)は、次に掲げる要件に該当するもの                  ア 豪雨により農用地や農業用施設等が被害を受けることが予想される地域又はこの被害を原因として、農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地域であること                  イ 既存の土地改良施設を活用した整備の組合せにより、一体的に効果が発現することが見込まれること</p>	<p>要領別紙1</p>
-------------------	--	--	--------------

II 整備事業			
1 用排水施設等整備			
(1)防災ダム整備事業のうち、 防災ダム整備事業	事業主体：県 国 55 県 未定 地元 未定	<p>【事業内容】洪水調節用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む。）の新設又は改修及び併せ行う関連整備</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 防災受益面積100ha以上（特例地域は、防災受益面積70ha以上）  ※ 特例地域とは、台風常襲地帯、豪雪地帯又は振興山村であり、次に掲げる要件をすべて満たす地域  ア 当該事業の計画年度の前年度から過去10か年間に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき定められた地域であって、洪水により農地、農作物又は農業用施設に被害が発生した地域  イ 将来における洪水の発生により、農地、農作物又は農業用施設に被害が発生することを緊急に防止する必要があると認められること</p>	要領別紙2
(1)防災ダム整備事業のうち、 実施計画策定等	事業主体：県又は団体 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定]  ※[]は団体の場合	<p>【事業内容】</p> <p>1 実施計画策定  ・事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画の策定</p> <p>2 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定  ・大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて「耐震化対策整備計画」を策定</p> <p>3 施設長寿命化計画策定  ・機能診断等の調査を行い、「施設長寿命化計画」を策定</p>	要領別紙2
(2)ため池整備事業のうち、 ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型）	事業主体：県又は市町村  (大規模) 国 55 県 25 地元 20  (小規模) 国 50(55) 県 25(22.5) 地元 25(22.5)  ※()は中山間地域の場合	<p>【事業内容】耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 大規模事業  ・防災重点農業用ため池、又は、  ・施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次のいずれかに該当するもの  ア 防災受益面積70ha以上、かつ、受益面積40ha以上  イ 防災受益面積7ha以上、かつ、受益面積2ha以上、  想定被害額（農外）3億円以上</p> <p>(2) 小規模事業  ・防災重点農業用ため池、又は、施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次に該当するもの  ア 防災受益面積7ha以上又は想定被害額（農外）4,000万円以上、  かつ、受益面積2ha以上  イ 総事業費800万円以上</p> <p>(3) 農地等の洪水調節機能の発揮のための整備  ・対策の対象となる農地面積が10ha以上であり、次に掲げるもの  ア 対象農地の排水先にあたる排水施設の整備  イ 対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道の整備  ウ 対象農地の関連整備</p> <p>(4) 耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修  ・次のいずれかに該当するもの  ア 大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故による被害を生ずるおそれがあるため池の改修であって、地震防災緊急事業五箇年計画（地震防災対策特別措置法）に定められ、又は定められる予定があるもの  イ 要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域で行う事業であり、耐震化対策整備計画が策定されている事業であること</p> <p>※各事業の取扱事項（細部要件）は、要領別紙3-2を参照</p>	要領別紙3、 3-2

	<p>事業主体：県又は市町村（ため池の廃止に係るもの）</p> <p>事業主体：県又は団体（ため池の廃止に係るものを除く）</p> <p>(2)ため池整備事業のうち、ため池総合整備工事（一般整備型）</p> <p>（大規模） 国 55 県 25 地元 20</p> <p>（小規模） 国 50(55) 県 25(22.5) 地元 25(22.5)</p> <p>※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するためため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているためため池の水質を改善するために必要な工事</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 大規模事業</p> <p>① 県が行うもの（ため池の廃止に係るものを除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益面積100ha以上、かつ、総事業費8,000万円以上</li> <li>② ため池の水質浄化に係るもの</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うもの、かつ総事業費3,500万円以上</li> <li>③ 中山間地域で県が行うもの（ため池の廃止に係るもの、ため池の水質浄化を除く）</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益面積 70ha以上、かつ、総事業費3,000万円以上</li> </ul> </ul> <p>(2) 小規模事業</p> <p>① ため池の廃止に係るものを除く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益面積 2ha以上、かつ総事業費800万円以上</li> <li>② ため池の水質浄化に係るもの</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うもの、かつ総事業費3,500万円以上</li> </ul> </ul> <p>(3) ため池の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限る</li> <li>・ 機能を廃止する上で必要最低限の整備であって、次の要件のすべてに該当するもの</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 貯水量1,000立方m以上</li> <li>イ 埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること</li> <li>※堤体の掘削により生じる発生土のみで埋立てる場合を除く</li> <li>ウ 事業実施に先立ち、事業実施主体は廃止後の維持管理を行う者と、常時及び非常時の見回り方法、開削部等に異常が確認された場合の対処方法について明らかにしておくこと</li> <li>エ 従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであって、かつ、他の用途に使用していないもの</li> </ul> </ul> <p>(4) ため池のしゅんせつ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ため池の安全性を損なわないもの</li> <li>・ 次のいずれかの要件を満たすもの</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 貯水量に対する堆砂率10%以上</li> <li>イ 放流口付近の堆砂により、洪水時等における緊急放流が阻害されているもの</li> <li>ウ 流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、かつ、 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 貯水量10万立方m以上30万立方メートル未満</li> <li>(イ) 堤高10m以上</li> <li>(ウ) 堆砂量 3万立方m以上</li> </ul> </li> <li>エ 池敷地内の土地造成に係るもの、当該土地が公共の用に供され、かつ、面積1,000平方m以上</li> </ul> </ul> <p>※地域資源の有効利用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土、基盤土等として利用するよう努めること</p> <p>(5) ため池の水質改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の要件を満たすものとする</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア ため池の水質汚濁により、施設機能障害、作物生育障害又は周辺環境への悪影響が生じていること</li> <li>イ 農家、地域住民及び行政等の関係者がため池の水質改善策を協議するためのため池水質改善協議会の設置が見込まれること</li> </ul> <li>・ 事業内容については次のとおりとする</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 水質を改善するために必要な農業用排水施設の新設又は変更</li> <li>イ 水質浄化施設整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備</li> <li>(イ) その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備</li> </ul> </li> </ul> </ul> <p>※各事業の取扱事項（細部要件）は、要領別紙3-2を参照</p> </ul>	<p>要領別紙3、 3-2</p>
--	---	--	-----------------------

<p>(2)ため池整備事業のうち、 ため池総合整備工事 (長寿命化型)</p>	<p>事業主体：県又は団体 国 50(55) 県 25(22.5) 地元 25(22.5) ※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】施設長寿命化計画等に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事</p> <p>【実施要件】 (1) 施設長寿命化計画等が策定されており、かつ、受益面積2ha以上</p>	<p>要領別紙3、 3-2</p>
<p>(2)ため池整備事業のうち、 ため池群整備工事</p>	<p>事業主体：県 (大規模) 国 55 県 未定 地元 未定 (小規模) 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域の場合 ※事業費のうち国の助成を除いた残額は都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努める。</p>	<p>【事業内容】複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備</p> <p>【実施要件】 (1) 大規模事業（※カ、キは該当しないため、省略） ア 防災重点ため池を含むもの イ 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの (ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの (イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの (ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの ウ 受益面積の合計80ha以上 エ 防災受益面積の合計200ha以上又は想定被害額（農外）の合計が10億円以上 オ 特例地域の場合（エの規定にかかわらず） ・防災受益面積の合計140ha以上又は想定被害額（農外）の合計が7億円以上 ク 農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの (2) 小規模事業 ア 防災重点ため池を含むもの イ 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの (ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの (イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの (ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの ウ 受益面積の合計10ha以上 エ 防災受益面積の合計20ha以上又は想定被害額（農外）の合計が1億円以上 オ 特例地域の場合（エの規定にかかわらず） ・防災受益面積の合計14ha以上又は想定被害額（農外）の合計が7,000万円以上 カ 農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの</p>	<p>要領別紙3、 3-2</p>
<p>(2)ため池整備事業のうち、 実施計画策定等</p>	<p>事業主体：県又は団体 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定] ※[]は団体の場合 ※二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合にあっては定額補助</p>	<p>【事業内容】 1 実施計画策定 ・事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するもの 2 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 ・大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて「耐震化対策整備計画」を策定するもの 3 施設長寿命化計画策定 ・機能診断等の調査を行い、「施設長寿命化計画」を策定するもの 4 ため池群調査計画策定 ・ため池の決壊防止やため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査、調査結果から、「農用地災害防止ため池整備計画」を策定するもの</p>	<p>要領別紙3</p>

<p>(3)用排水施設等整備事業のうち、 湛水防除事業</p>	<p>事業主体：県又は団体（クリーク防災機能保全対策工事は県のみ）</p> <p>（大規模） 国 55 県 30 地元 15</p> <p>（小規模） 国 50(50) 県 30(25) 地元 20(25)</p> <p>（中山間地域） 国 55(55) 県 27(22.5) 地元 18(22.5)</p> <p>※()は基幹部以外の工事</p>	<p>【事業内容】</p> <p>1 排水施設整備対策工事</p> <p>(1) 排水施設整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う排水施設の新設又は改修</li> </ul> <p>(2) 排水管理施設整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として、事業内容1の(1)によって造成された排水施設について、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修</li> </ul> <p>(3) 湛水防除施設改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業内容1の(1)により整備された農業用排水施設の耐用年数が経過した以後において、その機能低下により再び湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更</li> </ul> <p>2 クリーク防災機能保全対策工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>クリークの密度又はクリークの貯留容量が一定以上であって、溢水被害及び水路機能被害が生じ、又は生じるおそれのある地域において、これら被害を防止するために都道府県が定める「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」に基づき行う以下の工事</li> <li>ア 排水施設の新設、廃止又は改修</li> <li>イ 農業用道路の改修</li> <li>ウ 暗渠排水</li> <li>エ 整地</li> </ul> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 大規模事業</p> <p>事業内容1について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)の事業 受益面積400ha以上、かつ、総事業費5億円以上</li> <li>(2)の事業 受益面積1,000ha以上</li> <li>(3)の事業 受益面積400ha以上、かつ、総事業費5億円以上</li> </ul> <p>事業内容2について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受益面積100ha以上</li> </ul> <p>(2) 小規模事業</p> <p>事業内容1について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)の事業 受益面積30ha以上、かつ、総事業費5千万円以上</li> <li>(2)の事業 受益面積 100ha以上</li> <li>(3)の事業 受益面積30ha以上、かつ、総事業費5千万円以上</li> </ul> <p>事業内容2について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受益面積20ha以上</li> </ul> <p>※各事業の取扱事項（細部要件）は、要領別紙4-2を参照</p>	<p>要領別紙4、 4-2</p>
<p>(3)用排水施設等整備事業のうち、 地盤沈下対策事業</p>	<p>事業主体：県</p> <p>（大規模） 国 55 県 39 地元 6</p> <p>（小規模） 国 50 県 44 地元 6</p>	<p>【事業内容】地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う農業用排水施設の整備、農道の改修、客土、整地又は水源を転換するために行う農業用排水施設の整備及びこれに関連する整備</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 大規模事業 受益面積400ha以上</p> <p>(2) 小規模事業 受益面積20ha以上</p> <p>(3) 当該農業用施設における地盤の沈下に起因して生じた機能低下率が30%以上。 ただし、次のいずれかに該当する整備を実施する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ア 水源を地下水以外のものに転換するために行う農業用排水施設の新設及び変更</p> <p>イ 本事業により整備された農業用排水施設又は地盤沈下対策を目的として実施した事業により整備された農業用排水施設にあって、自然的・社会的状況の変化等による当該施設の機能低下を防止するために行う当該施設の変更</p>	<p>要領別紙4</p>
<p>(3)用排水施設等整備事業のうち、 用排水施設整備事業</p>	<p>事業主体：県又は団体</p> <p>（大規模） 国 55 県 25 地元 20</p> <p>（小規模） 国 50(55) 県 25(未定) 地元 25(未定)</p> <p>※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <p>1 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場若しくは水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>2 流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更</p> <p>3-1 土砂崩壊防止工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防止工事風水害等によって土砂崩壊の危険が生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰堤若しくは水路等の整備及びこれに関連する整備</li> </ul> <p>3-2 水抜工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水田法面の保護を目的とする水抜工の設置及びこれに関連する整備</li> </ul> <p>4 湖沼堤防工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>湖沼隣接農用地の外水保全のために行う堤防又は樋門の新設又は変更等</li> </ul> <p>(続く)</p>	<p>要領別紙4、 4-2</p>

<p>(3)用排水施設等整備事業のうち、用排水施設整備事業</p>	<p>事業主体：県又は団体</p> <p>(大規模) 国 55 県 39 地元 6</p> <p>(小規模) 国 50 県 44 地元 6</p>	<p>【実施要件】</p> <p>(1) 大規模事業 事業内容1及び2 ※()は中山間地域の場合 ア 県が行うもの ・受益面積400(200)ha以上、かつ、総事業費8,000(3,000)万円以上 イ 団体が行うもの ・受益面積200(100)ha以上、かつ、総事業費8,000(3,000)万円以上</p> <p>(2) 小規模事業 事業内容1及び2 ※()は中山間地域の場合 ・受益面積20(10)ha以上、かつ、総事業費800万円以上 事業内容3-2 ・受益面積10ha以上</p> <p>(3) 事業内容3、4 ①県が行うもの ア 湖岸堤防工事 防災受益面積20ha以上 イ 土砂崩壊防止工事 防災受益面積5ha以上 ②団体が行うもの ア 大規模事業 ・防災受益面積200ha以上(土砂崩壊防止工事を除く) ・総事業費8,000万円以上 イ 小規模事業 ・防災受益面積20ha以上(土砂崩壊防止工事を除く) ・総事業費800万円以上</p> <p>(4) 要領別紙1の第2の1の(2)の調査(安全度評価)又はこれに準ずる調査において、必要と認められたものであること</p> <p>※各事業の取扱事項(細部要件)は、要領別紙4-2を参照</p>	<p>要領別紙4、4-2</p>
<p>(3)用排水施設等整備事業のうち、鉱毒対策事業</p>	<p>事業主体：県又は団体 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】いおう、銅、その他農作物に有害なものを含んでいる水等が、農用地に流入することにより生ずる被害を防止するために行う毒源を処理する施設又は毒源処理が困難な場合における農業用排水施設の新設又は改修並びにこれに附帯する客土又は排土</p> <p>【実施要件】 (1) 小規模事業 受益面積20ha以上</p> <p>※各事業の取扱事項(細部要件)は、要領別紙4-2を参照</p>	<p>要領別紙4、4-2</p>
<p>(3)用排水施設等整備事業のうち、実施計画策定等</p>	<p>事業主体：県又は団体 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定]</p> <p>※[]は団体の場合 ※二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合にあっては定額補助</p>	<p>【事業内容】</p> <p>1 実施計画策定 ・事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するもの</p> <p>2 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 ・大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて「耐震化対策整備計画」を策定するもの</p> <p>3 施設長寿命化計画策定 ・機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定するもの</p>	<p>要領別紙4</p>
<p>(4)農地保全整備事業</p>	<p>事業主体：県又は団体 ※農村地域防災対策施設整備工事、特殊農地保全整備工事又は農地機能保全対策工事は県のみ ※排除工事は団体のみ</p> <p>【農地侵食防止工事】 国 50 県 未定 地元 未定</p>	<p>【事業内容】</p> <p>1 本工事 ・急傾斜地帯(土地の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。)若しくはこれに準じる地帯又は特殊土壌地帯(侵食を受けやすい性状の土壌地帯をいう。)における農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設若しくは改修又は風食若しくは風害若しくは潮害を受けやすい地域における農用地の被害を防止するために行う防風施設の整備</p> <p>2 関連工事 ・本工事と併せ行うことが技術的経済的に適当と認められる次に掲げる工事 ア 本工事に係る排水施設と連絡する等機能上密接な関連のある排水施設の新設又は改修 イ 農道の新設又は改修 ウ 農道の効用を兼ねる水路の新設又は改修 エ シラス地域等保全 ・対策工事本工事と一体的に整備することにより人家、人命及び公共施設に及ぼす災害を未然に防止することができる農業用排水路、土留工等の新設又は改修 オ 農村地域防災施設整備工事 ・農用地及び農業用施設の災害の未然防止、農村地域の安全性の維持等に資する排水路、土留工等の新設又は改修</p> <p>(続く)</p>	<p>要領別紙5、5-2</p>

<p>(4) 農地保全整備事業</p>	<p>【農地侵食防止工事 (排除工事を除く) と併せ行うほ場整備、畑地かんがい及び農地開発の工事】 国 45～50 県 未定 地元 未定</p> <p>【農地機能保全対策 工事】 国 50 県 未定 地元 未定</p> <p>【特殊自然災害対策 工事】 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>【実施計画策定】 事業主体：県又は団体 国 50 県 25 地元 25</p> <p>※二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合にあっては定額補助</p>	<p>3 排除工事 ・特殊土壌又はさんご、石れき等の排除</p> <p>4 特殊農地保全整備工事 ・本工事及び関連工事の受益面積と受益面積のおおむね3分の2以上が重複するほ場整備、畑地かんがい又は農地開発</p> <p>5 農地機能保全対策工事 ・地盤の相当部分が泥炭土からなることに起因する地盤の沈下若しくは火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要な農用地若しくは農業用排水施設等の機能回復又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等災害の未然防止を図るための農業用排水施設、土留工その他の施設の新設若しくは改修、農業用道路の改修、暗渠排水若しくは整地</p> <p>6 国土保全機能持続対策工事 ・耕作放棄地を有効活用し、放棄前に有していた国土保全機能の持続を図ることを目指した国土保全機能持続対策計画に基づき実施する農地防災施設工、侵食防止畦畔の新設、廃止又は改修であって農地機能保全対策工事と併せて行うもの</p> <p>7 特殊自然災害対策工事 ・特殊な自然災害に起因し、農地のかい廃又は農作物の生育阻害を防止するために必要な土壌改良又は栽培管理用施設若しくは農地被覆施設の整備</p> <p>8 事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。</p> <p>※各事業の取扱事項（細部要件）は、要領別紙5-2を参照</p> <p>【実施要件】 (1) 農地侵食防止工事（本工事、関連工事及び排除工事） ① 県営事業 ア 本工事 受益面積50ha（畑地等にあっては20ha）以上 イ 関連工事 受益面積 5ha以上 ② 団体営事業 ア 本工事及び排除工事 受益面積10ha以上 イ 関連工事 受益面積の制限は設けない</p> <p>(2) 特殊農地保全整備工事 ・受益面積40ha（20ha※）以上の農地侵食防止工事（排除工事を除く）と併せ行う場合に限る。 ① ほ場整備 受益面積30ha（20ha※）以上 ② 畑地かんがい 受益面積50ha（20ha※）以上 ③ 農地開発 造成農用地面積30ha（20ha※）以上</p> <p>(3) 農地機能保全対策工事 ・受益面積20ha以上</p> <p>(4) 特殊自然災害対策工事 ア 防災営農施設整備計画（活動火山対策特別措置法）に定められていること。 イ 土壌改良にあっては、アのほか、要領別紙5-2の第1の23の要件を満たしていること ウ 栽培管理用施設又は農地被覆施設の整備の場合 ・総事業費800万円以上</p> <p>※農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うもの</p>	<p>要領別紙5、 5-2</p>
<p>(5) 地域防災機能増進事業のうち、土地改良施設豪雨対策事業</p>	<p>事業主体：県又は市町村 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】土地改良施設の豪雨対策に必要な施設の改修</p> <p>【実施要件】 (1) 地域排水機能強化計画が策定されていること (2) 次のいずれかに該当するもの ア 総事業費 800万円以上 イ 防災受益面積30ha以上</p> <p>(3) 対象施設 ・地域の排水機能を強化するために、既存施設を活用した整備を組み合わせることで一体的に効果が発現する土地改良施設であって、以下のいずれかに該当する施設 ア 築造後における自然的・社会的状況の変化に伴う湛水被害を防止するために整備が必要な施設 イ 既存の一連の排水施設において脆弱部を有し、地域の排水に支障が生じている施設 ウ 災害発生時の機能喪失を防ぐために対策が必要な施設</p>	<p>要領別紙6</p>

<p>(5) 地域防災機能増進事業のうち、土地改良施設耐震対策事業</p>	<p>事業主体：県又は市町村 (大規模) 国 55 県 未定 地元 未定 (小規模) 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】土地改良施設の耐震改修</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 耐震化対策整備計画が策定されていること</p> <p>(2) 次の要件に該当するもの</p> <p>①大規模事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災受益面積400ha以上</li> </ul> <p>②小規模事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総事業費800万円以上、又は防災受益面積30ha以上</li> </ul> <p>(3) 対象施設</p> <p>次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設周辺に主要道路、鉄道又は人家等があり、地震による被害が生じた場合に人命・財産等への影響が大きい施設</li> <li>・地域防災計画において避難路等に指定されている農道又は地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設</li> <li>・地域の経済活動や生活機能への影響が大きい施設</li> <li>・地震による被害が生じた場合に農地10ha以上(※)に影響を与える施設</li> </ul> <p>※農地 5ha以上10ha未満であって、当該地区に存する人家の被害を考慮し、それが農地10ha以上の被害に相当するものと認められるもの(人家1戸が農地1haに相当するとみなして算定)を含む。</p> <p>(4) 対象地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域</li> </ul>	<p>要領別紙6</p>
<p>(5) 地域防災機能増進事業のうち、農道防災対策工事</p>	<p>事業主体：県又は市町村 (大規模) 国 55 県 未定 地元 未定 (小規模) 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】農道橋等の耐震化対策や災害発生の防止が必要な危険箇所の整備</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 防災対策の必要性が整理されていること</p> <p>(2) 次の要件に該当するもの。なお、耐震化対策を行うものにあつては、「土地改良施設耐震対策事業」の要件を準用する</p> <p>①大規模事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災受益面積400ha以上</li> </ul> <p>②小規模事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総事業費800万円以上、又は防災受益面積30ha以上</li> </ul> <p>(3) 対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良施設である農道のうち、農道橋や農道トンネルの耐震化対策、湧水等による崩壊の危険が顕著な路肩や法面など防災上の観点から行う危険箇所の整備及びこれらと一体的に整備するもの(ただし、維持管理に係るものは除く。)</li> <li>・次のいずれかに該当するもの。なお、耐震化対策を行うものにあつては、「土地改良施設耐震対策事業」の要件を準用する</li> </ul> <p>ア 施設周辺に主要道路、鉄道又は人家等があり、災害が発生した場合に人命・財産等への影響が大きい施設</p> <p>イ 地域防災計画において避難路等に指定されている農道又は地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設</p> <p>(4) 対象地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震化対策を実施する場合は、要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域</li> </ul>	<p>要領別紙6</p>
<p>(5) 地域防災機能増進事業のうち、実施計画策定等</p>	<p>事業主体：県又は団体 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定]</p> <p>※[]は団体の場合 ※二次災害が予想される地区における施設に係るものであつて、令和12年度までに採択する場合にあつては定額補助</p>	<p>【事業内容】</p> <p>1 実施計画策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画の策定</li> </ul> <p>2 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて「耐震化対策整備計画」を策定</li> </ul>	<p>要領別紙6</p>

<p>(6) 農業用河川工作物等          緊急対策事業のうち、          農業用河川工作物緊急          対策事業</p>	<p>事業主体：県又は団体          (大規模：1億円以上、          県管のみ、1の事業に          限る)          国 55          県 37          地元 8</p> <p>(小規模：5千万円以上          1億円未満)          国 50(55)          県 42(42)          地元 8(3)</p> <p>(小規模：8百万円以上          5千万円未満)          国 50(55)          県 32(32)          地元 18(13)</p> <p>※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】 農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 大規模事業          ・総事業費1億円以上</p> <p>(2) 小規模事業          ・総事業費800万円以上</p> <p>(3) 対象施設          ・工作物の構造が不適当又は不十分のため、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について対策基準<sup>※</sup>により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの          ※対策基準とは、「農業用河川工作物の緊急対策について(昭和52年7月19日付け52構改D第516号(設)構造改善局長通知)」の別添覚書の別紙「河川管理施設等緊急対策基準」によるものとし、当該通知の適用に当たっては、当該通知の別添覚書中「ため池等整備事業」とあるのは「農業用河川工作物緊急対策事業」と読み替えるものとする。</p> <p>・工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの</p>	<p>要領別紙7</p>
<p>(6) 農業用河川工作物等          緊急対策事業のうち、          農業用道路横断工作物          緊急耐震対策事業</p>	<p>事業主体：県又は団体          (5千万円以上)          国 50(55)          県 42(42)          地元 8(3)</p> <p>(8百万円以上5千万          円未満)          国 50(55)          県 32(32)          地元 18(13)</p> <p>※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】 農業用道路横断工作物の耐震補強整備</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 総事業費800万円以上</p> <p>(2) 対象施設          ・地震の際に緊急輸送路として活用される道路の機能の確保及び道路交通車両の安全を確保するため耐震補強整備を必要とするもの          ※高速自動車国道又は一般有料道路を横断して設置されているものに限る。</p>	<p>要領別紙7</p>
<p>(6) 農業用河川工作物等          緊急対策事業のうち、          実施計画策定等</p>	<p>事業主体：県又は団体          国 50[50]          県 25[未定]          地元 25[未定]</p> <p>※[]は団体の場合          ※二次災害が予想される          地区における施設に係る          ものであって、令和12年度          までに採択する場合に          あっては定額補助</p>	<p>【事業内容】</p> <p>1 実施計画策定          ・事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画の策定</p> <p>2 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定          ・大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて「耐震化対策整備計画」を策定</p>	<p>要領別紙7</p>
<p>(7) 特定農業用管水路等          特別対策事業</p>	<p>事業主体：県又は団体          国 50(55)          県 未定          地元 未定</p> <p>※()は中山間地域の場合</p> <p>事業主体：県又は団体          国 50[50]          県 25[未定]          地元 25[未定]</p> <p>※[]は団体の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <p>1 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適当な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む。）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更</p> <p>2 1の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更</p> <p>3 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く。）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 県営事業の場合          ・受益面積20ha以上、かつ、事業内容1及び2を対象とするものにあつては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上</p> <p>(2) 団体営事業の場合          ・受益面積10ha以上、かつ、事業内容1及び2を対象とするものにあつては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上</p> <p>【事業内容】</p> <p>1 実施計画策定          ・事業の実施に必要な、施設の諸条件等の調査及び実施計画の策定</p>	<p>要領別紙8</p>

		<p>【事業内容 1、5、6】 事業主体：県又は団体</p> <p>【事業内容 2、3】 事業主体：県又は市町村</p> <p>(大規模) 国 55 県 未定 地元 未定</p> <p>(大規模以外) 国 50(55) 県 未定 地元 未定</p> <p>※()は中山間地域の場合</p> <p>【事業内容 6】 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定]</p> <p>※[]は団体の場合 ※二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合にあっては定額補助</p>	<p>【事業内容】(4 耕土流出防止施設整備は対象外のため省略)</p> <p>1 農業用排水施設整備 (1) 水質汚濁等に起因する障害を除去するための農業用排水施設その他施設の新設、廃止若しくは変更又はこれと併せて行う客土 (2) 水質浄化施設整備 (3) 処理施設整備 (4) 併せ行う施設整備</p> <p>2 水質保全施設整備 (1) 水質浄化施設整備 (2) 処理施設整備 (3) 環境保全施設整備 (4) 面源負荷抑制施設整備 (5) 併せ行う施設整備</p> <p>3 支援事業 5 水質保全施設改修工事 6 実施計画策定</p> <p>【実施要件】 (1) 1～3の事業：次の1又は2のいずれかを満たすこと (2) 5の事業：次の4を満たすこと</p> <p>1 農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、別表2の条件に該当する地域で行う事業であって、次の受益面積を満たすもの。 ただし、別表2のア及びイに掲げる項目以外に水質障害が認められる項目が存する場合、又は作目等によって別途基準値を定める必要がある場合において、農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるときは、都道府県農業用水基準について、当該都道府県を単位として定め、別表2に代えることができるものとする</p> <p>(1) 大規模事業 ・受益面積400ha以上 ・次のいずれかに該当するもの ア 老朽化したため又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因してぜい弱化したため生ずるおそれがある決壊その他の事故による災害を防止するため必要があるもの イ 農用地の湛水を排除するため必要があるもの ウ 地盤の沈下に起因して、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要があるもの又は地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制により必要とされるもの</p> <p>(2) 小規模事業 ・受益面積10ha以上</p> <p>2 農業用排水施設内の水質及び農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が、良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を目的として都道府県知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域で行う事業であって、受益面積の合計20ha以上</p> <p>3 管理者により点検がなされている等適切に管理されている施設であって、以下の要件を満たす施設に係る事業であること</p> <p>(1) 実施要件1の地域で整備した施設 ア 大規模事業 ・受益面積400ha以上 ・実施要件1の(1)のアからウまでのいずれかに該当するもの イ 小規模事業 受益面積10ha以上</p> <p>(2) 実施要件2の地域で整備した施設 受益面積20ha以上</p>	<p>要領別紙9</p>
--	--	---	---	--------------

<p>(9) 公害防除特別土地改良事業</p>	<p>事業主体：県又は市町村  国 40～55  県 未定  地元 未定</p> <p>※事業区分に応じて負担割合が異なる。</p>	<p>【事業区分】事業者の事業活動によって生ずるカドミウム、硫黄、銅、浮遊物質等による農用地の土壌又はかんがい用排水の汚染に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止することにより、人の健康を保護するとともに、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図る</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>農用地土壌汚染防止法第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域において実施される同法第5条第2項第2号に掲げる事業</li> <li>水質の汚濁等により、人の健康をそこなうおそれのある農畜産物が生産され、若しくは生育が阻害され、又はそれらのおそれが著しいと認められる場合及び農作業の能率が低下し、労働生産性が著しく害される場合において、汚濁等を防止し、除去し、又は回復するための事業</li> <li>1及び2に掲げるもののほか、カドミウム環境汚染要観察地域、公害健康被害の補償等に関する法律施行令別表第2第2号に掲げる地域又は別に定める地域であって、農用地土壌汚染防止法第5条に規定する農用地土壌汚染対策計画に準じた計画が策定された地域のうち、農用地の土壌汚染に起因して農業経営が著しく阻害される等、1又は2に類する場合につき、その回復を図るために必要な事業</li> <li>1から3までの事業と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当なかんがい用排水、農道整備、ほ場整備（区画整理及び又は客土等の事業</li> </ol> <p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>水源を転換するためのダム、頭首工、揚水機、水路又は集水暗渠等の新設又は改修</li> <li>かんがい用排水を分離するための施設等の新設又は改修</li> <li>沈殿物又は汚水の流入によりき損等が生じたかんがい排水施設の機能低下を回復する事業</li> <li>沈殿池、防じん施設、中和施設又は汚水処理施設等の新設又は改修</li> <li>かんがい用排水路の水質の汚濁による悪臭等を除去するための施設の新設又は改修</li> <li>区画整理、客土、排土、混層耕又は反転耕等の事業及びこれに伴い必要な事業</li> <li>代替農用地の造成又は地目変換の事業</li> <li>農用地の土壌の汚染を除去するために必要な別に定める事業</li> <li>事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するもの</li> </ol> <p>【実施要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>県営事業の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業区分の1から3までに掲げる事業は受益面積20ha以上</li> </ul> </li> <li>市町村営事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業区分の1から3までに掲げる事業は受益面積10ha以上</li> </ul> </li> </ol>	<p>要領別紙10、10-2</p>
<p>(10) 地すべり対策事業</p>	<p>【事業内容1、2、4、5】  事業主体：県  国 50  県 未定  地元 未定</p> <p>【事業内容3】  事業主体：団体  国 50  県 未定  地元 未定</p>	<p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地すべり防止工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>地すべり防止施設の新設又は改良その他地すべりを防止するための工事</li> </ul> </li> <li>ぼた山崩壊防止工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>ぼた山崩壊防止施設の新設又は改良その他ぼた山の崩壊又は流出を防止するための工事</li> </ul> </li> <li>関連事業 <ol style="list-style-type: none"> <li>暗渠排水、ため池の移転又は漏水防止、浸透の著しい水田の床締め又は畑地転換とこれに伴う区画整理、浸透の著しい用排水路の改修又は移転等地すべり防止工事と直接関連して行われ、地すべり防止の機能を果たすもの</li> <li>ため池の移転又は用排水路の移転等地すべりによる二次被害の増大を排除するもの</li> <li>農道の整備又は区画整理等地すべり地帯において土地利用を合理化することにより地すべり防止工事と同様に地すべりによる被害を軽減することに役立つもの</li> </ol> </li> <li>地すべり防止施設長寿命化対策工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>地すべり防止施設に係る施設長寿命化計画に基づいた対策を実施するための工事</li> </ul> </li> <li>施設長寿命化計画策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定</li> </ul> </li> </ol> <p>【実施要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地すべり防止工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>総事業費7,000万円以上</li> </ul> </li> <li>ぼた山崩壊防止工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>総事業費7,000万円以上</li> </ul> </li> <li>関連事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>地すべりによる被害を除去又は軽減するために必要があると認められるもの</li> </ul> </li> <li>地すべり防止施設長寿命化対策工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>施設長寿命化計画の策定されており、かつ、総事業費800万円以上</li> </ul> </li> </ol>	<p>要領別紙11</p>

<p>(11) 防災重点農業用ため池緊急整備事業</p>	<p>事業主体：県 国 50(55) 県 34(34) 地元 16(11)</p> <p>※()は大規模なもの、中山間地域に存在するもの、緊急性が高いもの</p>	<p><b>【事業内容】</b> 防災重点農業用ため池を対象とする</p> <p>1 ため池総合整備工事</p> <p>(1) 地震・豪雨対策型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震性の向上のための改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備</li> </ul> <p>(2) 一般整備型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要する防災重点農業用ため池の新設若しくは変更、新設と併せ行う廃止等に必要の工事</li> </ul> <p>2 ため池群整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の防災重点農業用ため池を対象に行う、防災重点農業用ため池の決壊防止又は洪水 調節機能の向上等に資する防災重点農業用ため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の 整備、周辺水路の整備その他目的を達成するために必要な施設の整備</li> </ul> <p>3 実施計画策定等</p> <p>(1) 劣化状況評価 (2) 豪雨耐性評価 (3) 地震耐性評価 (4) ため池緊急防災対策情報整備 (5) 実施計画策定 (6) ため池群調査計画策定 (7) ハード整備の着手促進 (8) 農業水利施設安全対策推進計画の策定</p> <p>4 監視・管理体制の強化 5 緊急的な防災対策 6 安全施設の整備</p> <p><b>【実施要件】</b></p> <p>1 大規模事業</p> <p>①事業内容1の(1)は、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 防災受益面積70ha以上、かつ、受益面積40ha以上 イ 防災受益面積7ha以上、かつ、受益面積2ha以上、 想定被害額（農外）3億円以上</p> <p>②事業内容1の(2)</p> <p>一般地域 受益面積100ha以上、かつ、総事業費8千万円以上 中山間地域 受益面積70ha以上、かつ、総事業費4千万円以上</p> <p>③事業内容2は、次に該当するもの</p> <p>ア 防災重点農業用ため池を含む2か所以上のため池 イ 受益面積の合計80ha以上、 ウ 防災受益面積の合計200ha以上又は想定被害額（農外）の合計が10億円以上 エ 農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの</p> <p>2 小規模事業</p> <p>①事業内容1の(1)は、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 防災受益面積7ha以上又は想定被害額（農外）が4千万円以上、 かつ、受益面積2ha以上 イ 総事業費が4千万円以上</p> <p>②事業内容1の(2)は、次に該当するもの</p> <p>ア 受益面積2ha以上 イ 総事業費の合計が4千万円以上</p> <p>③事業内容2は、次に該当するもの</p> <p>ア 防災重点農業用ため池を含む2か所以上のため池 イ 受益面積の合計が10ha以上 ウ 防災受益面積の合計が20ha以上又は想定被害額（農外）の合計1億円以上 エ 農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの</p> <p>※各事業の取扱事項（細部要件）は、要領別紙17、17-2を参照</p>	<p>要領別紙17、 17-2</p>
------------------------------	---	--	-------------------------

2 災害管理施設等整備

<p>(1) 農業用施設等災害管理対策事業</p>	<p>事業主体：県又は団体          国 50(55)          県 未定          地元 未定          ※()は中山間地域</p>	<p><b>【事業内容】</b>          1 農業用施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備          2 土地改良施設における危機管理向上施設の整備          (1) 雨量計若しくは水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ若しくはゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置又は防水対策施設等の整備          (2) 農業用施設等の防災・減災のために必要な体制の整備及び体制等に基づいて行う行動          3 農地の防災機能増進工事          ・農地が本来有する多面的機能としての洪水調節機能の適切な発揮に必要な工事          4 簡易な施設整備          ・暫定的に減災機能を向上させる観点から行う簡易な施設整備工事          5 土地改良施設の利活用保全又は周辺環境の整備を行うため必要な以下の整備          (1) 親水・景観保護のための施設          (2) 生態系保全のための施設          (3) 適切な利用と保全を図るための施設          (4) ため池の本来的な貯水機能に併せて緊急時の消防用水、生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防火用水として利用するために必要な取水施設、導水路又は遊水池等の整備          (5) しゅんせつ土の利用等による避難地等の基盤整備          (6) (4)又は(5)と併せ行う土砂溜堰堤等の管理施設の整備          (7) ため池等への転落等による被害の防止又は軽減を図るための安全施設の整備          6 特認事業</p> <p><b>【実施要件】</b>          (1) 事業内容1から4までの事業          ・防災受益面積10ha(5ha※)以上          ※要領第2の2又は要領別紙3別表第1に掲げる地域で実施する場合          (2) 事業内容4の事業          ・次に掲げるすべての事項を満たすもの          ア 暫定的な整備の合理性          施設の構造、立地条件、人的・物的被害の規模、地元負担及び都道府県の有する整備水準等を総合的に勘案して、国が定める設計指針等によらない方法により、暫定整備の整備水準を設定することが合理的である事由が明確なこと          イ 関係者への説明責任・同意          暫定整備の整備水準に関して、受益農家のみならず、ため池決壊等による被害が想定される区域の関係者・団体等に説明するとともに、関係者等の合意形成が図られていること          ウ 暫定整備の整備水準の明示          暫定整備の整備水準に関して、標識等でその旨を明示すること          エ 減災活動・体制の整備の実効性          被害想定区域における避難活動、水位低下活動、警戒体制の整備又は水位観測計器等の設置等、減災活動・体制の整備が確実に実行されていること          オ 整備計画の明示          今後、国が定める設計指針等による方法により行う整備の実施計画を明示すること(国又は都道府県の河川担当部局と協議を要するものは、暫定整備の対象外)          (3) 事業内容5の事業          ・次のいずれかに該当するもの          ア 要領別表1の1の事業の(1)から(3)までと併せ行うもの又は過去に実施したもの          イ 関連する土地改良施設の受益面積20ha(2ha※)以上          ※関連する土地改良施設がため池の場合</p>	<p>要領別紙12</p>
---------------------------	---	--	---------------

<p>(2) 農村防災施設整備事業</p>	<p>事業主体：県又は団体  国 50(55)  県 未定  地元 未定</p> <p>※()は中山間地域</p>	<p><b>【事業内容】</b>  1 農村防災施設整備  (1) 緊急避難路整備 【※】  (2) 緊急避難施設整備  (3) 防火水槽整備  (4) 緊急避難施設の耐震化  (5) 情報基盤施設整備 【※】  (6) 雪崩防止施設整備  (7) 防護柵等安全設備  (8) 災害防除林 【※】  2 農業生産基盤整備  (1) 農業用排水施設整備  (2) 区画整理  (3) 農用地造成  (4) 農道整備  (5) 農用地の改良又は保全  3 農村生活維持施設整備  (1) 農業集落道路整備 【※】  (2) 営農飲雑用水施設整備 【※】  (3) 農業集落排水施設整備 【※】  (4) 農業施設等用地整備 【※】  4 実施計画策定等  (1) 実施計画策定  (2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定</p> <p>※各事業の取扱事項（細部要件）は、要領別紙13-2を参照</p> <p><b>【実施要件】</b>  (1) 農村防災施設整備においては、次のア、イのいずれかの区域であり、かつウを満たすこと  ア 要領第2の2に定める災害防除対策推進地域等であるもの  イ 要領別表1の事業区分1の事業の受益地内もしくは要領別表1の事業区分1の事業の受益地内を含むその周辺地域であるもの  ウ 要領別紙1の第2の1の(2)の調査において必要と認められたものであるもの  (2) 農業生産基盤整備においては、甚大な災害発地域であり、下記の条件を満たすこと  ア 要領別紙13別表1の2の(1)の事業60ha以上  イ 要領別紙13別表1の2の(2)の事業60ha以上  ウ 要領別紙13別表1の2の(3)の事業40ha以上  エ 要領別紙13別表1の2の(4)の事業50ha以上  オ 要領別紙13別表1の2の(5)の事業20ha以上  (3) 農村生活維持施設整備  ・甚大な災害発地域  ・要領別表1の事業区分1の(2)から(4)又は要領別紙13別表1の区分2の事業と併せ行う事業であること</p>	<p>要領別紙13、 13-2</p>
<p>(3) 農業水利施設危機管理対策事業</p>	<p><b>【事業内容1～2】</b>  事業主体：県  国 50(55)  県 未定  地元 未定</p> <p><b>【事業内容2】</b>  事業主体：団体  国 50(55)  県 14  地元 36(31)</p> <p>※()は中山間地域の場合</p>	<p><b>【事業内容】</b>  1 農業水利施設安全対策推進計画の策定  2 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備</p> <p><b>【実施要件】</b>  (1) 事業内容1  ・農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であること  (2) 事業内容2  ・農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり、かつ「農業水利施設安全対策推進計画」に位置付けられた施設であること  ・1地区当たりの事業費200万円以上</p>	<p>要領別紙16</p> <p>本事業型を活用する県事業：  〈団体営〉  ・耕作条件改善事業</p>

III 体制整備事業			
<p>(1)ため池緊急防災環境整備事業</p>	<p>【事業内容 1、2、4（ため池の統廃合を除く）、5】 事業主体：県又は団体</p> <p>【事業内容 3、4（ため池の統廃合）】 事業主体：県又は市町村</p> <p>【事業内容 1～3】 国 定額</p> <p>【事業内容 4】 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域の場合</p> <p>【事業内容 5※】 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定] ※[]は団体営事業の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <p>1 監視・管理体制の強化【令和12年度まで】 ・災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置等の実施</p> <p>2 緊急的な防災対策 【令和12年度まで】 ・ため池の防災機能を確保するために必要な、施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施</p> <p>3 地域防災上のリスク除去 ・ため池の統廃合及び代替水源の確保</p> <p>4 ハード整備の着手促進【令和12年度まで】 ・ハード整備に着手するために必要な、ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施</p> <p>5 実施計画策定 ・事業の実施に必要な、施設の諸条件等の調査及び実施計画の策定</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 事業内容 1 及び 2 の事業 ・防災重点農業用ため池（受益面積2ha以上）</p> <p>(2) 事業内容 3 の事業 ・次に該当するもの ア 防災重点農業用ため池（想定被害額（農外）が500万円以上） イ 統廃合に伴い代替水源を確保するための施設設備を伴うもの ・農業者等が管理するもの ・災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限る ・機能を統廃合する上で必要最低限の整備 ・次の要件の全てに該当するもの ア 埋立てによる土地造成を行わないもの。ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋立てる場合を除く イ 事業実施に先立ち、事業実施主体は廃止後の維持管理を行う者と、常時及び非常時の見回り方法、開削部等に異常が確認された場合の対応方法について、明らかにしていること</p> <p>(3) 事業内容 4 の事業（次のいずれかに該当するもの） ・事業内容 3 を実施するために行うものにあつては、(2)の要件 ・それ以外の場合には (1)の要件</p>	<p>要領別紙14、14-2</p>
<p>(2)ため池群管理体制整備事業</p>	<p>事業主体：県又は団体 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域の場合</p>	<p>【事業内容】</p> <p>1 要領別紙 3 の第 2 の 2 の事業と一体的に行う管理体制の見直しに必要なワークショップや研修の開催、広域管理計画の策定、広域管理の試行等の実施</p> <p>【実施要件】</p> <p>(1) 要領別紙 3 の第 2 の 2 の事業と併せ行うもの</p>	<p>要領別紙15</p>

7 地方創生汚水処理施設整備推進交付金			
農業集落排水事業	事業主体：県、市町村、土地改良区、農協等 国 50 (50) 県 10 (13.5) 地元 40 (36.5) ※ () は霞ヶ浦流域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域再生計画の策定</li> <li>・農業振興地域であって、受益戸数20戸以上、処理人口概ね1,000人程度規模以下の集落、重金属等を含む工場排水等は対象外</li> <li>・霞ヶ浦流域とは「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」適用地域</li> <li>・農業集落排水資源循環促進計画が策定されていること。</li> <li>・公共下水道、集落排水施設、浄化槽の2以上の施設を連携して一体的に整備</li> </ul> ※団体営事業の県費補助分は、農業集落排水事業推進交付金として、事業実施翌年度から5ヶ年間で交付する。	
8 施設管理事業等			
土地改良施設維持管理適正化事業	事業主体：土地改良区等 国 30 (50) 県 30 (30) 地元 40 (20) ※ () は防災減災機能等強化事業の場合	<b>【事業内容】</b> 1 整備補修事業（一般型） ・施設の機能保持、耐用年数の確保のために必要な修繕・補修（機械・電気設備の分解組立、塗装等） 2 整備補修事業（連携保全型） ・水土里ビジョンに位置付けられた施設における、施設の機能保持、耐用年数の確保のために必要な修繕・補修（機械・電気設備の分解組立、塗装等） 3 防災減災機能等強化事業 ・防災、減災（ため池、排水施設等の整備） ・省エネ化（用排水機等の整備） ・省力化（遠隔監視、制御機器等の整備） <b>【実施要件】</b> 1 整備補修事業（一般型） ・土地改良区体制強化事業実施要綱で定める管理指導事業（施設診断）の結果又は機能保全計画等において必要と認められた整備補修 ・団体営規模以上の事業により造成された土地改良施設 ・1地区当たりの事業費が200万円以上 2 整備補修事業（連携保全型） ・土地改良区体制強化事業実施要綱で定める管理指導事業（施設診断）の結果又は機能保全計画等において必要と認められた整備補修 ・水土里ビジョンに位置付けられた施設 ・団体営規模以上の事業により造成された土地改良施設 ・1地区当たりの事業費が100万円以上 3 防災減災機能等強化事業 ・土地改良区体制強化事業実施要綱で定める管理指導事業（施設診断）の結果又は機能保全計画等において必要と認められた施設整備 ・農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化、再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備 ・1地区当たりの事業費が100万円以上 <b>【資金造成】</b> ・土地改良区等は、地元負担分を5年間で県土連を通して全土連に拠出 ・全土連は、国と県の補助金と併せて資金を造成し、施工年度に土地改良区等に交付（整備時補修事業の場合、施工年度に10%を負担） ・土地改良区等は、任意の時期に事業を実施（連携保全型、防災減災機能等強化事業の場合、原則として加入1年目に実施）	

<p>基幹水利施設管理事業</p>	<p>1 事業主体：県、市町村 国 30 県 30 地元 40</p> <p>2 事業主体：県 国 未定 県 未定 地元 未定</p> <p>3 事業主体：県、市町村 国 未定 県 未定 地元 未定</p>	<p>大規模で公共・公益性の高い国営造成施設の管理に係る経費を助成し、施設機能の適正な発揮を確保する</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>1 一般型 県又は市町村が、公共・公益的な機能が高い基幹水利施設の管理を行う事業</p> <p>2 特別型 県が、公共・公益的な機能が高い基幹水利施設のうち、その操作が河川の管理に著しい影響を及ぼすとともに、関係受益面積の相当部分を占める非農地の浸湛水被害の防止機能を有するものと認められる施設の管理を行う事業</p> <p>3 包括的民間委託推進型 県又は市町村が、包括的民間委託推進計画に基づき、施設の管理業務等の包括的な民間事業者への委託に取り組む事業</p> <p><b>【採択基準】</b></p> <p>1 一般型 ・国により県又は市町村へ管理委託された一定規模の施設（ダム、頭首工、用排水機場、排水樋門及びこれらと一元管理を行う幹線水路） ・1施設あたりの受益面積が1,000ha（地盤沈下地帯にあつては500ha）以上、畑を受益とする場合は300ha（地盤沈下地帯にあつては100ha）以上 ・非農地率がおおむね10%以上</p> <p>2 特別型 ・国により県へ管理委託された一定規模の施設（ダム、頭首工、排水機場、排水樋門） ・1施設あたりの受益面積が3,000ha以上 ・その他、施設の規模等に係る要件及び浸湛水被害の防止機能に係る要件に該当するもの</p> <p>3 包括的民間委託推進型 ・1又は2の要件に該当する施設であること</p>	
<p>水利施設管理強化事業</p>	<p>1、2、3②、③ 事業主体：県、市町村 国 50 県 20 地元 30</p> <p>3①、4 事業主体：県、市町村 国 未定 県 未定 地元 未定</p> <p>5 事業主体：市町村 国 100</p>	<p>農業水利施設の施設管理者支援し、施設機能の適正な発揮を図る</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>1 一般型 国営造成施設又は水資源機構営造成施設及びこれと一体不可分な附帯県営造成施設を管理する土地改良区（連合）又は市町村に対し、多面的機能発揮に対応した費用や施設の整備補修に要する費用を支援する</p> <p>2 連携管理保全型 水土里ビジョン及び管理強化計画に基づき、国営造成施設又は水資源機構営造成施設及びこれと一体不可分な附帯県営造成施設に対し、施設の管理に要する費用及び整備補修に要する費用を支援する</p> <p>3 特別型</p> <p>①流域治水対策 洪水調整機能強化に取り組む農業用ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設を対象に、事前放流、低水位管理、遠隔監視、農業水利施設による地域排水等の流域治水の取組に要する費用を支援する</p> <p>②渇水・高温対策 渇水・高温対策に取り組む農業水利施設を対象に、渇水対策BCPの策定、井戸の設置、応急ポンプの設置・運転等、高温対策のための深水、昼間湛水・夜間落水、飽水等の水管理等に要する費用を支援する</p> <p>③特定外来生物対策 1及び2の対象施設と同一水系の農業水利施設を対象に、施設機能の適正な発揮のために、資機材の調達、設置、運転、特定外来生物の駆除・運搬等に要する費用を支援する（最終処分に要する費用は除く）</p> <p>4 管理水準向上型 1、2及び3の事業を行う施設管理者に対して、最新の技術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援に要する費用を支援する</p> <p>5 包括的民間委託推進型 1、2及び3の要件に該当する施設において、土地改良区等の職員が自ら実施していた業務等を含めて包括的民間委託に取り組む施設管理者を支援する</p>	

9 災害・災害復旧関連事業			
農地災害	事業主体：県、市町村、土地改良区等 国 50 県 25 ( 0 ) 地元 25 (50)	豪雨、洪水等により被害を受けた農地の復旧で1ヶ所の工事費が40万円以上のもの	※負担割合欄の ( ) は団体の場合
農業用施設災害	事業主体：県、市町村、土地改良区等 国 65 県 25 ( 0 ) 地元 10 (35)	豪雨、洪水等により被害を受けた農業用施設の復旧で1ヶ所の工事費が40万円以上のもの	※負担割合欄の ( ) は団体の場合
農業用施設災害関連事業	事業主体：市町村、土地改良区等 国 50 県 0 地元 50	災害復旧事業だけでは将来復旧施設が再度災害を被むるおそれがある場合に、再度災害を防止するため被災施設及び関連する弱い未被災施設等の補強等を災害復旧事業に併せて行う事業等	
土地改良施設突発事故復旧・防止事業			
土地改良施設突発事故復旧・防止事業 (補助)	事業主体：県 国 50 (55) 県 未定 地元 未定  事業主体：市町村、土地改良区等 国 50 (55) 県 21 (21) 地元 29 (24)  ※事故防止事業の事業主体は県又は市町村	<p>【土地改良施設突発事故復旧事業】</p> <p>法第2条第2項に規定する土地改良施設において突発事故被害が発生し、機能が低下又は喪失した場合に行う（ただし、突発事故により直接的に農業生産や営農活動に影響が生じない施設の復旧は対象外）</p> <p>(1) 末端支配面積：20ha（中山間地域は10ha）以上  (2) 事業費：1箇所当たり200万円以上  (3) 適切に保全管理されている土地改良施設として、以下の要件を全て満たすこと（ただし、竣工後10年を経過しない施設等は除く）</p> <p>ア 維持管理事業計画等に基づいた管理  イ 機能保全計画等を定め、計画に基づいた対策や施設監視</p> <p>1 現地仮復旧  2 機能回復を行う復旧工事  3 緊急応急工事  4 類似被害防止工事</p> <p>【土地改良施設事故防止事業】</p> <p>老朽化したこと又は地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがある場合に行う当該事故の未然防止を図るための措置を行う</p>	※負担割合欄の ( ) は過疎地域、山村振興、特定農山村地域の場合

10 その他国補事業

農地耕作条件改善事業

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援する。

- 事業主体：県、市町村、土地改良区、中間管理機構、農業法人等
- 実施要件：事業費200万円以上、受益者（農業者）2者以上、  
農地中間管理機構との連携概要<sup>※1</sup>及び農地耕作条件改善計画の作成 等  
※1 病害虫対策又は水田貯留機能向上支援のみを実施する事業では不要

- 事業の実施区域：原則として、農振農用地区域のうち地域計画を策定した区域
- 工事期間：ハード3年（ソフト込み5年）

■支援内容

《共通メニュー》

- 定額助成（ハード）①区画拡大 ②暗渠排水 ③湧水処理 ④末端畑地かんがい施設 ⑤客土 ⑥除礫  
⑦更新整備（用排水路、農作業道、畦畔、排水口等） ⑧畑作転換 等  
（ソフト<sup>※2</sup>）⑨条件改善推進費
- 定率助成（ハード）①農業用排水施設 ②暗渠排水 ③土層改良<sup>※3</sup> ④区画整理 ⑤農作業道等  
⑥農地造成 ⑦農用地の保全 ⑧営農環境整備支援 ⑨管理省力化支援 等  
（ソフト<sup>※2</sup>）⑩条件改善促進支援 ⑪指導  
※2 ソフト事業の活用は、ハード事業と一体的に実施する必要あり。（各支援同様）  
※3 共同利用機器導入は、国費が投入された基盤整備地区を対象とする。  
○各支援ごとの要件、支援メニューについては、各支援内容を確認のこと。

■推進費及び促進費

○定率助成（ソフト）・機構集積推進費

【事業内容】未整備農地の整備に対し、定率助成のハード整備メニュー（①～⑨）の事業費の最大12.5%を交付する。

【負担割合】国100%

【実施要件】

- ・機構集積推進実施計画を作成すること。
- ・地域計画区域で新たに整備する農地面積が5ha未満であるとともに、過去に国費投入された農地に占める新たに整備する農地の割合が1/3以下となること。
- ・事業対象農用地について、以下の①～③の期間の合計が15年以上であること。
  - ①機構が借り入れている農地の農地中間管理権の期間
  - ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地の期間
  - ③機構が農地を所有している機関
- ・事業完了後3年以内に、担い手への集積率を100%とすること、さらに、未整備農地及び地域計画区域内の過去に国費が投入された農地について本事業による整備及び過去の基盤整備等により収益性が20%以上向上すること。
- ・本推進費と、経営転換協力金を重複して交付を受けることはできない。
- ・本事業による整備及び過去の基盤整備等により収益性が20%以上向上すること 等

○定率助成（ソフト）・高収益作物導入促進費<sup>※4</sup>

【事業内容】ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じ、促進費を交付する。

【実施要件】高収益作物転換促進計画に定める目標年度において、受益面積に占める高収益作物への転換面積の割合が30%以上となること。

高収益作物転換率	助成割合
50%以上	12.5%
40%以上50%未満	10.0%
30%以上40%以下	7.5%

【負担割合】未定

○定率助成（ソフト）・高収益作物導入推進費<sup>※4</sup>

【事業内容】事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、定率助成のハード整備メニュー（①～⑨）の事業費の最大12.5%を交付する。

【負担割合】国100%

【実施要件】対象農地が、事業実施後に水田活用の直接支払い交付金の対象とならない農地となること。

※4 機構集積推進費、高収益作物導入促進費及び高収益作物導入推進費については、重複して交付を受けることはできない。

活用する県事業： —

(1) 農地集積  
促進支援

〈団体営〉  
定額助成  
国定額  
  
定率助成  
国 50(55)  
県 14  
地元36(31)  
※( )は、過疎  
地域、山村振  
興、特定農山  
村地域の場合

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援する。

【支援内容】担い手への農地集積に向けた共通メニュー

活用する県事業：  
〈県営〉  
・経営体育成基盤整備事業  
（切り出し）  
  
〈団体営〉  
・耕作条件改善事業  
・基盤整備促進事業  
・水田水管理低コスト化事業<sup>※5</sup>

(1)農地集積促進支援のつづき	定率助成 国 50 県 50  事業主体： 土地改良区等	※5：県事業：水田水管理低コスト化事業  <b>【実施区域】</b> 県独自設定 ・事業を契機に、用水ポンプの電力量を2割程度削減、または新たな作付・規模拡大に取り組む地区  <b>【事業内容】</b> ・水位・水温センサー、自動給水栓を水田へ導入し、スマートフォン等から遠隔監視を行うことで、水管理労力の削減や、用水ポンプの運転時間の見直しを行う。	
(2)高収益作物転換支援	〈団体営〉 定額助成 国定額  定率助成 国 50(55) 県 14 地元36(31) ※( )は、過疎地域、山村振興、特定農山村地域の場合	基盤整備と合わせて高収益作物の導入にチャレンジする地区を対象に、導入に向けた技術研修や、1年目の種子代・肥料代など、高収益作物導入に必要な経費を支援する。  <b>【実施要件】</b> ・受益農地の1/4以上を、新たに高収益作物に転換すること ・高収益作物転換促進計画を作成すること <b>【支援内容】</b> 共通メニューのほか以下のメニュー 定額助成(ソフト) 高収益作物転換支援 定率助成(ソフト) 高収益作物導入支援	活用する県事業： 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業
(3)スマート農業導入支援	〈団体営〉 定額助成 国定額  定率助成 国 50(55) 県 14 地元36(31) ※( )は、過疎地域、山村振興、特定農山村地域の場合	スマート農業に適した基盤整備が行われた農地を対象に、スマート農業の導入に向けたGNSS基地局の設置と、一体的な自動操舵システム等の導入を支援する。  <b>【実施区域】</b> ・国費が投入された基盤整備又は本事業のハード事業メニューにより、スマート農業に適した基盤が整備された又はされる予定の農地であること <b>【実施要件】</b> ・スマート農業導入推進計画を作成すること。 ・先進的省力化技術導入支援を実施する場合は、生産方式革新実施計画の認定を受けていること。 <b>【支援内容】</b> 共通メニューのほか以下のメニュー 定率助成(ハード) GNSS基準局整備 (ソフト) 先進的省力化技術導入支援 等	活用する県事業： 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業
(4)病虫害対策支援	〈団体営〉 定額助成 国定額  定率助成 国 50(55) 県 14 地元36(31) ※( )は、過疎地域、山村振興、特定農山村地域の場合	病虫害発生予察情報にて警報、注意報、特殊報が発表された地域を対象に、病虫害の発生予防・まん延防止を図るための土層改良、排水対策等を支援する。  <b>【実施区域】</b> ・植物防疫法に基づく発生予察情報において警報、注意報又は特殊報が発表された地域の農地 <b>【実施要件】</b> 病虫害対策計画を作成すること。 <b>【支援内容】</b> 共通メニューのほか以下のメニュー 定額助成(ハード) 病虫害対策(反転耕、深層耕、堆肥施用、明渠排水)	本支援を活用する県事業： 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業
(5)水田貯留機能向上支援	〈団体営〉 定額助成 国定額  定率助成 国 50(55) 県 21 地元29(24) ※( )は、過疎地域、山村振興、特定農山村地域の場合	「田んぼダム」の実施に向けた調査・調整経費や実施するために必要な畦畔の更新、排水口の整備等を支援する  <b>【実施区域】</b> ・流域治水プロジェクトが策定・改定される水系、治水協定が締結される水系、地方公共団体が策定もしくは締結する防災に係る計画又は協定に位置付けられる地域のいずれかに指定もしくは指定される見込みの地域 <b>【実施要件】</b> 水田貯留機能向上計画を作成していること。 <b>【支援内容】</b> 「田んぼダム」実施に向けた共通メニュー	本支援を活用する県事業： 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業
(6)土地利用調整支援	〈団体営〉 定額助成 国定額  定率助成 国 50(55) 県 14 地元36(31) ※( )は、過疎地域、山村振興、特定農山村地域の場合	多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援する  <b>【実施区域】</b> ・地域計画を策定した区域及び、当該区域と一体的に農地として利用されている周辺区域 <b>【実施要件】</b> 土地利用調整計画を作成していること。 <b>【支援内容】</b> 共通メニューのほか以下のメニュー 定率助成(ハード) 粗放的農地利用整備(作業道等の設置、土地改良施設の撤去等)	本支援を活用する県事業： 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業

農業水路等長寿命化・防災減災事業

【事業主体】 県、市町村、土地改良区等

【事業内容】

- 1 長寿命化対策 (要領別表 1)
- 2 防災減災対策 (要領別表 2)
- 3 ため池の保全・避難対策 (要領別表 3)
- 4 施設情報整備・共有化対策 (要領別表 4)

【実施要件】

- (1) 長寿命化・防災減災計画を作成していること
- (2) 長寿命化対策(ア)及び防災減災対策(1) コ～シ、(3) ウを除く)を実施する場合には、上記(1)の要件に加え、以下の要件を全て満たすこと
  - ・交付対象事業1地区当たりの
    - ① 事業費 200万円以上
    - ② 受益農業従事者数 農業者2人以上
    - ③ 事業工期 原則3か年(5か年)以内 ※()はため池の整備の場合
- (3) 長寿命化対策(イ～オ)、防災減災対策(1) コ～シ、(3) ウ)、ため池の保全・避難対策を実施する場合には、上記(1)の要件に加え以下の要件を満たすこと
  - ・交付対象事業1地区当たりの
    - ① 事業工期 1か年以内
- (4) 本事業の対象とする施設は、原則として国営造成施設と一体となる農業水利施設等又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設等であること

※交付対象事業の事業内容は、要領別表1～3を参照のこと

※交付対象事業の定額助成の適用については、「農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱」を確認すること

<p>1 長寿命化対策</p>	<p>【アの場合】 (県営) 国 50(55) 県 27.5(27.5) 地元22.5(17.5) (県営:更新) 国 50(55) 県 31(30) 地元19(15) (団体営) 国 50(55) 県 14(14) 地元36(31) ※()は中山間地域等の場合</p> <p>【イ～オの場合】 国 定額 (※上限1,000万円/地区)</p>	<p>【対策種類】 (1)長寿命化対策</p> <p>【対策内容】 長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備</p> <p>【交付対象事業】 ア 水利施設整備 イ 機能保全計画策定等 ウ 実施計画策定 エ 水利用調査・調整 オ 耐震性点検・調査</p>	<p>要領別表 1</p> <p>本対策を活用する県事業： (県営) ・ 県営かんがい排水事業</p> <p>(団体営) ・ 耕作条件改善事業</p>
<p>2 防災減災対策</p>	<p>【ア～ケの事業】 (県営) 国 50(55) 県 ※ 地元 ※ ※農村地域防災減災事業に準じる (団体営) 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※【アの事業】 国 50(55) 県 21(21) 地元 29(24) ※()は中山間地域等の場合</p> <p>【コ～シの事業】 国 定額 ※助成額の上限：1000万円(シ(ため池)の場合、3000万円)</p>	<p>【対策種類】 (1)自然災害等対策</p> <p>【対策内容】 自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設等の整備</p> <p>【交付対象事業】 ア ため池整備 イ 湛水防除 ウ 地盤沈下対策 エ 農業用排水施設整備 オ 土砂崩壊防止 カ 特定農業用管水路等特別対策 キ 農業用河川工作物応急対策 ク 施設撤去・廃止 ケ 水質保全対策 コ 利活用保全 サ 機能保全計画策定等 シ 実施計画策定 ス 耐震性点検・調査</p>	<p>要領別表 2</p> <p>本対策を活用する県事業： (団体営)アの事業 ・ 農村地域防災減災事業</p>

2 防災減災対策	<p>〈県営〉 国 50(55) 県 未定 地元 未定 〈団体営〉 国 50(55) 県 18 地元32(27)</p>	<p>【対策種類】 (2)危機管理対策</p> <p>【対策内容】 防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備</p> <p>【交付対象事業】 ア 危機管理システム等整備</p>	<p>要領別表 2</p> <p>本対策を活用する県事業： 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業</p>
	<p>【アの事業】 国 50(55) 県 未定 地元 未定 【イ、ウの事業】 国 定額 ※助成額の上限 イ：堤高別に1000 万～3000万円 ウ： 500万円</p>	<p>【対策種類】 (3)ため池防災環境整備</p> <p>【対策内容】 ため池の防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備</p> <p>【交付対象事業】 ア 緊急的な防災対策 イ 地域防災上のリスク除去 ウ ハード整備の着手促進</p>	<p>要領別表 2</p>
	<p>【ア～ウの事業】 国 50(55) 県 未定 地元 未定 【エの事業】 国 定額 ※助成額の上限 ：1000万</p>	<p>【対策種類】 (4)流域治水対策</p> <p>【対策内容】 流域治水対策のために行う危機管理システムの整備等</p> <p>【交付対象事業】 ア 農業用排水施設整備 イ 危機管理システム等整備 ウ 付帯安全施設等整備 エ 管理体制強化対策点検・調査</p>	<p>要領別表 2</p>
3 ため池の保全・避難対策	<p>国 定額 ※助成額の上限 イ(7)：500万円 (4)：1000万円 ウ：500万円</p>	<p>【対策種類】 (1)ため池の保全・避難対策</p> <p>【対策内容】 緊急時の迅速な避難行動や適切な保安全管理につなげる対策</p> <p>【交付対象事業】 ア ハザードマップ作成 イ 監視・管理体制の強化 ウ 減災対策の実施</p>	<p>要領別表 3</p> <p>本対策を活用する県事業： 〈団体営〉 ・農村地域防災減災事業</p>
4 施設情報整備・共有化対策	<p>国 50 県 - 地元 50</p>	<p>【対策種類】 (1)施設情報整備・共有化対策</p> <p>【対策内容】 地理情報システムの情報整備</p> <p>【交付対象事業】 ア 農業水利施設情報等の地理情報システム化</p>	<p>要領別表 4</p> <p>本対策を活用する県事業： 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業</p>

<p>畑作等促進整備事業</p>	<p>事業主体：県、市町村、土地改良区、農協、農業法人等</p> <p>〈県営〉 定率助成 国 50(55) 県 27.5(27.5) 地元 22.5(17.5)</p> <p>〈団体営〉 定率助成 国 50(55) 県 14(14) 地元 36(31)</p> <p>※()は中山間地域等の場合</p> <p>定額助成 国定額 (事業種類による)</p>	<p><b>【事業内容】</b> 畑作・園芸作の振興を図るため、畑作物・園芸作物の生産性向上のための畑地かんがい施設の整備や排水改良、区画整理、農道整備、水稲から畑作物・園芸作物への転換に必要な暗渠排水や客土、パイプライン化等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援する。</p> <p>1 定率助成 ①ハード 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等 営農環境整備、小規模園地整備、園芸施設の撤去及び設置 ②ソフト 土地利用調整、地形図作成、農地集積、集団化、調査設計、実証ほ場、定着推進、施設機械リース、専門家による指導助言研修等</p> <p>2 定額助成 ①ハード 区画拡大（畦畔除去等）、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、土層改良、客土、更新整備 ②ソフト 権利関係、農家意向把握等に係る調査調整、果樹・茶に係る新植改植支援、専門家による指導助言研修等</p> <p><b>【実施要件】</b> (1) 総事業費：200万円以上 (2) 受益者数：農業者2者以上 (3) 対象区域：農振農用地 (4) 工事期間：5年以内</p> <p>※作付転換支援：受益地内全ての水稲を畑作物、園芸作物に転換し、当該水田について、水田活用の直接支払交付金の交付対象から除外した場合、 ・定率事業は、ガイドライン（土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針）上の農家負担額を上限とする推進費を交付 ・定額事業は、工事費単価を10/10相当に引き上げ</p>	<p>本事業を活用する県事業： 〈県営〉 ・県営畑地帯総合整備事業</p> <p>〈団体営〉 ・耕作条件改善事業</p>
<p>畑地かんがい推進モデルほ場設置事業</p>	<p>〈県営〉 事業主体：県</p> <p>国 50 県 50</p>	<p>基幹かんがい施設の整備の進捗に合わせた末端施設整備の円滑な推進と、多様化・高度化した土地及び水利用技術、作物栽培管理技術等とその普及を図る。</p> <p><b>【実施要件】</b> ・国営かんがい排水事業の受益地内の地域であること ・畑地かんがい技術の確立及びその啓発普及のモデルとなる地域であること</p> <p><b>【対象事業】</b> 1 モデルほ場設置 農業用排水施設、整地工、農道、土層改良、暗渠排水等の新設、廃止又は変更 2 かんがい技術試験 土壌水分測定、気象観測等の調査測定用器具の設置及び調査測定試験</p>	<p>県事業名： 畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業</p>
<p>大区画化等加速化支援事業</p>	<p>事業主体：県、県土連、市町村、中間管理機構、農業者団体、農業法人等</p> <p>定額助成 国定額※</p>	<p>法人等の農業者等が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援する。</p> <p><b>【実施要件】</b> ・農用地の区画拡大が行われること。 ・大区画化等加速化計画を作成すること。 ・農振農用地区域のうち地域計画の策定区域 等</p> <p><b>【支援メニュー】</b> ○定額助成 (ハード) ・区画拡大 ・暗渠排水 ・湧水処理 ・末端畑地かんがい施設 ・客土・除礫・更新整備（用排水路、農作業道、畦畔、排水口等）等 (ソフト) ・条件改善推進費、協議会運営事業</p> <p>※ 担い手に集約化（面的集積）する場合、定額上限を1.2倍まで引上げ。 1 ha以上に大区画化する場合、定額上限を1.32倍まで引上げ。</p>	<p>茨城県大区画化等推進協議会が交付事務等を実施</p>

1 1 農山漁村地域整備交付金

地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。  
 ※農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農村地域防災減災事業で類似メニューが活用できる事業は省略。  
 細部要件については、活用を検討する際に実施要綱等を参照すること。  
 以下は農山漁村地域整備交付金のみ活用可能な事業の概要

農地整備

農地整備事業

耕作放棄地型	事業主体：県 国 50(55) 県 27.5 地元 22.5(17.5) ※()は中山間地域等の場合	【実施要件】 ・受益面積：20ha以上 ・受益面積に占める耕作放棄地及び耕作放棄地となる恐れのある農地の割合が6%以上 【計画の策定】 ・「耕作放棄地解消等基盤整備基本構想」の策定（市町村） ・「遊休農地利用増進土地改良整備計画」の作成（県）	要領別紙1-1 1-2 運用 1 ※本事業は、農業経営高度化支援事業のうち、耕作放棄地解消・集積促進事業の活用が可能であり、事業費の最大7.5%の助成が受けられる。
--------	--	--	---

通作条件整備	【基幹農道整備】 事業主体：県 国 50(55) 県 27.5 地元 22.5(17.5) ※()は中山間地域等の場合  【一般農道整備】 事業主体：県 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域等の場合	1 基幹農道整備 (1) 一般型： ・受益面積が50ha以上（振興山村、過疎地域指定地域等は30ha以上） ・総事業費1億円以上 ・車道幅員4.0m以上 ・自動車交通量のうち農業に係るものが過半を占めていること ・「通作条件整備計画」を作成すること (2) 保全対策型： ・受益面積が50ha以上（振興山村、過疎地域指定地域等は30ha以上） ・総事業費3,000万円以上 ・個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること  2 一般農道整備 (1) 一般型： ・受益面積50ha以上（振興山村、過疎地域指定地域等は30ha以上） ・総事業費5,000万円以上 ・全幅4.5m以上 ・「通作条件整備計画」を作成すること (2) 樹園地等型 ・受益面積50ha以上（振興山村、過疎地域指定地域等は30ha以上） ・次に掲げるもののうち、農道網の整備に必要なもの (ア)総事業費5,000万円以上、全幅4.5m以上の幹線農道 (イ)全幅がおおむね3m以上の支線農道 (ウ)全幅がおおむね2m以上の末端耕作道 (エ)延長がおおむね500m以上の軌道等運搬施設 ・「通作条件整備計画」を作成すること (3) 農業集落間型 ・受益面積が30ha以上 ・総事業費5,000万円以上 ・車道幅員がおおむね4m以上 ・「通作条件整備計画」を作成すること (4) 保全対策型 ・受益面積が50ha以上 （振興山村、過疎地域指定地域等は受益面積30ha以上） ・総事業費3,000万円以上 ・個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること	要領別紙1-1 要領別紙1-1 運用 1
--------	--	--	----------------------------

農業基盤整備促進事業	(各事業メニューの負担割合、採択要件等は農業競争力強化農地整備事業の同一メニューを参照)	要領別紙1-1 要領別紙1-2 運用 2
------------	--	----------------------------

実施計画策定事業

実施計画策定	事業主体：県 国 50 県 25 地元 25 事業主体：市町村等 国 50 県 14 地元 36	土地改良法に基づいて実施する県営事業又は団体営事業（市町村営事業、土地改良区営事業）のための実施計画策定。  農業用排水施設、農業用道路、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水事業の予定地区が対象。実施期間は、1年以内。	要領別紙1-1 要領別紙1-2 運用 3
--------	---	---	----------------------------

水利施設整備			
水利施設等整備事業			
基幹水利施設整備型	(各事業メニューの負担割合、採択要件等は水利施設等保全高度化事業の同一メニューを参照)		要領別紙2 運用1
農業用水再編対策型			
地域用水機能増進型			
流域水質保全機能増進型			
排水対策特別型			
基幹水利施設保全型			
地域農業水利施設保全型	<p>事業内容 (1)～(3) 事業主体：市町村等 国 50 (55) 県 未定 地元 未定</p> <p>※()は中山間地域等の場合</p> <p>事業内容 (4) 事業主体：市町村等 国 50 県 未定 地元 未定</p>	<p><b>【事業内容】</b> 対象施設：団体営造成施設等 (1) 機能保全計画の策定 (※) (機能保全計画の作成に必要な当該施設の機能診断を含む) (2) 機能保全計画等に基づく対策工事の実施 (3) 発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事の実施 (4) (2)に掲げる事業について、主に整備対象とする地域の諸条件の現況把握等を行い、これに基づき事業に必要な事項の調査及び検討を行い、実施計画を策定するもの</p> <p><b>【採択要件】</b> (1) 施設機能の向上を主な目的としないこと (2) 事業の対象となる団体営造成施設等は、実施方針に位置づけられたもの (3) 事業内容 (1) は、末端支配面積が100ha以上の施設であって、施設状況を鑑み、予防的な対策が有効と見込まれるものであること (4) 事業内容 (2) は、受益面積が100ha以上 (事業内容 (1) の事業を実施していない場合は10ha以上) であること (5) 事業内容 (3) は、施設の劣化に起因すると想定されるものであること (6) 事業内容 (4) は 策定期間を1年以内とする</p>	<p>要領別紙2 運用1</p> <p>※機能保全計画で定めるもの ア 施設現況調査 (構造物の環境条件、変状、施設状況等) の概要及び結果 イ 施設機能診断 (劣化度合いの測定等) の概要及び結果 ウ 劣化原因究明のための構造物の監視 エ 機能保全対策 (対策工法、対策時期、対策概略費)</p>
水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型 (中山間地域型含む)			
担い手育成対策	(各事業メニューの負担割合、採択要件等は水利施設等保全高度化事業の同一メニューを参照)	・ソフト事業を活用する場合は、農業農村活性化計画において担い手の経営面積が事業完了時に一定要件以上になること	要領別紙2 運用2
担い手支援対策	(各事業メニューの負担割合、採択要件等は水利施設等保全高度化事業の同一メニューを参照)		
広域農業用水適正管理対策事業			
広域農業用水適正管理対策事業	事業主体：県、市町村、土地改良区等	<p><b>【事業内容】</b> 以下の (1) 及び (2) に該当する農業水利施設の撤去を行うもの (1) 国営土地改良事業の施行に伴い、用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了しない等のため、用途廃止されずに残存しているもの残存 (2) 農業用水管理又は河川管理上の支障を及ぼすおそれのある農業水利施設</p> <p><b>【実施要件】</b> 以下のすべての要件に該当するもの (1) 国営土地改良事業の実施による施設の新設又は改築に伴い、撤去することが土地改良法第87条、同法第87条の2及び同法第87条の3のいずれかの規定により定められた土地改良事業計画に含まれていた農業水利施設 (2) 次のいずれかに該当する農業水利施設の撤去 ア 当該施設下流域の農業用水を含めた河川の流水の適正な流下及び水利調整の円滑化に支障を及ぼすおそれのある農業水利施設 イ 放置すると河川の適正な利用の支障となったり、災害の発生の原因となるおそれのある農業水利施設で河川管理者から撤去を求められている施設</p> <p>※補助率は、従前の国営土地改良完了時の国庫負担率と同率</p>	要領別紙2 運用4

農村整備

農村集落基盤再編・整備事業

集落基盤再編型	事業主体：県、市町村、土地改良区等 国 50 県 15～25 地元 35～25	農村振興基本計画に即して作成される農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき実施される事業。 ア 農業生産基盤整備事業と農村生活環境整備事業を一体的に実施する事業 イ 農村生活環境基盤整備事業のみを行う事業（一部事業を除く）	要領別紙4-1 運用1 1 農業生産基盤整備事業 （農業用排水・農道整備・ほ場整備・農用地開発・農地防災・客土・暗渠排水・農用地の改良又は保全）
中山間地域総合整備型 【集落型事業】 （一般型事業）	事業主体：県 国 55 県 30(25) 地元 15(20)	・農業生産基盤及び農村生活環境等の一体的整備を実施するもの ・過疎地域、山村振興、特定農山村の指定市町村又は準じる市町村であって、事業計画が農村振興基本計画等に即した内容であること。農業生産基盤整備事業（2工種以上）並びに農村生活環境整備事業を実施し、農業生産基盤整備事業の受益面積の合計が60ha以上（林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上の農用地が50%以上は20ha以上） ※（）はH17以降新規採択地区で農業生産基盤整備以外の工種に適用	要領別紙4-1 運用1 2 農村生活環境整備事業 （農業集落道・飲雑用水・集排・防災安全施設・用地整備・活性化施設・活動拠点施設・集落環境管理施設・交流施設・情報基盤施設・市民農園・生態系保全施設・地域資源利活用施設・施設補強・施設環境整備・歴史的施設保全・施設集約・交換分合・集落土地基盤整備）
	事業主体：市町村 国 55 県 20(15) 地元 25(30)	農業生産基盤整備事業の2以上の受益面積の合計が概ね20ha以上（林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上の農用地が50%以上は概ね10ha以上） ※（）はH17年度以降新規採択地区で農業生産基盤整備以外の工種に適用	
中山間地域総合整備型 【集落型事業】 （生産基盤型事業）	事業主体：県 国 55 県 30 地元 15	・事業対象地域を中心とした活性化の基本方向、土地状況に応じた整備の基本方向及び活性化の推進方策についての構想を策定 ・ほ場整備又はほ場整備と併せてその他の農業生産基盤整備事業を実施するもの。生産基盤にかかる受益面積が20ha以上（ほ場整備10ha以上を含む）	
	事業主体：市町村 国 55 県 20 地元 25	ほ場整備にかかる受益面積が概ね10ha以上	
中山間地域総合整備型 【集落型】 （生活環境型事業）	事業主体：県 国 55 県 未定 地元 未定	農村生活環境整備事業（一部事業を除く）及び特認事業のうち2以上の事業を行うもの	
中山間地域総合整備型 【広域連携型事業】	事業主体：県 国 55 県 未定 地元 未定	市町村全域から複数市町村に及ぶ広域的な地域からなり、農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業を一体的に行うものであり、2以上の農業生産基盤整備事業を実施。農村生活環境整備事業（一部事業を除く）及び特認事業のうち2以上の事業を行うもの。農業生産基盤整備事業の2以上の受益面積の合計が概ね60ha以上	

農業集落排水事業

農業集落排水事業	事業主体：市町村等 国 50 県 10(13.5) 地元 40(36.5) （）は霞ヶ浦流域 ※霞ヶ浦流域とは「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」適用地域	【採択要件】 ・受益戸数概ね20戸以上、処理人口概ね1,000人程度規模以下、重金属等を含む工場排水等は対象外 ・農業集落排水資源循環促進計画が策定されていること。改築の場合は対象事業費が200万円以上、供用開始後7年以上 ・PFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討する ・改築の場合は、機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法を定めた「最適整備構想」が策定されていること ※県費補助分は、農業集落排水事業推進交付金として、事業実施翌年度から5ヶ年間で交付する（補助対象はハード事業に限る）	
----------	--	---	--

農道整備事業

農道整備事業	事業主体：県 国 50 県 25 地元 25	1 基幹農道整備事業 2 一般農道整備事業 交付要件：平成21年度以前に採択され着手していること。 ※基幹農道の補助率は、国9/18、県5/18、地元4/18	
--------	---------------------------------	--	--

1 2 農村整備事業			
農村インフラ施設の状況や地域における役割を点検し、施設の再編・集約、優先順位を付けた計画的な保全対策、地震、浸水、停電等の災害対策等の強靱化及び維持管理の効率化、農業生産性の向上等のための高度化を実施することにより、もって、農村に安心して住み続けられる条件を整備し、農村の持続性の向上を図る			
農業集落排水施設整備事業	<p>事業主体：市町村等</p> <p>国 50 県 10(13.5) 地元 40(36.5)</p> <p>( )は霞ヶ浦流域</p> <p>※霞ヶ浦流域とは「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」適用地域</p>	<p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 強靱化型：施設の目的を達成するために必要な改築又は撤去</li> <li>2 高度化型：新技術導入に取り組む施設の整備、改築又は撤去</li> <li>3 調査計画策定：施設整備に必要な事業計画の策定</li> </ol> <p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 共通要件 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 受益戸数概ね20戸以上、末端受益2戸以上</li> <li>(2) 改築にあつては、最適整備構想及び維持管理適正化計画を策定。当該改築に要する費用の額が200万円以上かつ、次のいずれかに該当 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 供用開始後7年以上経過</li> <li>イ 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既設の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること</li> </ol> </li> <li>(3) 整備又は改築にあつては、PFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討すること</li> <li>(4) 防災拠点等にマンホールトイレシステムを整備する場合にあつては、1処理区当たり1か所を上限とする</li> </ol> </li> <li>2 強靱化型：次のいずれかを満たすもの <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 定住人口概ね500人以上</li> <li>(2) 浸水想定区域内にある</li> <li>(3) 処理区内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在する</li> <li>(4) 施設の再編・集約を行う</li> </ol> </li> <li>3 高度化型：維持管理の効率化・適正化に向けた新技術を導入</li> <li>4 調査計画策定：1から3までに定める採択要件を満たす施設</li> </ol> <p>※県費補助分は、農業集落排水事業推進交付金として、事業実施翌年度から5ヶ年間で交付（補助対象はハード事業に限る）</p> <p>※施設の整備・更新に当たり、「集排汚泥資源の農地還元率100%を達成すること」を目標として定めた場合に、3調査計画費の国補助率を1/2から定額に変更</p>	要領別紙1
営農飲雑用水施設整備事業	<p>事業主体： 【営農飲雑用水施設整備事業】 県、市町村、土地改良区、一部事務組合、農協等</p> <p>【地域資源活用施設整備事業】 県、市町村、土地改良区、一部事務組合、地方公共団体等が出資する法人、農協等</p> <p>【強靱化型、高度化型】 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ( )内は中山間地域で行うもの</p>	<p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 強靱化型：既設の営農飲雑用水施設について、保全対策、耐震、浸水、停電対策、管理システム等の整備又は再編に伴う施設の整備若しくは撤去</li> <li>2 高度化型：農業生産性の向上、農産物の生産コストの削減若しくは6次産業化に資する整備又は維持管理の効率化等のための既設の営農飲雑用水施設の整備</li> <li>3 調査計画策定：施設整備に必要な事業計画の策定</li> </ol> <p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 共通要件：末端受益が2戸以上</li> <li>2 強靱化型：個別施設計画の策定、かつ次のいずれかを満たすもの <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 給水戸数がおおむね50戸以上であるもの</li> <li>(2) 土砂災害警戒区域内にあるもの</li> <li>(3) 給水区域内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの</li> <li>(4) 施設の再編・集約を行うもの</li> </ol> </li> <li>3 高度化型：次のいずれかを満たすもの。（1の条件を同時に満たす場合は、強靱化型で実施できる対策を併せて実施できる） <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること。</li> <li>(2) 維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備等、新技術を導入するものであること。</li> </ol> </li> <li>4 調査計画策定 1から3までで定める採択要件を満たす施設を対象としていること</li> </ol>	要領別紙3
地域資源活用施設整備事業	<p>【調査計画策定】 国 50 県 未定 地元 未定</p>	<p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 既設の地域資源活用施設の更新整備及び機能強化</li> <li>② 地域資源活用施設の整備</li> <li>③ 地域資源活用施設の諸条件についての調査等及び施設整備に必要な事業計画の策定</li> </ol> <p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 次の全てを満たすものであること <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 停電時の自立運転機能を付与するもの（自立運転機能を付与する設備の設置は、単独では実施しない）</li> <li>(2) 次のいずれかを満たすものであること <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 電力供給対象施設への電力の直接供給機能を付与するもの</li> <li>イ 市町村等との協定締結等により、災害時の非常用電源として地域で活用することが確認されていること</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>2 ②により整備する地域資源活用施設のうち太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、電力供給対象施設の操作や点検、監視等が行えるよう、1に掲げる要件に加え、次のいずれかを満たすこと <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 停電時にも電力供給対象施設の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること</li> <li>(2) 電力供給対象施設における所要電力を賄うため、発電電力を施設内の電気設備に直接供給できる機能を有すること</li> </ol> </li> </ol>	要領別紙4

<p>集落防災安全施設整備事業</p>	<p>事業主体：県、市町村、土地改良区、一部事務組合、農協等</p> <p>【強靱化型、高度化型】 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ( )内は中山間地域で行うもの</p> <p>【調査計画策定】 国 50 県 未定 地元 未定</p>	<p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 既設の農業集落防災安全施設の更新整備、整備水準の向上を図る保全対策又は撤去</li> <li>2 施設整備に必要な事業計画の策定</li> </ol> <p>【採択要件】以下の全ての要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 既設の農業集落防災安全施設を対象とすること</li> <li>2 災害が発生した場合に、家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある施設であること</li> </ol>	<p>要領別紙5</p>
<p>農道・集落道整備事業</p>	<p>事業主体：県、市町村、土地改良区連合、農業協同等 集落道の整備にあつては県、市町村及び広域活動組織に限る</p> <p>【強靱化型、高度化型】 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ( )内は集落道の整備であつて中山間地域で行うもの</p> <p>【調査計画策定】 国 50 県 未定 地元 未定</p>	<p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 強靱化型：既設の農道又は集落道の、更新整備、保全対策、耐震対策又は再編に伴う路線の変更若しくは撤去</li> <li>2 高度化型：既設の農道又は集落道の改良</li> <li>3 調査計画策定：施設整備に必要な事業計画の策定</li> </ol> <p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 強靱化型 (1) 個別施設計画の策定、かつ、以下のいずれかを満たすものであること。 ア 受益面積が50ha以上、車道幅員4m以上 イ 地域防災計画で避難路等に指定されている道路及び当該道路に接続するなど避難、救護活動等への影響が大きいもの ウ 主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの エ 施設の再編・集約を行うもの (2) 総事業費3千万円以上（(1)のイ、ウ又はエに該当するものにあつては800万円以上）</li> <li>2 高度化型 (1) 事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること (2) 総事業費がおおむね3千万円以上</li> <li>3 調査計画策定：1又は2で定める採択要件を満たす施設を対象としていること。</li> </ol>	<p>要領別紙2</p>
<p>計画策定等事業</p> <p>定額</p>	<p>事業主体：県、市町村、土地改良区、要領別紙1から5までにおいて定める事業実施主体とする</p>	<p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設計画策定事業：施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、農業生産性の向上等を目的とした事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な整備方針（農業集落排水施設にあつては維持管理適正化計画をいう。）の策定を行う</li> <li>2 機能保全計画策定事業：農村インフラ施設の機能保全計画（農業集落排水施設にあつては最適整備構想）の策定（機能保全計画の策定に必要な当該施設の点検・機能診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む）を行う。 なお、機能保全計画策定事業において策定する機能保全計画では、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 対象施設 (2) 計画期間 (3) 対策の優先順位の考え方 (4) 個別施設の状態等 (5) 対策内容と実施時期 (6) 対策費用</li> </ol> <p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設計画策定事業：事業費が200万円以上</li> <li>2 機能保全計画策定事業：要領別紙1から5までにおいて定める採択要件（事業費に関するものを除く）を満たす施設を対象としていること</li> </ol>	<p>要領別紙6</p>

13 農山漁村振興交付金			
<p>少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興施策を総合的に推進することにより、関係人口の創出・拡大を図るとともに、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を支援</p> <p>【対象事業】農山漁村振興推進計画（山村振興計画、活性化計画、総合化事業計画、農工商等連携事業計画）に基づき行う</p> <p>1 地域資源活用価値創出対策（ソフト・ハード）      4 最適土地利用総合対策（ソフト・ハード）  2 中山間地域農業推進対策（ソフト）      5 情報通信環境整備対策（ソフト・ハード）  3 山村活性化対策（ソフト）      6 都市農業機能発揮対策（ソフト）</p>			
<p>地域資源活用価値創出整備事業 【定住促進・交流対策型】（うち生産基盤及び施設の整備（その他））</p>	<p>事業主体：県、市町村、土地改良区、農協等国 1/2等 生産基盤 県 未定 地元 未定</p>	<p>【事業内容】 農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るため、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」に基づき、県又は市町村が創意工夫を活かし作成した活性化計画に基づく取組を総合的かつ機動的に支援する。</p> <p>【採択要件】 1 地域の目指す姿を数値目標の形で明確化する「活性化計画」を策定すること 2 個別メニューごとの要件を満たしていること（下記（1）の事業については、生産機械施設、処理加工集出荷貯蔵施設、農山漁村定住促進施設等の整備と併せ行う場合に限る） （基盤整備関連） （1）基盤整備：農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、客土、区画整理、農地造成、農用地保全、交換分合等</p>	<p>農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領</p>
<p>最適土地利用総合対策</p>	<p>□事業内容1 ・事業主体：県、市町村、地域協議会等 ・国 55 県 未定 地元 未定</p> <p>□事業内容2 ・実施主体：県、市町村、地域協議会等 ・国 1/2 県 未定 地元 未定</p> <p>□事業内容3 ・実施主体：民間団体等 ・国 定額</p>	<p>□事業区域：農業振興地域内農用地区域内農用地及びその農用地と一体的に整備する必要がある農用地等であって、中山間地域等である区域</p> <p>□事業内容1（最適土地利用総合事業） ・営農を続けて守るべき農地と粗放的利用を行う農地等に区分し、実証的な取組を行った上で、土地利用構想を事業開始から3年以内に策定 ・実施期間：原則2年以上、上限5年間</p> <p>□事業内容2（荒廃農地再生支援事業） ・話し合いなどにより耕作の再開を目指す荒廃農地等について、再生作業、簡易な基盤整備、土壌改良等を支援する。 ・実施期間：上限1年間</p> <p>□事業内容3（最適土地利用推進サポート事業） ・事業実施主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等に取り組む。 ・実施期間：原則上限1年間</p>	<p>農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領</p>

1 4 県単土地改良事業

県単土地改良事業

<p>農業生産基盤整備事業 (一般地帯型)</p>	<p>事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 37.5 (42.5) 地元 62.5 (57.5)</p>	<p>受益面積が5ha～20ha（山間部では3ha～20ha）、事業費20万円以上のもの ・水田の区画整理が伴う場合は、県40%（45%） 地元60%（55%） ・強靱化対策・省エネ対策を行う場合は、県50% 地元50% ※負担割合の（ ）は事業完了後に転作が行われるもので、受益面積が1～20haまでのもの</p>	<p>事業種目 1 かんがい排水 2 ほ場整備 3 暗渠排水 4 客土 5 農道整備 6 農地保全 7 特認事業</p>
<p>(山間急傾斜地帯型)</p>	<p>事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 47.5(52.5) 地元 52.5(47.5)</p>	<p>山間急傾斜地帯指定地域（以下「指定区域」という）で行う事業で、受益面積が1ha～20ha、事業費20万円以上のもの ・水田の区画整理が伴う場合は、県50%（55%） 地元50%（45%） ・強靱化対策・省エネ対策を行う場合は、県55% 地元45% ※負担割合の（ ）は事業完了後に転作が行われるもの</p>	
<p>(畑地基盤対策特別パイロット型)</p>	<p>事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 40 地元 60</p>	<p>受益面積が概ね20ha以下で畑地率が50%以上、事業費20万円以上のもので、次のうちいずれかに該当すること 1 受益面積のうち15%以上の農地の流動化計画のある地区 2 畑地かんがいによるブロックローテーションの営農計画がある地区</p>	
<p>(地域水田緊急整備型)</p>	<p>事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 37.5(47.5) 地元 62.5(52.5)</p>	<p>同一集落内で2工種以上を整備する事業で、受益面積が5ha～20ha（山間部では3ha～20ha、指定地域では1ha～20ha）、事業費20万円以上のもの ・対象工種：農業用排水施設、暗渠排水（浅層・補助暗渠を含む）、畦畔除去等、客土、土壌改良 ※負担割合欄の（ ）は指定区域で実施する場合</p>	
<p>(土地改良施設緊急整備補修型)</p>	<p>事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 25 地元 75</p>	<p>災害以外の原因により機能が損なわれ、早急に対応する必要がある土地改良施設の補修を行う事業で、事業費が20万円以上のもの</p>	
<p>(ため池整備型)</p>	<p>事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 50 地元 50</p>	<p>堤とう及びその附帯施設の改良、池敷の改良又は拡張、その他貯水量を増大させるために必要な施設の新設又は改良を行う事業で、事業費が20万円以上のもの</p>	
<p>(用水障害対策型)</p>	<p>事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 50 (2/3) 地元 50 (1/3)</p>	<p>農業用用水に障害をきたし、かんがい施設の新設・改良を行う事業で、事業費が10万円以上のもの次の要因によるもの 1 河床の変動 2 水質汚濁 ※負担割合欄の（ ）は、1の要因が人為的な場合</p>	
<p>(防災安全施設型)</p>	<p>事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 50 地元 50</p>	<p>土地改良事業により造成された施設での転落事故等の未然防止を図るために行う事業で、事業費が20万円以上のもの 1 土地改良事業により造成された施設のうち、安全の確保を目的として行う更新、補修又は改修 2 現行の基準に照らして整備が必要となる安全施設の新設</p>	
<p>(防災減災施設型)</p>	<p>事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 50 地元 50</p>	<p>湛水防除事業により造成された施設の小規模な補修や耐震化対策を実施し、施設の安定的な機能発揮及び長寿命化対策を行う事業 ・湛水防除事業により造成された施設について、災害発生の際においても、その機能が発揮されるようにすることを主たる目的として行う、小規模な更新又は補修及び耐震化対策等を行う事業であり、事業費が20万以上かつ5,000万円以下のもの</p>	
<p>(有機農業推進型)</p>	<p>事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 50 (55) 地元 50 (45)</p>	<p>有機農業の取組を推進するために必要な事業であって、受益面積が概ね20haまでのもの ※負担割合欄の（ ）は指定区域で実施する場合</p>	
<p>農村環境整備事業 (生活関連農道整備型)</p>	<p>事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 37.5(47.5) 地元 62.5(52.5)</p>	<p>集落間や集落と公共施設を結ぶ、受益面積10ha未満、延長1.0km以下、幅員4m以上の農道の整備、既設農道（幅員4m以上）に設置する歩道（幅員1.5m～2.0m）を整備する事業で、事業費20万円以上のもの ※負担割合欄の（ ）は指定区域で実施する場合</p>	<p>休止中</p>

(集落水辺環境保全整備型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 50 地元 50	ため池・農業用排水路等の施設を利用した親水護岸等の設備及び水質浄化施設の整備を行う事業で、受益面積3ha以上、事業費20万円以上のもの	休止中
(農業集落排水整備型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 50 (55) 地元 50 (45)	農業振興地域内で行う、し尿、生活雑排水処理施設の整備を行う事業で、受益個数20戸未満、事業費20万円以上のもの ※負担割合欄の ( ) は霞ヶ浦地域内で実施する場合	休止中
(茨城グリーン道路景観形成型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 50 市町村 50	広域営農団地農道整備事業により整備された農道の道路用地内の景観形成を図り、植栽及び沿線に設置する駐車場等の施設用地造成を行う事業で、事業費20万円以上のもの	休止中
農業水利施設強靱化促進事業			
施設監視支援	事業主体：県 負担割合：県100	受益面積20ha以上の県営造成施設を対象として行う事業で、県内全域の農業水利施設の強靱化に資すること ・施設監視マニュアル等技術指針の作成 ・監視箇所の選定や監視方法、監視効果の検証方法をまとめた図書類の作成 ・管理体制強靱化に要する技術体系の構築に資する各種調査、研修等	(事業成果が県内局所地域に限られる場合は採択不可)
保安全管理強化	事業主体：県、市町村、土地改良区 負担割合： 県 75 地元 25	受益面積20ha以上の県営造成施設を対象とし、機能診断や機能保全対策、管理台帳整備、水利用再編検討・調査等を行う事業で、以下のいずれかの要件に該当すること (事業主体：県) ・受益面積20ha以上の県営事業を実施中 又は、完了後まもない県営造成施設であること。ただし事業主体を県とする機能診断、機能保全対策の実施については、個別施設計画が策定済みであり、且つ、県営事業を実施中に限る。 (事業主体：市町村、土地改良区) ・受益面積100ha以上且つ個別施設計画が策定済みの県営造成施設であること	(区分) 機能診断機能保全対策管理台帳整備水利用再編
ふるさと農道整備事業	事業主体：県 負担割合： 県 70 (うち起債90%) 地元 30	集落間又は集落と基幹的道路若しくは基幹的公共施設等との間を結ぶ農道等農村地域の定住環境の改善にも大きな役割を果たす農道の開設、改良等の事業で、次の要件を全て満たす事業 ・受益面積50ha (過疎・山振地帯30ha) 以上、全幅4m以上、総事業費6千万円以上。	
中山間地域農業基盤整備促進事業	事業主体：市町村、土地改良区、農協、共同施行 負担割合： 県 62.5 地元 37.5	生産条件が不利な中山間地域において、水田から畑地への転換のために行う簡易な基盤整備 ・1ha未満の農地で、2名以上の地権者がいること。 ・中山間地域等直接支払制度の対象地域 ・畦畔除去、暗渠排水、客土、用排水路、進入路、電牧柵等を対象	
水田畑地化推進事業			
畑地化基盤整備事業	事業主体：市町村、土地改良区、農協、農業法人等 負担割合： 県 62.5 地元 37.5	内容：用排水施設整備、暗渠排水、客土、畦畔除去等の基盤整備 要件：水田受益面積1ha以上20ha未満かつ畑地化面積1ha以上 (中山間地域は、0.5ha以上10ha未満かつ畑地化面積0.5ha以上)	
畑地化調査・調整事業	事業主体：市町村、土地改良区、農協、農業法人等 負担割合： 県 50 地元 50	内容：営農計画の策定費用、営農意向調査、土壌診断、地下水調査、作付実証ほ、栽培技術の指導、市場調査等 要件：畑地化基盤整備事業と一体となって実施	
畑地化指導事業	事業主体：県 負担割合：県100	内容：県が行う啓発普及、実証試験、効果検証 要件：高収益作物導入に資するために必要な事業内容であること	

15 農地集積関連			
<p>(県事業名) 経営体育成関連流動化促進事業</p>	<p>対象事業完了までに農地の集積等の一定条件を達成又は達成見込みのある場合において、受益者等に対して助成・支援を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農業経営高度化計画」の作成</li> <li>・中心経営体への集積率等が一定の率を達成すること</li> <li>・高度経営体が一定以上育成されること</li> <li>・高度経営体への利用集積面積や、面的集積が一定の率を達成すること</li> <li>・担い手への耕作放棄地の面的集積率が一定の率を達成すること</li> </ul> <p>※記載内容以外にも要件がある場合があるので、要綱・要領を必ず確認すること</p>	<p>経営体育成基盤整備事業、県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）に限る</p>	
<p>土地利用調整事業 (土地利用調整指導事業)</p>	<p>事業主体：県 負担割合： 国 50(55)[定額] 県 50(45) ※()は中山間地域等の場合</p>	<p>土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、県が行う指導事業</p> <p>※国事業名(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○競争力：農地整備事業 高度土地利用調整事業(指導事業)</li> <li>○競争力：農地整備事業 水田貯留機能向上支援事業(指導事業)</li> <li>○農山交：農地整備事業(経営体育成型) 高度土地利用調整事業(指導事業)</li> <li>○農山交：農地整備事業(耕作放棄地型) 耕作放棄地解消支援事業(指導事業)</li> <li>○保全高度化：畑地帯総合整備事業 高度土地利用調整事業(指導事業)</li> <li>○農山交：畑地帯総合整備型 高度土地利用調整事業(指導事業)</li> </ul>	
<p>土地利用調整事業 (土地利用調整推進事業)</p>	<p>事業主体：市町村等 負担割合： 国 50(55)[定額] 県 25(25) 市町村 25(20) ※()は中山間地域等の場合</p>	<p>市町村等が自主的に土地利用調整活動等を行う推進事業</p> <p>※国事業名(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○競争力：農地整備事業 高度土地利用調整事業(調査・調整事業)</li> <li>○競争力：農地整備事業 水田貯留機能向上支援事業(調査・調整事業)</li> <li>○農山交：農地整備事業(経営体育成型) 高度土地利用調整事業(調査・調整事業)</li> <li>○農山交：農地整備事業(耕作放棄地型) 耕作放棄地解消支援事業(調査・調整事業)</li> <li>○保全高度化：畑地帯総合整備事業 高度土地利用調整事業(調査・調整事業)</li> <li>○農山交：畑地帯総合整備型 高度土地利用調整事業(調査・調整事業)</li> </ul>	
<p>高生産性農業集積促進事業</p>	<p>事業主体：市町村 負担割合： 国 3/6(5.5/10) 県 2/6(3.0/10) 市町村 1/6(1.5/10) ※()は中山間地域等の場合</p>	<p>(中心経営体)一定の集積率を達成した地区に対して、総事業費の一定割合を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標年度までに下記要件を満たしている場合に助成。</li> </ul> <p>&lt;農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心経営体の集積率 <ul style="list-style-type: none"> <li>・55%以上65%未満の場合5.5% (うち80%以上を集約化 6.5%)</li> <li>・65%以上75%未満の場合6.5% (うち80%以上を集約化 8.5%)</li> <li>・75%以上85%未満の場合7.5% (うち80%以上を集約化10.5%)</li> <li>・85%以上 の場合8.5% (うち80%以上を集約化12.5%)</li> </ul> </li> </ul> <p>※国事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○競争力：農地整備事業 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業)</li> <li>○保全高度化：畑地帯総合整備型 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業)</li> <li>○保全高度化：農地集積促進型 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業)</li> </ul> <p>&lt;農山漁村地域整備交付金の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心経営体の集積率 <ul style="list-style-type: none"> <li>・35%以上45%未満の場合3.5%      ・65%以上75%未満の場合6.5%</li> <li>・45%以上55%未満の場合4.5%      ・75%以上 の場合7.5%</li> <li>・55%以上65%未満の場合5.5%</li> </ul> </li> </ul> <p>※国事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農山交：農地整備事業(経営体育成型) 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業)</li> </ul> <p>(高度経営体)一定の集積増加を達成した地区に対して、総事業費の一定割合を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標年度までに下記要件を満たしている場合に助成。</li> <li>・高度経営体集積向上率が20%以上25%未満の場合、総事業費の2%を限度とする等</li> </ul> <p>(耕作放棄地)担い手に面的に集積される耕作放棄地の面積割合に応じて一定割合を助成。</p> <p>※国事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農山交：農地整備事業(耕作放棄地型) 農業経営高度化促進事業(耕作放棄地解消・集積促進事業)</li> </ul> <p>(高収益作物)一定の高収益作物の作付面積の増加を達成した地区に対して、総事業費の一定割合を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標年度までに下記の要件を満たしている場合に助成</li> <li>・高収益作物の作付割合の増加率 <ul style="list-style-type: none"> <li>・5% 以上6% 未満の場合 6.25%      ・8% 以上9% 未満の場合 10.00%</li> <li>・6% 以上7% 未満の場合 7.50%      ・9% 以上10%未満の場合 11.25%</li> <li>・7% 以上8% 未満の場合 8.75%      ・10%以上 12.50%</li> </ul> </li> </ul> <p>※国事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保全高度化：畑地帯総合整備型 農業経営高度化促進事業(産地形成促進事業)</li> <li>○保全高度化：高収益作物導入促進型 農業経営高度化促進事業(産地形成促進事業)</li> </ul>	
<p>耕地利用高度化推進事業</p>	<p>事業主体：市町村 負担割合： 国 3/6(5.5/10) 県 2/6(3.0/10) 市町村 1/6(1.5/10) ※()は中山間地域等の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、(耕作放棄地活用のための条件整備活動)その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動</li> <li>・生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査</li> <li>・ハード事業の総事業費の2%を限度とする</li> </ul> <p>※国事業名(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○競争力：農地整備事業 耕地利用高度化推進事業</li> <li>○競争力：農地整備事業 水田貯留機能向上推進事業</li> <li>○農山交：農地整備事業(経営体育成型) 耕地利用高度化推進事業</li> <li>○農山交：農地整備事業(耕作放棄地型) 耕作放棄地活用推進事業</li> <li>○保全高度化：畑地帯総合整備事業 耕地利用高度化推進事業</li> <li>○農山交：畑地帯総合整備型 耕地利用高度化推進事業</li> </ul>	

<p>経営体育成 促進事業</p>	<p>事業主体：日本政 策金融公庫</p>	<p>対象となるハード事業の農家負担分の5/6（ただし、農家負担率が12%を 越える場合には、年度事業費の10%以内）を限度として無利子資金を融資</p> <p>・採択要件 以下のいずれかに掲げる要件を満たすこと。 （1）次の全てを満たすこと ア）「告示第1号」及び「告示第3号イ」を満たすこと。 イ）事業完了時に次の（ア）（イ）のいずれかを満たすこと。 （ア）認定農業者の全農家戸数に占める割合が目標以上となる （イ）認定農業者が30%以上増加 （2）「告示第1号」及び「告示第3号ロ」を満たすこと。 （3）「告示第1号ハ」及び「告示第3号イ」を満たすこと。 （4）「告示第1号」及び「告示第3号ハ」を満たすこと。 （5）「告示第1号」及び「告示第3号ニ〜リ」を満たすこと。</p> <p>○告示第1号（農業者及び農業者の組織する団体に関する事項） イ：農業者（農地所有適格法人を含む） ロ：農業生産組織（ハに規定する集落営農を除く） ハ：集落営農 ニ：法人（イに規定する農地所有適格法人を除く）</p> <p>○告示第3号（事業の完了する以前において利用権の設定等又は農作業の 受託を受けると見込まれる農用地の面積についての基準に関する事項） 当該事業の完了時において、当該事業に係る地域の面積に占める、第1 号に規定する担い手の「担い手農地利用集積率」について、以下に定める イからハの通りとなることとが確実に見込まれること。 イ：担い手が「告示第1号イ、ロ、ハ」の場合 （1）採択時：20%未満⇒完了時：30%以上となる （2）採択時：20%以上～50%未満⇒完了時：10%以上増加 （3）採択時：50%以上～55%未満⇒完了時：60%以上となる （4）採択時：55%以上～90%未満⇒完了時：5%以上増加 （5）採択時：90%以上～95%未満⇒完了時：95%以上となる （6）採択時：95%以上⇒事業完了時：増加すること ロ：担い手が「告示第1号ニ」の場合 担い手農地利用集積率が30%以上となること</p> <p>当該事業の完了時において、当該事業に係る地域の面積に占める、第1 号に規定する担い手の「担い手農地地的集積率」について、以下の二から リに定める通りとなることとが確実に見込まれること。 ニ：採択時：13%未満⇒完了時：20%以上となる ホ：採択時：13%以上～35%未満⇒完了時：7%以上増加 ヘ：採択時：35%以上～38.5%未満⇒完了時：42%以上となる ト：採択時：38.5%以上～63%未満⇒完了時：3.5%以上増加 チ：採択時：63%以上～66.5%未満⇒完了時：66.5%以上となること リ：採択時：66.5%以上⇒完了時：増加すること</p> <p>※対象となる事業 ①農業競争力強化農地整備事業 ・農地整備事業（経営体育成型及び中山間地域型） ②水利施設等保全高度化事業 ・畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型（担い手育成対策） 及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）） ③農山漁村地域整備交付金 ・農地整備事業（経営体育成型、耕作放棄地型） ・水利施設等整備事業（畑地帯総合整備型（担い手育成対策） 及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策））</p>
-----------------------	---------------------------	--

農家負担金軽減支援対策事業費

<p>水田・畑作 経営所得 安定対策等 支援事業</p>	<p>事業主体：土地改良事業団体連合会 定額助成</p>	<p>担い手への農用地の利用集積を支援するための水田・畑作経営所得安定対策等支援計画に従って、土地改良区等（要件に該当する事業地区）に対して、公募団体が負担金の支払いの一部に充てる資金の貸付け（農家負担金の5/6を限度に無利子貸付）を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採択要件（認定期間：平成19年度～令和11年度） 次の1～3のいずれかに掲げる要件を満たすこと</li> <li>1 担い手農地利用集積率が①から⑤のとおり増加すること             <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業採択時80%未満（10%以上増加） ※目標年度の担い手農地利用集積率が60%未満の場合は採択しない</li> <li>②事業採択時80%以上90%未満（5%以上増加）</li> <li>③事業採択時90%以上95%未満（95%以上となること）</li> <li>④事業採択時95%以上（事業実施により担い手への利用集積が見込まれること）</li> <li>⑤事業採択時100%（これを維持すること）</li> </ul> </li> <li>2 高収益作物の生産額が20%以上増加すること</li> <li>3 輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること</li> </ul> <p>※対象となる事業（次のア及びイのいずれの要件も満たすもの） ア.担い手育成農地集積促進事業の対象となる事業（経営体育成促進事業の対象事業①～③）及び水利施設等保全高度化事業のうち水利施設整備事業（農地集積促進型）は除く イ.土地改良法の手続きを経た土地改良事業</p>	
<p>災害被災地域 土地改良 負担金償還 助成事業</p>	<p>事業主体：土地改良事業団体連合会 定額助成</p>	<p>災害被災地域土地改良負担金償還助成計画に従って、土地改良区等（要件に該当する事業地区）に対して、公募団体が一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る営農再開までの負担金の償還利息に相当する額を助成する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採択要件（認定期間：平成19年度～令和11年度） 被災した農用地又は土地改良事業等により造成された土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けていること             <ul style="list-style-type: none"> <li>①農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律</li> <li>②土地改良法第87条の5</li> <li>③海岸法第5条又は第6条</li> <li>④地すべり等防止法第7条又は第10条</li> <li>⑤独立行政法人水資源機構法第12条第1項第3号</li> <li>⑥独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第9号及び森林開発公団法の一部を改正する法律附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法第19条第1項第6号</li> </ul> </li> <li>・利子助成対象農地             <ul style="list-style-type: none"> <li>①被災を受けた農地</li> <li>②施設が被災し破損した場合は、その影響を受ける農地</li> </ul> </li> <li>・利子助成額の考え方 被災した農地（影響を受ける農地含む）の面積に応じて算出 【10a当たりの当該年度利子額（1円未満切捨て）×被災農地面積】</li> <li>・申請年度の考え方             <ul style="list-style-type: none"> <li>①被災を受けた年度の申請に間に合わない場合は次年度申請が可能</li> <li>②2年目、3年目の申請は営農再開が困難な場合に限る</li> </ul> </li> </ul>	
<p>農地有効利用 推進支援事業</p>	<p>事業主体：土地改良事業団体連合会 定額助成</p>	<p>農地耕作条件改善事業の実施する地区における担い手への農用地利用集積を支援するための農地有効推進支援計画に従って、助成団体に対して、公募団体が負担金の償還利息に相当する額を助成する事業（事業費助成型）及び農地の出し手に対する一括前払金の借入資金に対する償還利息に相当する額を助成する事業（一括前払助成型）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採択要件（認定機関：平成30年度～） 農地耕作条件改善事業を実施している地区で、担い手への農地利用集積が目標年度において、次の①から③のとおり増加することが確実と見込まれる地区             <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業採択時80%未満（80%以上となること）</li> <li>②事業採択時80%以上（事業実施により担い手への利用集積が見込まれること）</li> <li>③事業採択時100%（これを維持すること）</li> </ul> </li> </ul>	<p>(続く)</p>

農地有効利用 推進支援事業	事業主体：土地改良 事業団体連合会 定額助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利子助成の考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>①受益者負担金の償還利子相当額の5/6を限度に助成（事業費助成型）</li> <li>②農地中間管理機構が農地の出し手（所有者）に対する賃料の一括前払に必要な借入資金に係る償還利子相当額を助成（一括前払助成型）</li> </ul> </li> </ul>	
地域生産基盤保全 強化支援事業	事業主体：土地改良 事業団体連合会 定額助成	<p>担い手への農用地の利用集積等を支援するための地域生産基盤保全強化支援計画にしたがって、土地改良区等に対して、公募団体が負担金の償還利息に相当する額を助成する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採択要件（認定期間：平成7年度～） 次の1～4のいずれかに掲げる要件を満たすこと</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 担い手農地利用集積率が①から⑤のとおり増加すること <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業採択時80%未満（10%以上増加） ※目標年度の担い手農地利用集積率が60%未満の場合は採択しない</li> <li>②事業採択時80%以上90%未満（5%以上増加）</li> <li>③事業採択時90%以上95%未満（95%以上となること）</li> <li>④事業採択時95%以上（事業実施により担い手への利用集積が見込まれること）</li> <li>⑤事業採択時100%（これを維持すること）</li> </ul> </li> <li>2 高収益作物の生産額が20%以上増加すること</li> <li>3 輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること</li> <li>4 先端的な技術を活用した生産方式との適合が図られること</li> </ol> <p>※対象となる事業（次のア及びイのいずれの要件も満たすもの） ア.担い手育成農地集積促進事業の対象となる事業（経営体育成促進事業の対象事業①～③）は除く イ.土地改良法の手続きを経た土地改良事業</p>	

17 計画調査費関連

県事業名：土地改良施行予定地区計画調査費

計画調査	事業主体：県 負担割合： 県 50 地元 50	県営土地改良事業（かんがい排水、経営体、畑総、防災、農道、その他）施行予定地区に係る計画調査を行う。 （経営体・畑総等にあつては、換地の事前調査を含む）	
実施計画策定	事業主体：県 負担割合： 国 50（定額） 県 25（-） 地元 25（-） ※中山間の場合 国 55（定額） 県 22.5（-） 地元 22.5（-）	<p>県営土地改良事業のうちかんがい排水、経営体、畑総又は防災事業の施行予定地区に係る計画調査。（国庫補助事業の活用）</p> <p>※国事業名 ・競争力：実施計画策定等事業 ・保全高度化：実施計画策定事業（施設計画策定事業（定額）） ※令和7年度まで ・防災減災：各事業の実施計画策定等 ・農山交：農地整備（実施計画策定事業）</p> <p>※詳細は活用時に要綱・要領等を確認すること</p>	
田園環境整備計画 策定	事業主体：県 負担割合： 県 1/3 地元 2/3	環境に配慮した事業計画を策定するための施行予定地区にかかわる生態系等の調査等を行う。	
産地育成畑地整備 促進事業	事業主体：県 負担割合： 県 3/4 地元 1/4	畑地帯総合整備事業の啓発地区において基礎調査等を実施し、事業化に向けた計画調査実施の合意形成を図る。	(続く)

<p>団体営調査設計事業</p>	<p>事業主体：市町村、土地改良区等 負担割合： 国 50 県 14 地元 36</p>	<p>団体営土地改良事業の施行予定地区に係る調査計画に要する経費について、補助する。 ※国事業名：農山交 農地整備（実施計画策定事業） ・土地改良法に基づく事業のための実施計画策定であるものとする。</p>	
<p>農業集落排水事業（調査）</p>	<p>事業主体：市町村等 負担割合： 国 50（定額） 地元 50（-）</p>	<p>1 農業集落排水施設の整備又は改築に必要な調査等に要する経費の補助 2 農業集落排水施設の機能診断調査及び最適整備構想策定に要する経費の補助 ※（ ）は 2 の事業内容に適用</p>	
<p>県単土地改良事業（調査設計事業）</p>	<p>事業主体：土地改良連合会等 負担割合： 県50 地元50</p>	<p>県単土地改良事業に係る調査設計について、支援する。 ・事業費：10 万円以上</p>	

## (4) 農業基盤整備資金等

### 1 農業基盤整備資金の概要

農業基盤整備資金は、農業の生産力の増大及び生産性の向上を図るためのかんがい排水、ほ場整備、農道、農地造成などの農業生産基盤の整備開発を行う事業の推進や、農業集落排水施設の整備など生産基盤と一体として行う生活環境基盤の改善を図るための資金である。

#### (1) 融資対象となる事業

農地・牧野の新設・改良・造成事業及び災害復旧事業が融資対象となる。

##### ① 改良・造成事業

主たる事業種類	事業内容
かんがい排水	・頭首工(井堰)、ため池、農業用排水施設、水路、温水施設等(併せ行う安全施設等の設置を含む。)の新設・改良。しゅんせつ船等の取得
畑地かんがい	・畑地かんがい施設(スプリンクラーの立ち上がり、ヘッドを含む。)の新設・改良
ほ場整備	・区画整理、かんがい排水施設、客土、暗渠排水、農道等の工種を総合的に実施する事業
暗渠排水	・完全暗渠(土管の埋設)、簡易暗渠(朶木、竹、木材、石れきの埋設)、弾丸暗渠(地下穿孔機を牽引する方法)等の新設
客土	・搬入客土、流水客土、ポンプ客土
農道	・農道(単独舗装や併せ行う安全施設等の設置を含む。)の新設・改良。農道橋の新設・改良
索道	・空中ケーブル新設・改良。軌条(モノラック)の新設・改良
畦畔整備	・コンクリート、ブロック、石積畦畔
石れき除去	・耕作に支障となる石れきを除去する事業
農地造成	・畑(普通畑、樹園地[地目変換の事業を含む。])、田(わさび田等を含む。)の造成
農地保全	・シラス等の特殊土壌対策、急傾斜地帯対策、水質障害対策等の事業
防災	・老朽ため池事業、地盤沈下対策、たん水防除等の事業
維持管理	・土地改良施設の補修、更新、しゅんせつ等の事業(水路の補改修、土水路のコンクリート装甲、フリューム設置、水路や農道の安全施設設置、用排水施設のオーバーホール・塗装、維持管理に必要な建物・施設や機械の取得など。)
農村環境基盤施設	・農林水産省の補助事業として実施する農業集落道、農業集落排水施設、営農飲雑用水施設及び集落防災安全施設の新設・改良。なお、農業集落排水施設については、補助事業に係る農業集落排水整備計画に定められた地域において補助事業を補完して一体的に実施される非補助事業も融資の対象とする。
集落環境基盤施設	・農林水産省の補助事業として実施する連絡道の新設・改良
飲雑用水施設	・土地改良事業関係補助金交付要綱、農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づいて行うもの並びに以上の各事業と一体の計画の下に行う末端支派線の工事にかかるもの。

(注) 主たる事業種類に掲げる共通なものとして、調査設計費も融資の対象となる。

② 災害復旧事業

農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の災害復旧

③ 留意事項

ア 融資対象事業 行政庁の許認可を要する事業及び事項については、許認可を受けたものが融資の対象となる。

イ 分担金融 地方公共団体が行う事業について受益者が負担する分担金等は条例に基づくものに限り融資の対象となる。

ただし、特別な理由により条例により難くかつ融資の必要があると認められる場合（例えば災害復旧事業の繰上施行や調査設計事業）はこの限りではない。

ウ 補助事業 事業には補助事業と非補助事業がある。補助事業とは国からの補助金及びN T T株式の売払収入を活用した国から貸し付けられる無利子貸付金（これらを財源の全部又は一部とする都道府県の補助金を含む。）が支出される事業をいい、非補助事業はその他の事業をいう。従って地方公共団体単独の補助金が交付される事業、畜産振興事業団の助成金を受ける事業及び地方競馬全国協会の補助金を受ける事業等は非補助事業である。

エ 利子軽減対象事業 非補助事業のうち、非補助土地改良事業助成措置要綱（昭和 33 年 10 月 8 日付け 33 農地第 3814 号農林事務次官通達）により行政庁の選認定を受けた事業は、利子軽減対象事業として更に有利な条件で融資を受けられる・

（注）現在は金利情勢の変化等をかんがみ、平成 8 年 9 月 20 日より、当分の間中止している。

## 2 経営体育成促進事業（担い手育成農地集積事業）

「担い手育成農地集積資金」は、経営体育成促進事業実施要綱（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2431 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、経営体育成基盤整備事業等の実施を契機として、担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、効率的かつ安定的な経営体の育成をすることを目的として融資される日本政策金融公庫の資金（無利子貸付）であり、農業基盤整備資金と一体として融資を行うものである。

### (1) 貸付金額の最高限度

貸付けを受ける者が負担する額のうち、原則として年度事業費の 10%以内（ただし、農家負担金が年度事業費の 12%以下の場合には農家負担金の 6 分の 5 以内）

なお、本無利子資金と一体として貸し付けられる農業基盤整備資金については、限度を設けないため、農家負担金の全額について、公庫資金の貸付けが受けられることになる。

### (2) 貸付対象事業の採択要件

1. 事業完了時における認定農業者の増加が基準以上であること。
2. 事業完了時における担い手の経営等農用地面積のシェアが基準以上であること。

要件未達成の場合は、調整金（無利子融資と同時に貸付を受けた農業基盤整備資金（有利子）と同利率で算出される利子相当額）を貸付対象者から徴収することになる。

### 3 融 資 条 件

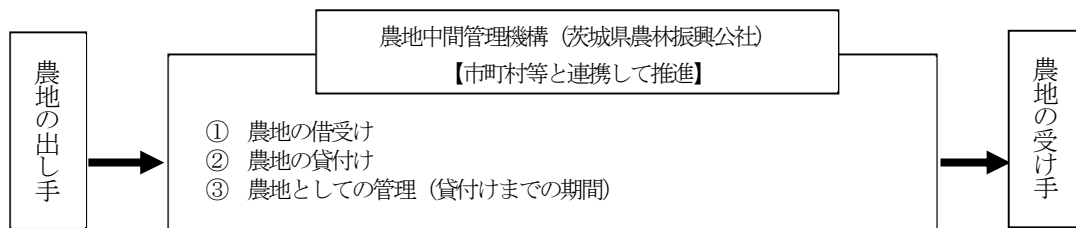
区 分	事 業 主 体	借 入 主 体	利 率 (年 利)	償 還 期 間 (据 置 期 間 を 含 む)	据 置 期 間	融 資 限 度 額
補 助 残 県 営 土 地 改 良 事 業	県	土 地 改 良 区 農 協 等	2.65%	25年以内	10年以内	・貸付を受ける者の負担 する額 ・最低借入限度額 50万円
補 助 残 団 体 営 土 地 改 良 事 業	市 町 村 土 地 改 良 区 共 同 施 行 農 業 振 興 法 人	農 協 土 地 改 良 区 共 同 施 行 農 業 振 興 法 人	2.50%	同 上	同 上	同 上
非 補 助 土 地 改 良 事 業	同 上	同 上	2.50%	同 上	同 上	同 上
災 害 復 旧 事 業	同 上	同 上	融 資 期 間 に よ り 1.55~2.50%	同 上	同 上	・貸付を受ける者の負担 する額 ・最低借入限度額 10万円
担 い 手 育 成 農 地 集 積 資 金	同 上	土 地 改 良 区 農 協 等	無 利 子	同 上	同 上	次のいずれか低い額 ・当該年度に負担する額の 5/6 ・融資対象事業費の10%

(注)表中の金利は令和8年1月20日現在のものである。

## (5) 農地中間管理事業

農地中間管理事業は、「農地中間管理事業の推進に関する法律（H25.12.13公布）」に基づき、県が（公社）茨城県農林振興公社を農地中間管理機構（以下「機構」という。）に指定（H26.4.1）し、農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進などによる農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業生産性の向上を目的とする事業である。機構は、市町村等と連携して、農業をリタイヤする方や経営規模を縮小したい方の農地を借り受け、担い手等へ農地を転貸する。今後は、地域での話し合いによって、将来の農地利用の姿を明確化した地域計画に基づき、農地の集積・集約化を進めるとともに、同計画に経営体や農地が位置づけられていることが事業採択の要件となるなど、地域計画と各種事業を一体的に推進していく必要がある。

＜農地中間管理事業のしくみ（令和7年度から農業経営基盤強化促進法に基づく権利設定は農地中間管理事業に統合）＞



### 出し手

- 規模縮小
- 経営転換
- 農地相続

でお困りの方

#### 農地を貸すメリット

貸付期間満了後、農地は確実に出し手に戻ります。	貸付期間満了後、継続して貸付することもできます。
設定した地代は機構から確実に支払われます。（現物納付も可能）	公的な機関なので、安心して貸付できます。

### 受け手

- 規模拡大
- 新規参入

をお考えの方

#### 農地を借りるメリット

長期の借入期間により（原則10年）安定した営農が可能です。	分散した農地の集約化が可能となり作業効率や生産性の向上につながります。
地代は機構にまとめて支払っていただき、機構が出し手へ個別に支払います。	耕作ができなくなった場合、機構が次の担い手を探します。

### ＜機構が借り受ける農地の基準＞

- ・市街化区域以外の農地であること（市街化区域の農地を当該区域以外にある農用地と一体的に利用するときは対象）
- ・再生作業が著しく困難な遊休農地ではないこと
- ・土地改良区賦課金の滞納がないこと
- ・農用地利用の効率化、高度化の促進につながる農地であること 等

### ＜お問い合わせ＞

茨城県農林振興公社（最寄りの農林事務所駐在の機構推進員）または市町村農政担当課まで

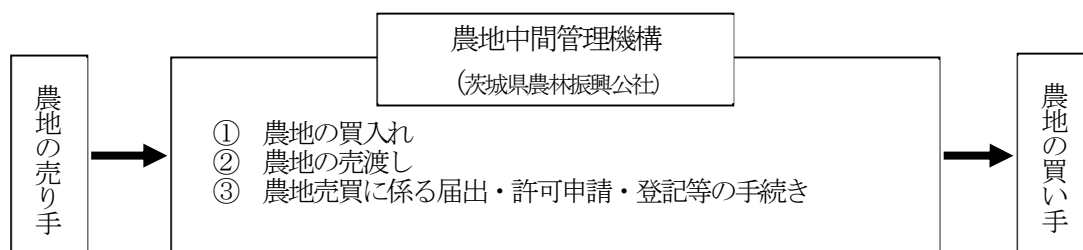
農地中間管理機構（茨城県農林振興公社）	TEL：029-239-7131
県北農林事務所（常陸太田合同庁舎3F）	TEL：0294-33-8772
県央農林事務所（水戸合同庁舎3F）	TEL：029-231-6560
鹿行農林事務所（鉾田合同庁舎2F）	TEL：0291-32-6272
県南農林事務所（土浦合同庁舎3F）	TEL：029-823-5633
県西農林事務所（筑西合同庁舎5F）	TEL：0296-48-8225

## (6) 農地売買等事業（農地中間管理機構が行う特例事業）

機構では、農地の貸し借りの他に、農業経営基盤強化促進法（S55.5.28公布）に基づき、農地中間管理機構の特例事業として、農地売買等事業も行っている。

この事業は、機構が農業をやめる方や経営規模を縮小したい方から農地を買入れて、規模拡大による経営の安定を図ろうとする農業者等に対して、農地を効率的に利用できるように調整したうえで、農地の売渡し等を行う事業であり、売り手・買い手への税制優遇措置の制度もある。

### <農地中間管理事業（特例事業）のしくみ>



### <機構を通じた売買の適用要件>

- ・市街化区域以外の農地であること（市街化区域の農地を当該区域以外にある農用地と一体的に利用するときは対象）
- ・買入れ価格は、近傍類似の取引価格を参考に、農業委員会の意見を聴いて定める
- ・売渡相手方の農地取得後の経営面積が、所在市町村の平均経営面積以上となること 等

### <お問い合わせ>

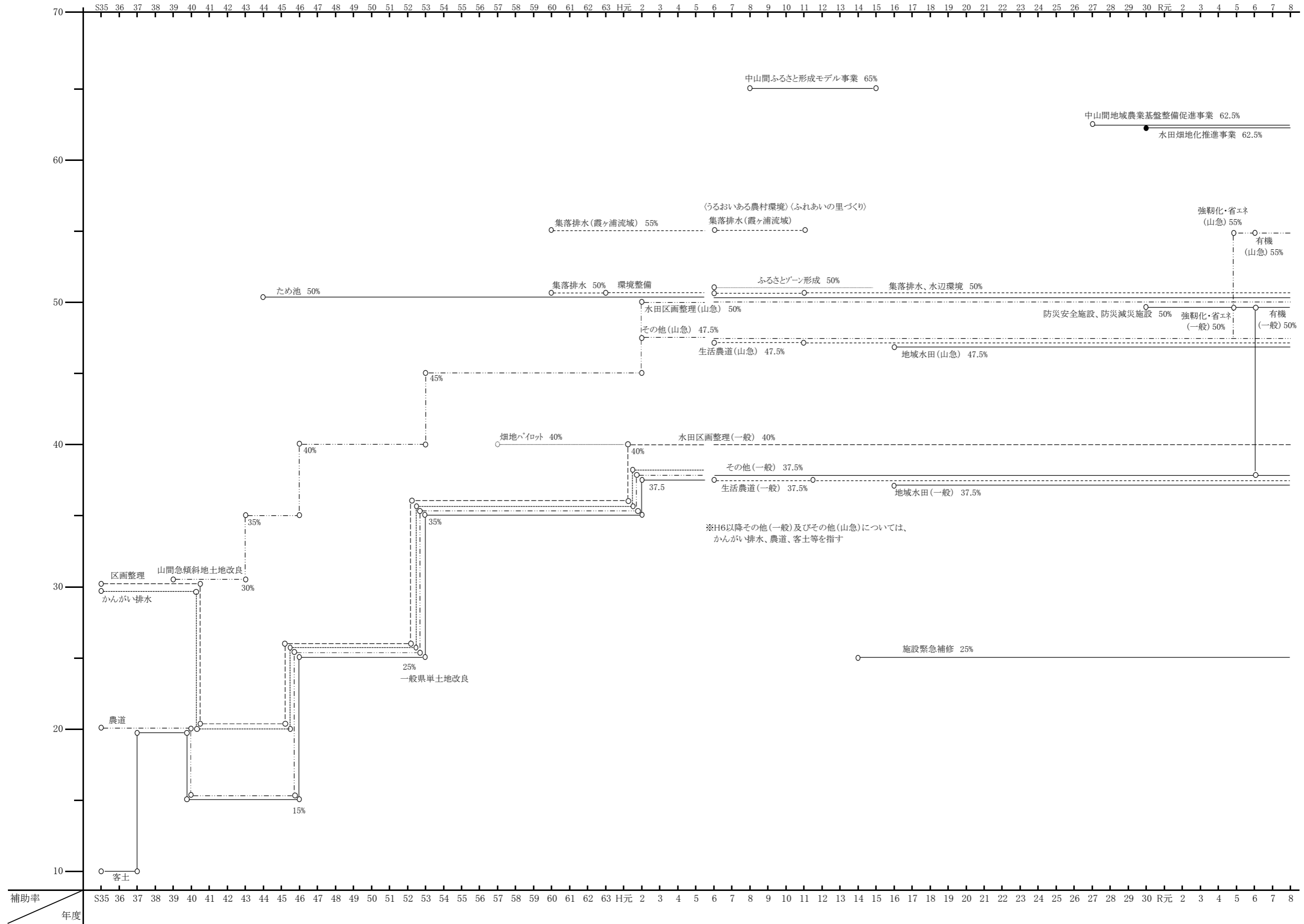
茨城県農林振興公社または、最寄りの市町村農業委員会まで

農地中間管理機構（茨城県農林振興公社） TEL：029-239-7131



(参考) 補助率推移表

(2) 県単土地改良事業補助率推移表



## 8. 参 考 資 料

- (1) 地域指定の状況
- (2) 土地改良区の状況
- (3) 広域営農団地農道位置図
- (4) 農地局関連の主な会議一覧
- (5) 農業農村整備事業の変遷

(1) 地域指定の状況

① 過疎法、山村振興法、特定農山村法指定地域

(令和8年4月1日現在)

指定区分	指定地域	根拠法令
過疎地域 (11市町)	常陸太田市(旧水府村、旧里美村)、潮来市(旧牛堀町)、常陸大宮市(旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村)、稲敷市(旧桜川村、旧江戸崎町、旧新利根町、旧東町)、かすみがうら市(旧霞ヶ浦町)、桜川市(旧岩瀬町、旧真壁町、旧大和村)、行方市(旧麻生町、旧北浦町、旧玉造町)、城里町(旧桂村、旧七会村)、大子町、河内町、利根町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
振興山村 (6市町)	日立市(旧日立市(旧中里村)) 常陸太田市(旧里美村) 高萩市(旧高岡村) 常陸大宮市(旧御前山村(旧伊勢畑村)、旧美和村) 大子町(旧生瀬村、旧依上村、旧佐原村、旧黒沢村) 城里町(旧七会村)	山村振興法
特定農山村地域 (9市町)	日立市(旧十王町)、常陸太田市(旧常陸太田市(旧誉田村、旧河内村)、旧金砂郷町(旧金砂村)、旧水府村、旧里美村)、高萩市、北茨城市(旧華川村、旧関本村)、常陸大宮市(旧御前山村(旧伊勢畑村)、旧大宮町(旧大場村)、旧山方町(旧世喜村、旧下小川村)、旧美和村)、大子町、城里町(旧七会村)、古河市(旧総和町(旧岡郷村)、旧三和町)、坂東市(旧猿島町(旧生子菅村、旧沓掛村))	特定農山村における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律

② 県単土地改良事業指定地域

指定区分	指定地域	根拠法令
山間急傾斜地帯指定地域 (10市町)	日立市(旧日立市〔旧東小沢村の区域を除く〕、旧十王町)、石岡市(旧八郷町)、常陸太田市(旧常陸太田市〔旧西小沢村及び旧幸久村の区域を除く〕、旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村)、高萩市、北茨城市、笠間市〔旧笠間市〕、常陸大宮市(旧御前山村、旧大宮町、旧山方町、旧美和村、旧緒川村)、桜川市(旧岩瀬町、旧真壁町〔旧長讃村の区域を除く〕、旧大和村〔旧大国村の区域を除く〕)、城里町(旧常北町、旧桂村〔旧坏村の区域を除く〕、旧七会村)、大子町	茨城県県単土地改良事業補助金交付要項別表の付表

※下線を引いた市町村は行政区画の一部が区域指定に係るものである。



(2) 土地改良区の状況

① 土地改良区設立状況等一覧

事項 区分	地区数					地区面積 (ha)				組合員数 (人)		
	R6.4.1 現在	R7.3.31 現在	異動			R8.3.31 現在	R6.4.1 現在	R7.3.31 現在	増減	R6.4.1 現在	R7.3.31 現在	増減
			設立	解散	増減							
土地改良区	178	176	1	4	△3	173	107,521	107,370	△151	185,759	184,775	△984
同連合	2	2	-	-	-	2	9,786	9,777	△9	18,614	18,454	△160
合計	180	178	1	4	△3	175	117,307	117,147	△160	204,373	203,229	△1,144

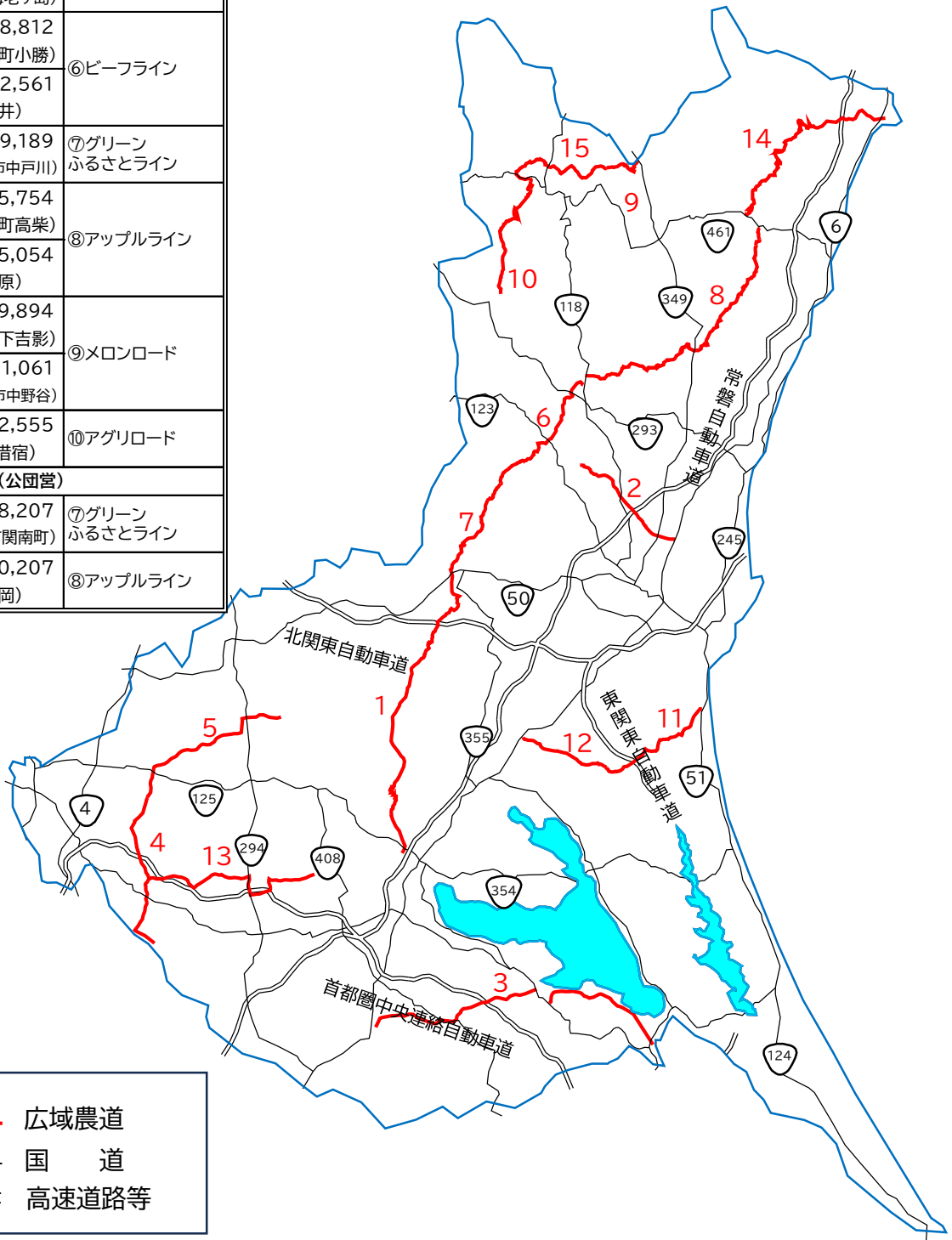
② 土地改良区組合員数規模別一覧表

(令和7年3月31日現在)

組合員数 区分	300人未満	300人～ 1,000人未満	1,000人～ 5,000人未満	5,000人～ 10,000人未満	10,000人以上	計
土地改良区	75	64	31	3	3	176
同連合	-	-	1	-	1	2
計	75	64	32	3	4	178

(3) 広域営農団地農道位置図

広域農道(県営)				
番号	路線名	工期	事業量(m)	愛称
1	八 郷 S45~S55 (笠間市来栖~土浦市上坂田)	18,365		①フルーツライン
2	那 珂 S46~S57 (那珂市下江戸~ひたちなか市田彦)	14,427		②バードライン
3	稲 敷 S47~H8 (稲敷市西代~龍ヶ崎市若柴町)	20,595		③カントリーライン
4	猿 島 S48~H元 (坂東市桐木~八千代町水口)	13,792		④ライブライン
5	県西北部 S49~H2 (八千代町水口~筑西市海老ヶ島)	10,507		⑤グリーンライン
6	笠 間 S54~H4 (常陸大宮市鷹巣~城里町小勝)	8,812		⑥ビーライン
7	笠間2期 S55~H14 (城里町小勝~笠間市石井)	12,561		
8	県北東部、2期 S56~R元 (常陸大宮市辰ノ口~高萩市中戸川)	29,189		⑦グリーン ふるさとライン
9	県北北部 S56~H8 (常陸太田市徳田~大子町高柴)	5,754		⑧アップルライン
10	県北北部2期、3期 S61~H20 (大子町上岡~大子町栃原)	5,054		
11	涸 沼 南 S63~H14 (鉾田市上釜~小美玉市下吉影)	9,894		⑨メロンロード
12	涸沼南2期 H2~H17 (小美玉市下吉影~小美玉市中野谷)	11,061		
13	つくば下線、2期 H5~R元 (つくば市酒丸~坂東市借宿)	12,555		⑩アグリロード
広域農道(公団営)				
14	多 賀 S58~H2 (高萩市中戸川~北茨城市関南町)	18,207		⑦グリーン ふるさとライン
15	奥 久 慈 H5~H12 (大子町高柴~大子町上岡)	10,207		⑧アップルライン



(4) 農地局関連の主な会議一覧

(令和8年4月1日現在)

所管 課	会議の名称	設置 根拠	内 容	会議の種類	構 成 員	
					本庁	事務所
農 村 計 画 課	農業農村整備事業進行管理委員会 【農村計画課】	要領	農業農村整備事業に関する施策の進捗状 況 確認に必要な調査と進行管理 農山漁村地域整備計画の評価 事業の再評価・事後評価 事業計画の審査・承認	委員会、幹事会	○	
	茨城県土地改良区統合整備推進 協議会 【農村計画課、茨城県土地改良事業団 体連合会】	要項	土地改良区の合併及び解散等の推進	協議会、指導班	○	○
	茨城県土地改良区運営基盤強化 協議会 【農村計画課】	会則	土地改良区運営基盤強化の推進	協議会、運営実務 委員会	○	○
	茨城県土地改良区工事事故調査検討会議 【農村計画課】	要領	事故原因の調査、分析及び再発防止に向 けた安全対策の検討	検討会議、幹事会	○	
	土地改良技術検討会 【農村計画課】	要領	技術に関する指針及び基準等の作成	検討会、検討部会	○	
	茨城県農業農村整備事業広報会議 【農村計画課】	要項	農業農村整備事業のPR	委員会、幹事会	○	○
	茨城県イノシシ等被害防止対策 協議会 【農村計画課】	要領	農林業等への被害防止に係る総合的対策 の推進	幹事会、全体会議、 ブロック会議	○	○
	茨城県渇水対策連絡会議 【水政課】	要項	県内の渇水情報の共有、対応策の協議	会議	○	
	利根川水系農業水利協議会 茨城県支部 【茨城県土地改良事業団体連合会】	規約	水利情報の提供と農業水利諸問題の研究	委員会、幹事会	○	

備考：【 】内の箇所名は事務局

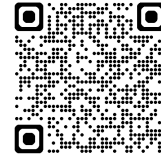
所管 課	会議の名称	設置 根拠	内 容	会議の種類	構成員	
					本庁	事務所
農 地 整 備 課	国営那珂川沿岸農業水利事業 連絡調整会議 【那珂川沿岸農業水利事業所】	要領	事業の円滑な推進に関する連絡調整	本会議、検討部会	○	○
	全国土地改良施設管理事業 推進協議会 【全国土地改良事業団体連合会】	規約	情報の交換、研さん等を行うことにより 維持管理事業の円滑な推進に資する	協議会、管理部会	○	
	茨城県国土調査推進協議会 【農地整備課】	任意	事業の啓発普及、講習会の開催、関係者の 顕彰等	総会、理事会	○	
	茨城県日本型直接支払制度 推進委員会 【農地整備課】	要項	事業の実施状況の点検、農業団体等の 取組の評価及び指導・助言	委員会	○	
	茨城県発注者協議会 【県土木部】	規約	公共工事の品質確保に関する情報の交換 及び課題等について検討	協議会	○	
	関東ブロック発注者協議会 【国土交通省関東地方整備局】	要領	公共工事の品質確保の促進に向けた取組等 について連携	協議会、幹事会	○	
	茨城県建設副産物リサイクル 推進協議会 【県土木部】	要綱	再生資源の利用及び廃棄物の減量等を 通じて、資源の有効な利用の確保及び 廃棄物の適正な処理を官民一体となって 推進	協議会、幹事会	○	
	茨城県リサイクル建設資材 評価認定委員会 【県土木部】	要項	リサイクル建設資材の評価認定に関する 審議	委員会	○	
	関東標準積算システム利用団体 連絡会 (全国標準積算システム利用団体 連絡会) 【会長所属団体(各県持回)】	規約	積算のシステム化促進を経済的、効率的に 実現するための連絡調整	連絡会	○	
	関東地域技術情報連絡協議会 【農林水産省関東農政局】	規約	農業農村整備事業に関する計画・設計・ 積算・施工・管理・環境・電子情報化等の 検討と合理化の推進、及び、公共工事の 品質確保に関する情報交換や発注関係事務 の適正化を図るための検討	協議会、幹事会、 部会	○	
全国土地改良施設管理事業 推進協議会 【全国土地改良事業団体連合会】	規約	情報の交換、研鑽等を行うことにより 維持管理事業の円滑な推進	協議会、管理部会			

備考：【 】内の箇所名は事務局

(5) 農業農村整備事業の変遷

年	農政の動き	農業農村整備事業の変遷					その他計画等	県の動き
		目的・名称	農業生産基盤整備	農村整備	農地等保全管理	国計画		
昭和24	土地改良法制定	食糧増産 対策事業	S31県管かんがい排水事業				S26県総合計画	S24藤波ノ江村で畑地かんがい
25	食糧増産10ヶ年計画							生産性の向上と農業生産の選択的拡大
26		S45県管畑地帯総合整備事業	S45広域農道整備事業	S47農村基盤総合整備パイロット事業	S44新全国総合開発計画	S44新全国総合開発計画	S27土浦市外15ヶ村大規模県管土地改良事業着手	
27							S52土地改良総合整備事業	S48農村総合整備モデル事業
28		S54排水対策特別型	S58農業集落排水事業	S60国営造成施設管理体制整備促進事業	S61第4次全国総合開発計画	S61第4次全国総合開発計画		
29							H1低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業	H2中山間地域総合整備事業
30		H5担い手育成基盤整備事業	H3水環境整備事業	H8基幹水利施設管理事業	H11国土形成計画(全国計画)	H11国土形成計画(全国計画)		
31							H6畑地帯総合整備事業(担い手育成型)	H10田園整備事業
32		H7県UR関連対策大綱	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
33							H8県管かんがい排水事業	H10田園整備事業
34		H9中山間地域総合整備事業(県営)	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
35							H10田園整備事業	H10田園整備事業
36	農業基本法	H11国土形成計画(広域地方計画)	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
37	農業構造改善事業促進対策大綱						H12国土形成計画(広域地方計画)	H10田園整備事業
38		H13農村振興総合整備事業	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
39							H14新しい食料・農業・農村政策の方針	H10田園整備事業
40		H15経営体育成基盤整備事業	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
41							H16新農業水利システム保全整備事業	H10田園整備事業
42		H17農業・農村振興計画'06-'10	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
43							H18農業・農村振興計画'06-'10	H10田園整備事業
44	農業振興地域の整備に関する法律 稲作転換対策 (都市計画法)	H19農地・水・環境保全向上対策	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
45							H20農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業
46		H21国土形成計画(広域地方計画)	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
47							H22農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業
48		H23農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
49	(国土利用計画法)						H24農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業
50		H25農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
51							H26農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業
52		H27農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
53	水田利用再編対策						H28農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業
54		H29農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
55							H30農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業
56		H31農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
57							H32農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業
58		H33農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
59							H34農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業
60		H35農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
61	「21世紀に向けての農政の基本方向」 水田農業確立対策						H36農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業
62		H37農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
平成元							H38農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業
2		H39農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
3							H40農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業
4		H41農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
5	農業経営基盤強化促進法 「新しい食料・農業・農村の方向」 水田営農活性化対策						H42農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業
6	UR農業合意関連対策大綱	H43農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
7							H44農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業
8	新生産調整推進対策 新たな米政策大綱	H45農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
9							H46農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業
10	農政改革大綱	H47農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
11	緊急生産調整推進対策 食料・農業・農村基本法						H48農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業
12	食料・農業・農村基本計画 水田農業経営確立対策	H49農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
13							H50農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業
14	改正土地改良法の施行 「食」と「農」の再生プラン 米政策改革大綱	H51農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
15							H52農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業
16	新たな食料・農業・農村基本計画	H53農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
17	経営所得安定対策等大綱						H54農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業
18		H55農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
19							H56農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業
20		H57農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		
21							H58農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業
22	戸別所得補償モデル対策	H59農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境復活事業)	H10田園整備事業	H13農村振興総合整備事業	H12国土形成計画(広域地方計画)	H12国土形成計画(広域地方計画)		

年	農政の動き	農業農村整備事業の変遷				その他計画等	県の動き			
		目的・名称	農業生産基盤整備	農村整備	農地等保全管理			国計画		
平成23	戸別所得補償制度の本格実施	多面的機能の振興・農村の安定供給の確保	H23戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業		H23農地・水保全管理支払交付金 H23震災対策農業水利施設整備事業	H26国土強靱化基本計画 H26インフラ長寿命化計画	H23県長期総合計画(改定) H23新茨城農業改革大綱			
24										
25	農林水産業・地域の活力創造プラン		H25農業競争力強化基盤整備事業 H25農村地域防災減災事業						第7次(H25)国土改良25(7)年計画	H25いばらきの畑地再生事業
26	農地中間管理機構の創設・経営所得安定対策見直し・水田フル活用とコメ政策の見直し・日本型直接支払制度の創設農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律				H26多面的機能支払交付金					
27	食料・農業・農村基本計画 総合的なTPP関連政策大綱		H27農地耕作条件改善事業						H27茨城県公共施設等総合管理計画	H27中山間地域農業基盤整備促進事業 H27中山間地域アグリビジネス創出調査研究事業 H27元気な農業農村創生チャレンジ事業
28	農業競争力強化プログラム			H28農山漁村振興交付金						
29	土地改良法の改正(中間管理機構関連農地整備、ため池耐震化等)								H28県長期総合計画(改定) H28新茨城農業改革大綱 H28茨城県国土強靱化計画	
30	防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策(H30～R2) 土地改良法の改正(土地改良区あり)		H30農地中間管理機構関連農地整備事業 H30農業水路等長寿命化・防災減災事業 H30水利施設等保全高度化事業				(H28)国土改良8(2)期計画	H30国土強靱化基本計画(改定)	H30茨城県総合計画	H30水田水質保全対策モデル事業(森林湖沼環境税活用) H30水田畑地化推進事業
令和元	農業用ため池の管理及び保全に関する法律						(H29)農業農村整備に関する取組方針			
2	新たな食料・農業・農村基本計画 総合的なTPP関連政策大綱(改定) 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法		R2中山間地域農業農村総合整備事業					R2農地中間管理機構関連農地整備事業 南友部地区採択		
3	防災・減災・国土強靱化のための5か年緊急対策(R3～7) 土地改良長期計画	R3防災重点農業用ため池緊急整備事業	R3農村整備事業			R3インフラ長寿命化計画(改定)				
4	土地改良法の改正(豪雨対策等)				(R3)国土改良3(6)期計画		R4第2次茨城県総合計画 R4茨城県公共施設等総合管理計画(改定)	営農構想の作成(R5.3月～)		
5		R5畑作等促進整備事業				R5国土強靱化基本計画(改定)	R5茨城農業の将来ビジョン			
6	食料・農業・農村基本法の改正									
7	土地改良法の改正(農業水利施設の保全、水士里ビジョン制度の創設等) 食料・農業・農村基本計画の策定 土地改良長期計画	R7補 大区画化等加速化支援事業				農業構造転換集中対策期間(R7補～R11)				
8					(R7)国土改良7(1)期計画		R8第3次茨城県総合計画			



## 令和8年度事業計画概要書

編集発行 茨城県農林水産部農地局農村計画課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話 029-301-4150

FAX 029-301-4169

農地局HP 「いばらきの農村発見」

<https://www.nouson.pref.ibaraki.jp>



「いばらきのグリーンツーリズム」

<https://www.green-tourism.pref.ibaraki.jp>

